

序

益田市には、平安時代末から閑が原の戦までのおよそ 400 年間にわたり、益田を中心として勢力を伸張した益田氏に関わる遺跡や神社仏閣が数多く残されています。特に旧七尾城下の益田地区には、支配拠点である七尾城跡や三宅御土居跡をはじめ、雪舟庭園のある万福寺や医光寺など中世の歴史遺産が数多く存在しています。また、多量の中世文書を含む益田家文書も残されているなど、益田市は中世史を研究する上で貴重な資料を豊富に持ち合わせた地域であります。

しかしながら、益田市では、昭和 58 年の山陰豪雨災害の後に、益田氏の居館三宅御土居跡を通過する防災道路の機能を備えた都市計画道路沖田七尾線が計画されたため、道路建設か遺跡保存かで市民の意見は大きく揺れました。

このような中で、都市工学と歴史学の専門家、建設省（現：国土交通省）、文化庁、県の関係各機関の参加を得て、道路整備及び文化財保護の両面から検討を重ね、長期的視点の中で、歴史を活かしながら現代生活と調和した個性的なまちづくりの方策として、平成 6 年 6 月に「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を市の方針として決定しました。これに基づいて、都市計画道路沖田七尾線は地区整備の中核となる街路として位置づけられ、歴史的な遺産を保全しつつ活用した整備を図っていくため、道路整備に先立って三宅御土居跡において発掘調査を実施することとなりました。

益田市教育委員会では、鳥根県益田土木建築事務所の委託を受け、平成 8 年度から 11 年度にかけて発掘調査を実施してまいりましたが、このたびその成果をまとめた報告書を刊行する運びとなりました。

現在、三宅御土居跡では、発掘調査で確認された遺構全体を保護する構造での道路整備と、発掘調査成果を展示、解説する遺構活用広場の整備とが一体的に進められております。本書の資料が、歴史を活かした個性的なまちづくりの実現、文化財保護思想の普及への一助となることを願っております。

最後になりましたが、発掘調査および本書の刊行にあたりまして、調査指導の各先生方を始め、各機関、各方面からご支援、ご協力をいただきましたことに対しまして厚く感謝申し上げます。また、あらゆる面から調査にご協力くださいました地元関係者の皆様に対しまして、深甚なる謝意を表する次第であります。

平成 14 年 1 月

益田市教育委員会

教育長 田 中 稔

例 言

- 本書は、島根県益田市建築事務所の委託を受けて、益田市教育委員会が平成8~11年度に実施した沖田七尾線緊急地方道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査の報告書である。
- 調査は、島根県教育委員会文化財課の指導を得て、次のような体制で実施した。

調査主体 益田市教育委員会（教育長 出中 稔）

○平成8年度

【事務局】 益田市教育委員会生涯学習課

岡崎松男（課長）、下瀬俊明（課長補佐兼文化係長）

【調査員】 長澤和幸（文化係主事）、宇津栄一（同主事補）

【調査指導】 永原慶二（一橋大学名誉教授）、五味盛重（財団法人文化財建造物保存技術協会参与）、井上寛司（島根大学教授）、村上 勇（広島県立美術館主任学芸員）
千田嘉博（国立歴史民俗博物館考古研究部助手）

【整理作業員】 岩本祥枝、大久保真紀、大谷ひとみ、大畠和子、岡崎敦子、岡本敬子、中村康恵
藤井典子、横山秀美、和崎幸子

○平成9年度

【事務局】 益田市教育委員会生涯学習課

岡崎松男（課長）、下瀬俊明（課長補佐兼文化係長）

【調査員】 長澤和幸（文化係主事）、宇津栄一（同主事）

【調査指導】 永原慶二（一橋大学名誉教授）、五味盛重（財団法人文化財建造物保存技術協会参与）、井上寛司（大阪工業大学教授）、村上 勇（広島県立美術館主任学芸員）、
千田嘉博（国立歴史民俗博物館考古研究部助手）

【整理作業員】 大久保真紀、岡崎敦子、坂本文江、中村康恵、横山秀美、和崎琴美、和崎幸子

○平成10年度

【事務局】 益田市教育委員会文化振興課

下瀬俊明（課長）、田原英夫（課長補佐兼文化財係長）

【調査員】 長澤和幸（文化財係主事）

【調査指導】 永原慶二（一橋大学名誉教授）、井上寛司（大阪工業大学教授）、村上 勇（広島県立美術館主任学芸員）

【整理作業員】 大久保真紀、岡崎敦子、中村康恵、横山秀美、和崎幸子

○平成11年度

【事務局】 益田市教育委員会文化振興課

下瀬俊明（課長）、田原英夫（課長補佐兼文化財係長）

【調査員】 長澤和幸（文化財係主事）

【調査補助員】 細田美樹（島根大学院生）

【調査指導】 永原慶二（一橋大学名誉教授）、井上寛司（大阪工業大学教授）、村上 勇（広島県立美術館学芸課長）

【整理作業員】 大久保真紀、岡崎敦子、中村康恵、横山秀美、和崎幸子

発掘調査作業には、平成8~11年度の間、次の方々に参加していただいた。

石川和江、岩本祥枝、岩本末子、岩本哲夫、上田早美、大草秀登、大島 操、大谷ひとみ
大畠和子、岡本敬子、岡本圭司、岸田 陽、喜代吉直嗣、小林明子、坂本文江、杉内恵美子
高井利和、高橋径男、田川秀子、田中 登、田庭道枝、寺戸正知、中尾貞子、中村 了
中村藤子、野崎純子、野村昭都、深井一雄、藤井典子、藤井陵子、藤原百合子、滝川菊枝
宮本加津男、柳井友吉、山地喜三男、横田貞代、吉田初一

3. 現地調査、資料整理については、上記調査指導の先生方の他、以下の方々から有益なご助言をいただいた。(敬称略、所属は当時)

池田善文（美東町教育委員会）、岩本正二（広島県立歴史博物館）、小都 隆（広島県教育委員会）、小野正敏（国立歴史民俗博物館）、桑原韶一、古賀信幸（山口市教育委員会）、柳原博英（浜田市教育委員会）、田中義昭（鳥根大学）、中村悟、中村唯史（株式会社日進技術コンサルタント）、服部英雄（九州大学）、林正久（鳥根大学）、増野晋次（山口市教育委員会）、益田兼房（文化庁）、益田市文化財専門委員会、峰岸純夫（中央大学）

4. 発掘調査では以下の方々からご協力をいただいた。(敬称略)

大谷嘉徳、泉光寺（木村静信住職）、田中匡倫、中村道雄、吹金原栄、益田葬儀社、三宅自治会明誠高等学校

5. 基準点測量及びボーリング調査は、株式会社大建コンサルタントに委託した。また、地中レーダー探査はマイアミ大学地球物理学応用考古学探査研究所中島研究室に委託し、出土鉄製品の成分分析は和鋼博物館に、出土木製品の樹種鑑定は文化財調査コンサルタントにそれぞれ委託した。

6. 遺構略号は次のとおりである。

SA-柵列、SB-建物、SD-溝、SE-井戸、SG-池、SK-土壤、SP-柱穴、SX-その他
なお、本書で扱う遺構名及び番号は、遺構検出時に付したものとそのまま使用したため、欠番が生じている。また、調査区間での遺構番号の重複を避けるため、遺構検出時に付した番号のはじめに調査区番を加えた3桁で掲載している。

7. 掘図中の方位は磁北を示している。

8. 本書の執筆及び掲載した遺物の写真撮影は、長澤が行った。また、調査指導の永原慶二氏、千田嘉博氏、村上勇氏及び歴史を活かしたまちづくり計画にアドバイザーとして参加いただいた東京大学名誉教授の新谷洋二氏より玉稿を賜った。

9. 本書掲載の遺跡出土資料及び実測図、写真などの資料は益田市教育委員会で保管している。

目 次

| | |
|--|-----|
| 1. 調査の経緯 | 1 |
| 1.1 調査に至る経緯 | 1 |
| 2. 遺跡の位置と環境 | 2 |
| 2.1 地理的環境 | 2 |
| 2.1.1 益田市の概要 | 2 |
| 2.1.2 遺跡の地理的概観 | 2 |
| 2.2 歴史的環境 | 4 |
| 2.2.1 周辺の遺跡 | 4 |
| 2.2.2 益田氏の時代 | 8 |
| 3. 既往の調査 | 10 |
| 3.1 歴史的な沿革 | 10 |
| 3.2 調査前の状況 | 13 |
| 4. 調査の結果 | 15 |
| 4.1 調査の経過と方法 | 15 |
| 4.1.1 調査地区的設定 | 15 |
| 4.1.2 調査の経過 | 15 |
| 4.2 各調査区の調査結果 | 18 |
| 4.2.1 第Ⅰ調査区 | 18 |
| 4.2.2 第Ⅱ調査区 | 21 |
| 4.2.3 第Ⅲ調査区 | 35 |
| 4.2.4 第Ⅳ調査区 | 51 |
| 5. まとめ | 64 |
| 〔自然科学的分析〕 | |
| 三宅御土居跡出土上鉄滓等の分析（安来市文化振興財団 和銅博物館） | 65 |
| 三宅御土居跡出土木製品の樹種鑑定（吉野 育、渡辺正巳） | 85 |
| 〔毛稿〕 | |
| 永原慶二「三宅御土居の史的展開」 | 91 |
| 千田嘉博「三宅御土居の規模と歴史的位置」 | 101 |
| 村上 勇「益田三宅御土居跡出土遺物の組成－陶磁器を中心に－」 | 107 |
| 新谷洋二「益田市における歴史を活かしたまちづくり計画」 | 112 |

挿 図 目 次

| | | |
|------|-------------------------------|-------|
| 図 1 | 三宅御土居跡周辺字名分布図 | 3 |
| 図 2 | 遺跡の位置と周辺の遺跡 | 5・6 |
| 図 3 | 益田地区遺跡分布図 | 7 |
| 図 4 | 益田氏略系図 | 8 |
| 図 5 | 益田氏御殿略図 | 10 |
| 図 6 | 既往の調査区配置図 | 11・12 |
| 図 7 | 調査区配置図 | 16 |
| 図 8 | 第Ⅰ調査区遺構平面図及び東壁土層断面図 | 19・20 |
| 図 9 | 第Ⅱ調査区遺構配置図 | 22 |
| 図 10 | 第Ⅱ-1区遺構平面図及び西壁土層断面図 | 24 |
| 図 11 | 第Ⅱ-2区遺構平面図及び西壁土層断面図 | 25 |
| 図 12 | 第Ⅱ-3、-4、-5区遺構平面図及び土層断面図 | 29・30 |
| 図 13 | 第Ⅱ調査区出土遺物実測図 | 32 |
| 図 14 | 第Ⅲ調査区遺構配置図 | 33・34 |
| 図 15 | S B 3 0 1 周辺出土羽口実測図 | 36 |
| 図 16 | S E 3 0 2 実測図 | 38 |
| 図 17 | S K 3 0 5 実測図 | 39 |
| 図 18 | S K 3 0 5 出土遺物実測図 (1) | 40 |
| 図 19 | S K 3 0 5 出土遺物実測図 (2) | 41 |
| 図 20 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図 (1) | 43 |
| 図 21 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図 (2) | 45 |
| 図 22 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図 (3) | 47 |
| 図 23 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図 (4) | 48 |
| 図 24 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図 (5) | 50 |
| 図 25 | 第Ⅳ調査区遺構配置図 | 53・54 |
| 図 26 | 第Ⅳ-2区土層断面実測図 | 56 |
| 図 27 | 第Ⅳ-3、-4区遺構平面図及び西壁土層断面図 | 58 |

挿 表 目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 表 1 | 第Ⅱ調査区出土遺物観察表 | 31 |
| 表 2 | S K 3 0 5 出土遺物観察表 | 42 |
| 表 3 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表 (1) | 44 |
| 表 4 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表 (2) | 46 |
| 表 5 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表 (3) | 49 |
| 表 6 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表 (4) | 49 |
| 表 7 | 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表 (5) | 51 |

1. 調査の経緯

1.1 調査に至る経緯

1983（昭和 58）年 7 月に島根県西部を襲った豪雨災害は各地に甚大な被害をもたらし、益田市もまた川の決壊・氾濫や山間部での土砂崩れなど大きな被害を被った。そこで同年 8 月に島根県・益田市・三隅町防災都市構想策定委員会を設置して、同年 12 月には防災道路網の整備と河川改修を内容とする防災都市構想を策定し、それに基づいて 1984（昭和 59）年 6 月に沖田七尾線街路事業が都市計画決定された。

この街路事業は、七尾山麓と国道 191 号を結ぶ狭隘な市道片山住吉線を防災道路として拡幅整備しようとするもので、益田市を挟んで七尾側を市が三宅側を県がそれぞれ施工するが、この計画は県施工作域内に益田を本拠として勢力を誇った益田氏の居館跡・県指定史跡三宅御土居跡を含んでいた。三宅御土居跡を含んだ都市計画決定がなされたのには、災害直後の混乱の中で文化財保護部局に対する事前協議がほとんど行われず、遺跡に対する認識が不十分なままで事業が計画されたことによるが、この調整をめぐって 1988（昭和 63）年 7 月から島根県と益田市の関係各課で協議が始まり、このことが 1989（平成元）年 2 月からマスコミで報道され始め遺跡保存運動に発展した。

以来長期にわたって遺跡保護と道路整備促進の立場で論議が交わされ調整が難航したが、これまで調査が行われておらずその実態が必ずしも明らかにされていない三宅御土居跡において早急に調査を実施する必要が出てきたため、益田市教育委員会では 1990・91（平成 2・3）年度に国庫補助事業による範囲確認のための発掘調査を実施した。

この調査結果に基づき、遺跡の保護と街路事業との具体的な調整のための協議が少しずつ進められ、1993（平成 5）年度には歴史学と都市工学の研究者、文化庁、建設省、島根県の関係部局、益田市、コンサルタントで組織された「益田市歴史を活かしたまちづくり研究会」が発足した。ここで議論された当面の問題解決方法と将来的なまちづくりについての提言「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」は、地元委員会の審議の後に土地所有者、地元住民、市民への説明会を経て 1994（平成 6）年 6 月に益田市の決定となった。

この「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」は、歴史的な地区のまちづくりと道路整備の望ましい将来像を展望するものである。当面は、保存と道路整備を両立させるため全面調査をして遺構の残存状況を把握し、遺構を保護する工法で歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）による 2 車線道路を整備する。長期的には、都市計画側では三宅御土居跡・七尾城跡・医光寺を結ぶトライアングル構造を骨格として歴史の道筋の整備を進め、文化財側では三宅御土居跡・七尾城跡の国指定と復元整備を目指すという、双方の主張を両立した内容としている。

この計画決定を受けて 1996（平成 8）年 10 月 11 日付で益田土木建築事務所から文化財保護法第 57 条の 3 の発掘届が提出され、益田市教育委員会は同年 11 月 13 日付で同法 98 条の 2 の発掘調査届を提出して、11 月より遺構保護のための基礎資料を得ることを目的として発掘調査に着手した。

2. 遺跡の位置と環境

2.1 地理的環境

2.1.1 益田市の概要

益田市は石見地方と呼ばれる島根県西部地域の西端に位置し、北は日本海に面し、残る三方を中国山地から派生する山々が囲む。東は那賀郡一隅町・美濃郡美都町、南は美濃郡匹見町・鹿足郡日原町・岡津和野町に接し、西は山口県と県境を接する。市街地は高津川と益田川の二大河川によって形成された複合三角州で、石見地方最大の沖積平野上に位置する。面積は300.4 m²と県内2番目の規模を有し、人口約51,000人を擁する県西部の中核都市である。また、平成5年に開港した石見空港を中心として、市内では山陰を東西に結ぶ国道9号と山陰・山陽を結ぶ国道191号が交差し、また鉄道は山陰本線と山口線が分岐するなど交通の要衝地でもある。

気候は対馬暖流の影響を受けて山陰地方にあって積雪も少なく温暖で、日照時間も日本海側では有数の長さを誇り、メロンやブドウなどの生産が盛んで、農業関連産業が地域経済に果たす役割は大きい。

2.1.2 遺跡の地理的概観

益田川は、市内を流れる1級河川高津川に並んで東接する2級河川で、源を美濃郡美都町と匹見町の境にある春日山（標高989.2m）に発し、幾度も蛇行を繰り返しながら、益田市を貫流して日本海に注ぐ、延長28.3kmの中小河川である。この益田川によって形成された河岸段丘が美都町内でも随所に見られるが、市内では上久々茂、大谷、染羽等で見ることができる。三宅御土居跡は、この益田川河口から約5km上流の右岸、微高地に立地し、益田平野の入り口に位置する。対岸約900mの場所には益田氏の拠城・七尾城跡があり、この七尾城跡と益出川、多田川に囲まれた益田地区はかつての七尾城下町で、市内でも古くから栄えた場所の一つであり、通称「旧益田」と呼んでいる。

三宅御土居跡の周囲をかつて巡っていたとされる堀跡を含めた面積は約24,000m²で、堀を除いた面積は約15,000m²であり、このうち西七墨などを除いた約8,000m²が島根県指定史跡となっている。居館跡のほぼ中央には松龍山泉光寺の本堂と庫裏が建ち、中央よりやや東寄りを市道片山佐吉線が南北に貫いている。なお、この市道が敷設されたのは戦後のことであり、それ以前は幅2m程度の泉光寺への参拝道があったものの、現在のように三宅御土居を南北に貫通してはいなかった。

昭和22年に米空軍によって撮影された航空写真によれば、遺跡の平面形は長靴型で、周囲には水田が広がっており、泉光寺の南隣接地に数件の宅地が見られるだけである。堀跡の名残と推定される水路から、南北両堀幅は約40m、東西両堀幅は約20mであったと考えられてきたが、昭和30年代以降周辺の宅地化が進み、現在堀跡部には、北側及び南側では宅地が密集し、西側及び東側でも宅地や畠として利用されており、現状で堀があったことを窺わせるものを見ることはできない。

東西それぞれに大規模な土塁が残されているが、土塁上は墓地として利用され墓が密集して築かれている。東土塁は、長さ87m、中央部分での幅は18mを測り、土塁外側の畠地と土塁最高部との比高差は約5.3mである。一方、西土塁は、長さ53m、幅約13mで、土塁外側の私道と土塁最高部との比高差は5mあり、東土塁と比較して34m短い状態となっている。西土塁の北隣には大元神社があり、そのため背後の上塁斜面が削られている。両土塁の主軸はほぼ平行し、磁北に対してやや西に振っており、土塁を含む東西の長さは約180mである。

泉光寺境内地を中心とした十星内側の主郭部の標高は、周囲の住宅地と比較して全体的には1m程度く、場所によっては2m前後高くなっている。現在、市道から東十星の間は空き地及び畠地として利用されているが、空き地部分には最近まで住宅2戸が建っており、今回の街路事業に伴い移転して空き地となっている。これに対し、西土塁から市道までの間は標高9m強のは平坦地で、その大半は泉光寺境内地、畠地として利用されており、本堂及び庫裏周辺が9~9.3mと主郭部の現況の中では最も高い場所になる。本堂及び庫裏の西側から西上星までの間は畠として利用されており、境内地と比較して標高は1~1.5m低く、西土塁裾の畠地の標高が7.6mと最も低い。

主郭部の北端にあたる庫裏の北側の畠地とその北側の住宅地とは1.2m前後の比高差があり、この段差に沿って東西方向に側溝が流れている。同様に主郭部南端にあたる本堂及び鐘楼の南側周辺とその南側の住宅地とは1~2m前後の比高差があり、この1段低い南側の平地については帶曲輪との指摘もある。なお、主郭部南端は西土塁と東十星を結んだ線上であるが、ここには鐘楼付近から本堂脇までの約25mにわたって高さ0.2~0.3mほどの築地状高まりの一部が残されている。また、泉光寺の宝物庫から本堂にかけての境内地縁辺部は南に若干膨らんでおり、虎口が推定されている場所である。

一帯の字名については、明治時代初期に作成された地籍図を参考にすれば、東上星を含めた泉光寺境内地の大部分は「ヲトイ」で、西上星のみ「土井」と表されている。遺跡の南東から東上星の外側にかけては「板倉」で、板倉と益田川の土手との間は「三宅」、南側から西上星の外側は「ハカマタ」あるいは「袴田」とあり、さらに遺跡の北側に広がる水田部分の字は「土井後」である。

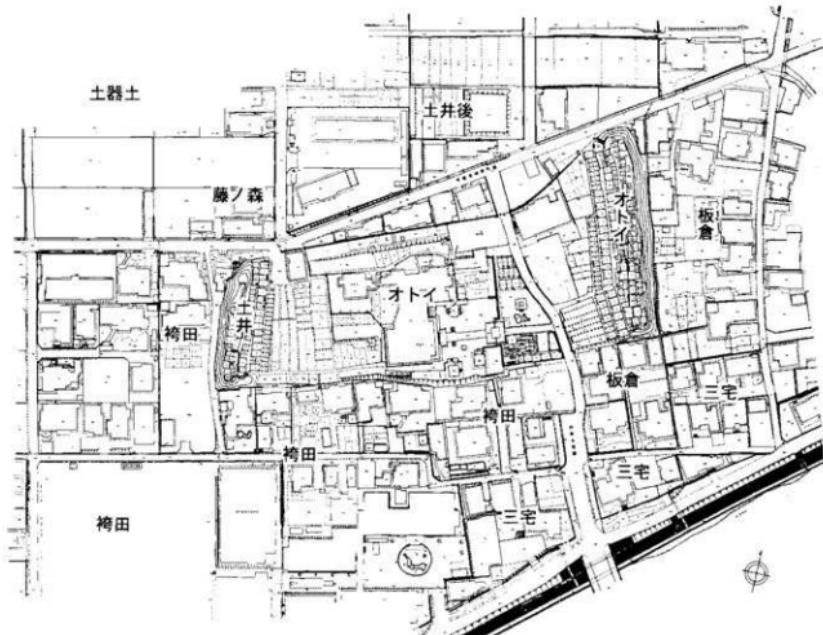


図1 三宅御土居跡周辺字名分布図

2.2 歴史的環境

2.2.1 周辺の遺跡

益田平野は高津川と益田川の堆積作用で形成されたものであるが、繩文前期のいわゆる繩文海進期には現在の市街地の大半に海が湾入していたとされ、海面は七尾から三宅一帯まで達していたと考えられている。また、現在の高津川と益田川の河口に挟まれた中須から大塚にかけて砂州が形成されており、砂州背後の中島から吉田一帯は潟湖の状態を呈していた。この潟湖を「古益田湖」と呼び、益田川以東の遠田丘陵、益田川と高津川に挟まれた七尾丘陵、そして高津川以西の幡竜丘陵がこれを囲む。なお、遠田丘陵は遠田川によって遠出台地と久城台地に、七尾丘陵は本保賀川によって七尾丘陵と安富丘陵に、幡竜丘陵は白上川によって幡竜台地と白上台地とにそれぞれ細分される。現在のところ、益田市内においてこの時期の遺跡は確認されていない。

その後の繩文後期から弥生時代にかけてのいわゆる弥生の小海退期になって、国道9号と国道191号の線より南側が陸地化したと考えられ、この時期に七尾から三宅一帯も陸地化したと考えられる。しかし、古益田湖は規模が縮小したものの依然として広がっており、この時期の遺跡は市街地の周辺部に分布する。繩文時代の後期から晩期にかけての代表的な遺跡として安富王子台遺跡があり、同時期の遺物は：宅御土居跡やその北側の土井後遺跡でも出土している。なお、土井後遺跡の北側には「土器土」の字名が見られる。

弥生時代では前述の安富王子台遺跡のほか、羽場遺跡、安福寺跡で前期の土器が発見されている。また、高津川左岸の砂丘に立地する松ヶ丘遺跡は弥生時代から古墳時代前期にかけての埋葬遺跡と考えられ、羽場遺跡からは中期の環濠跡が発見されている。幡竜台地に立地するサガリ遺跡では後期の堅穴住居跡が発見され、その立地から高地性集落の可能性が指摘されている。

古墳時代になると、遠田や久城地域など益田川以東の久城台地、遠田台地に有力な古墳が集中する。4世紀後半の築造と推定され、墳丘長が89mと石見地方最大で県内でも3番目の規模をもつ大元1号墳、5世紀の築造と推定されるスクモ塚古墳は全長約100mを測る大型の前方後円墳と考えられてきたが、最近では大型の造出し付き円墳と方墳が隣接してあるとの見方が強い。6世紀前半に築造された小丸山古墳は全長52mの前方後円墳で、周溝と外堤を設けている古墳としては県内唯一の例であり、山陰地方では初めての出上例となった鈴杏葉が採取されている。小丸山古墳周辺には三角縁神獸鏡が出土した四塚山古墳も存在し、三宅御土居跡東の秋葉山山頂には横穴石室を持つ秋葉山古墳がある。古墳時代後期の古墳としては、海岸部の台地上に横穴式石室をもつ小円墳を主体として築造された群集墳の轍ノ鼻古墳群が存在し、益田平野南東部の丘陵斜面には片山、多田、南長迫、北長迫などの横穴群が築造されるようになる。

律令制の時代に益田市は美濃郡に属し、この頃から益田平野の開発が次第に始まったと考えられており、三宅御土居跡一帯の「三宅」の地名の由来と考えられている屯倉がこの地に推定され、戦後この一帯の区画整理が行われるまで条里制の遺構が明瞭に残されていた。また、歌聖柿本人麿の生誕及び終焉の地として戸田と高津にそれぞれ柿本人麿神社があり、『延喜式』神名帳に記載のある染羽天石勝神社や櫛代賀姫命神社など美濃郡内の式内社5社のうち全てが益田市内に現存している。本殿が重要文化財に指定されている染羽天石勝神社は725(神亀2)年に創建され、紀州熊野権現を勧進して瀧藏山瀧藏権現と称したが、1581(天正9)年の火災で焼失し、益田藤兼・元祥親子によって1583(天正11)年に本殿が、1586(天正14)年には神楽殿が再建されている。

奈良・平安時代の遺跡としては、灰釉陶器の出土した根ノ木田遺跡や掘立柱建物跡に併せた製塙土器が出土した大瀬遺跡などがあり、三宅御土居跡や曉音寺境内地でも同時期の須恵器や土師器が出土し

| 指図番号 | 遺跡の名称等 | 指図番号 | 遺跡の名称等 |
|------|---------------------------|------|-----------------------|
| 1 | 奥史跡三平御土塹跡 | 24 | 大草城跡 |
| 2 | 田井跡七尾城跡 | 25 | 大元寺跡 |
| 3 | 井井連跡 | 26 | 根城跡 |
| 4 | 大井跡(本跡・重要文化財、裏廻・同史跡及び名跡) | 27 | 赤城跡 |
| 5 | 赤城跡(裏廻・同史跡及び名跡、我門・奥有形文化財) | 28 | 轟ノ古吉遺跡(県史跡) |
| 6 | 式内社羽天石御神社(本殿・重要文化財) | 29 | 多田掛穴群 |
| 7 | 勝持遺跡 | 30 | 水谷八穴塚 |
| 8 | 大井跡 | 31 | 赤城跡 |
| 9 | 久々月土居跡 | 2 | 北長沼横穴群 |
| 10 | 大谷土居跡 | 33 | 南長沼横穴群 |
| 11 | 大谷遺跡 | 34 | 高川城跡 |
| 12 | 勝持跡 | 35 | 赤城山城跡(本殿・奥有形文化財) |
| 13 | 勝持松原跡 | 36 | 高木城跡 |
| 14 | 大丸山土居(市史跡) | 37 | サガミ道路 |
| 15 | 上山城跡 | 38 | 松ヶ丘墓跡 |
| 16 | 四日山古墳 | 39 | 大沼城跡 |
| 17 | 中世今村船着場跡(史跡) | 40 | 角井城跡 |
| 18 | 日野敷地遺跡 | 41 | 安富城跡 |
| 19 | 春日寺跡 | 42 | 大坂城跡 |
| 20 | 大坂城跡(石造十三重塔・奥有形文化財) | 43 | 大坂城跡 |
| 21 | 安富寺 | 44 | 安富王子台遺跡 |
| 22 | 式内社代賀綾合神社 | 45 | 豊田城跡 |
| 23 | クモガタ古墳(国史跡) | 46 | 玉造寺舊境跡(獨製銘鏡5口・奥有形文化財) |

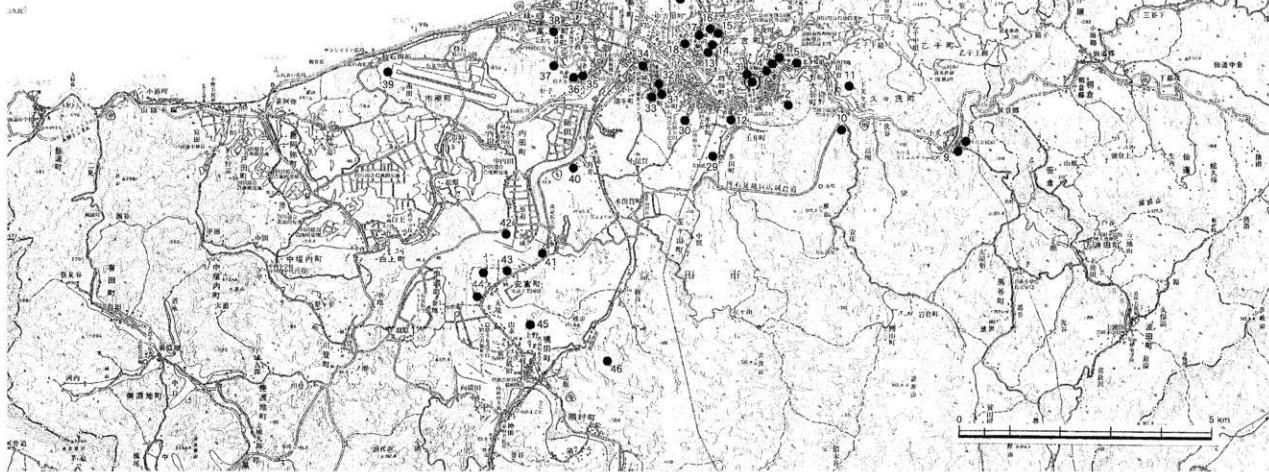
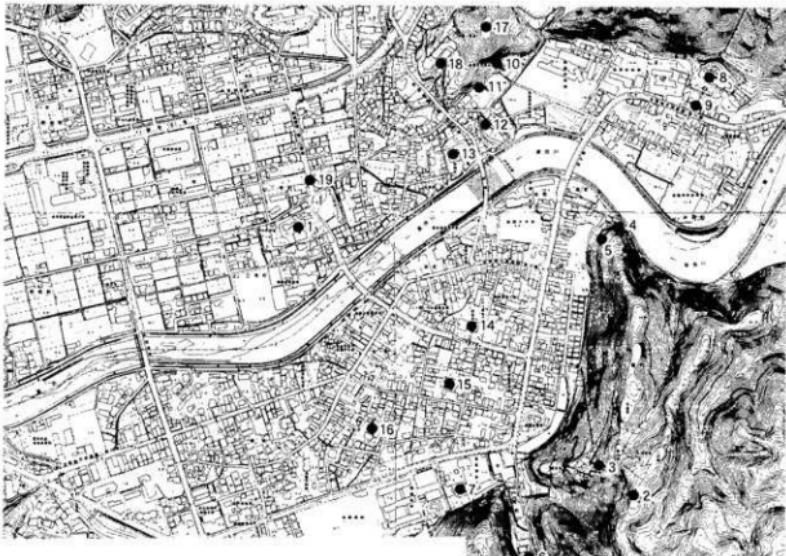


図2 遺跡の位置と周辺の遺跡

ている。この他、益田川下流域の中須周辺には、安福寺・妙福寺・藏福寺・専福寺・福王寺の福の字がつく寺、いわゆる五福寺があったとされるが、1026（万寿3）年の大津波によって流失したと伝えられている。

平安時代末期に益田莊、長野莊の莊園が成立し、益田氏が本拠を益田に移してから以後、益田氏が長門国須佐に転封されるまでのおよそ400年間の中世には、その領域支配勢力を示すように益田氏に関連する遺跡が数多く残る。居館三宅御土居跡及び拠城七尾城跡を始めとして、益田氏家臣の居館跡と考えられる上久々茂土居跡や三宅御土居以前の益田氏の居館跡とされる大谷土居跡など、益田市内で52箇所の城館跡が確認されている。また歴代益田氏のものと伝えられる墓が、万福寺境内椎山に11代兼見の墓（五輪塔）、七尾城尾崎丸山麓の大雄庵（15代兼堯の隠居所）跡近くに兼堯の墓（五輪塔と宝篋印塔の残灰）、七尾城跡南の桜谷に19代藤兼の墓（五輪塔）として残されており、それぞれ市の指定史跡となっている。この他、12世紀代の貿易陶磁器が多量に出土した羽場遺跡、中国製褐釉四耳壺など五口の優品が出土した石塔寺権現の経塚もあり、医光寺境内や増野甲斐守屋敷跡に建つ暁音寺境内からも12世紀に遡る白磁が出土している。

1363（貞治2）年創建の医光寺はもと天台宗崇観寺の塔頭で、益田氏の庇護により寺領1500石の禅宗道場として栄えたが、南北朝期の争乱や火災により荒廃していたのを17代宗兼により再建がなされた。この医光寺には雪舟作と伝えられる庭園があり、国の史跡及び名勝に指定されている。また境内地には宗兼墓碑や雪舟灰塚も残されており、門前には七尾城の大手門であったと伝えられる県指定医光寺総門がある。



- | | | | | | | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|---------|
| 1. 三宅御土居跡 | 2. 七尾城本丸跡 | 3. 住吉神社 | 4. 大雄庵跡 | 5. 益田兼見の墓 | 6. 益田藤兼の墓 | 7. 妙福寺 |
| 8. 医光寺 | 9. 医光寺総門 | 10. 染羽天石勝神社 | 11. 猿屋寺跡 | 12. 益田兼見の墓 | 13. 万福寺 | 14. 暁音寺 |
| 15. 慶念寺 | 16. 妙法寺 | 17. 秋葉山古墳 | 18. 片山横穴群 | 19. 土井後遺跡 | | |

図3 益田地区遺跡分布図

同じく雪舟作と伝えられる庭園をもつ万福寺は、万寿の大津波で流失した安福寺が 1374（応安 7）年兼見によって現在地に移転再建された寺院で、本堂は重要文化財に指定され、兼見寺領寄進状などの古文書や鎌倉時代に描かれた重要文化財二河白道図が残されている。

戦国時代末期、益田氏の交易拠点港は益田川下流域の中須地域に推定されているが、その付近の益田川支流・今市川沿いには 12 世紀末以降の貿易陶磁器が出土する専福寺跡、さらにその上流には荷揚げ場としての今市船着場跡があり、そこには市場も想定されている。

2.2.2 益田氏の時代

三宅邸土居跡と七尾城跡を含む周辺一帯は旧益田地区と呼ばれる地域で、益田市の中でも古くから栄えた町の一つであることは先にも述べたが、現在残るこの町の基盤は、そこを本拠として益田市域はもちろん、石見全域に大きな勢力を誇った豪族益田氏によって築かれた。

益田氏は本姓を藤原氏といい、初代国秉が永久年間（1113～1117）に石見国司として国府地域の上府（現在の浜田市）御神本の地に都から下向してきたのに始まる、と考えられている。その後そのまま石見に土着し、4 代兼高が建久年間（1190～1198）にその本拠を益田荘（現在の益田市東半部、三隅町、美都町浜田市西部に及ぶ攝閑家九条家領の荘園）に移して以後益田氏を名乗るようになる。

兼高は、源平争乱時に石見押領司として平家追討に功績があり、所領を分与された三隅氏、福家氏、周布氏など一族庶子と石見各地で個別に開発と支配を進めた。この時期における益田氏の領域は、国衙領や益田荘、長野荘（現在の高津川左岸一帯と東岸の一部に及ぶ地域に所在した崇徳院御影堂領）などを中心として石見全域に及んでいた。

6代兼時は、京都閑殿院の再建に役を負担した御家人の一人として『吾妻鏡』にその名が見え、また蒙古来襲に備え石見十八砦を築いたとされる。なお、七尾城は石見十八砦の一つとしてこの時に築かれたとする説もあるが、明確ではない。この頃、吉見頼行が能登国から津和野に移住し、以来益田氏と対抗する勢力となる。

南北朝期、北朝方に属した惣領家に対し、庶子家は独立して南朝方に属して対立を続けるが、14世

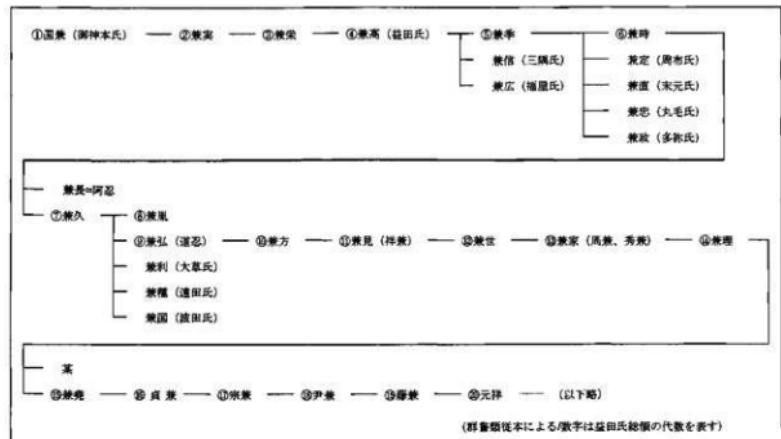


図4 益田氏略系図

紀後半に庶子家から出た兼見が益田氏11代惣領の地位に就いた後、益田平野の本格的な開発と益田莊支配の主導権を握ったのに伴って、三宅御土居を中心とする新しい地域支配体制が構築され、また1364（貞治3）年には大内弘世が周防長門行見の守護になった以後大内氏や室町幕府と結んで、益田氏権力の再編成と安定が推進された。その一方で、崇観寺や医光寺、万福寺など多数の社寺が創建され、現在に残る旧益田地域の歴史的景観の基本的な骨格がこの兼見の時代に整ったと考えられる。

室町末期から戦国時代にかけて活躍した15代兼堯は、益田氏一族家臣団と領土権力の再編成などを通じて石見国内に及ぶ地域支配権力の構築に努め、応仁・文明の乱の後、敵対関係にあった庶子家や吉見氏をおさえて行見国内における国人一揆の盟主となった。また、室町幕府や大内氏と結んで全国的にも有力な豪族としての評価を獲得し、1470（文明2）年の大内教幸（道頼）の乱を陶弘護とともに鎮圧した16代貞兼の時には長門国・周防国的一部が与えられ、17代宗兼は幕府の実権を握った大内氏とともに入京して大外様衆に列せられた。その一方で、兼堯は大内文化の益田への定着に努め、その中で画聖雪舟と交流を深め、当地に雪舟を招き、重要文化財・益田兼堀寿像を描かせている。

戦国末期の益田氏は、益田氏惣領を盟主とする石見国の地域連合が崩壊する中で、大内氏から尼子氏、毛利氏へとその附属関係を変化させ、次第に戦国大名への附属を強めていった。19代藤兼は、1551（天文20）年の姻戚関係にあった陶晴賢の挙兵による大内義隆の自刃後、陶氏と呼応して毛利氏や津和野の吉見氏と対立するが、毛利元就によって陶氏が厳島合戦で滅ぼされると、石見に孤立することとなる。こうした情勢の中で、藤兼は益田氏の生き残りと再興をかけて必死の対応を試み、毛利軍の翼として山陰攻略にあたっていた吉川元春を仲介に毛利氏に服属することとなる。その後毛利輝元に従い中国各地を転戦し、文禄・慶長の役にも参戦して、戦国大名に服属する中で、石見・出雲・周防・長門・筑前の五カ国に及ぶ広大な領地を獲得するに至る。

藤兼とその子20代元祥によって、三宅御土居の大規模な改修や今市・本郷市などの市場・水運の発達などを背景に七尾城下は中世城下町として整備されたが、1600（慶長5）年の関ヶ原合戦で西軍に属して敗れた毛利輝元が防長二州に減封され、元祥もまたこれにともなって長門国須佐に移住したこと、およそ400年にわたったこの地での益田氏の歴史は終わりを告げた。

3. 既往の調査

3.1 歷史的女沿革

これまで三宅御土居は、11代兼見によって14世紀後半に築造されたと主に文献資料の面から考えられてきた。1341(暦応4)年付け益田兼躬(兼見)軍忠状(益田家文書)に、益田氏と敵対する三隅氏が幅積城に兵糧米を運び込もうとして兼見軍と袴山の狭所で戦ったとあり、2-1-2で述べたように袴山は三宅御土居の南側に残る地名で、三隅氏がわざわざ益田氏居館の横を通って物資を運ぶはずがなく、従って少なくともこの時期に三宅御土居は存在しなかったとし、また、1368(応安元)年付け益田祥兼(兼見)添書及び道幸書状(益田家文書)によって、この時期益田氏の居館が焼失したことがわかり、この焼失した居館がどこを指すのかこの文書から直接明らかにはできないが、先の文書と併せて焼失した居館を大谷七居と推定し、焼失を機に兼見が新たに三宅へ居館を築造したと考えられたのである。

なお、益田氏の居館は上久々茂上居→大谷上居→三宅御上居というように、益田川の上流から下流へ向かって変遷したと考えられてきた。しかし、これまでの三宅御上居跡における発掘調査で12世紀代の遺物が出土したこと、また、從來鎌倉時代後半に築造されたと考えられていた上久々茂上居跡において1993（平成5）年度に鳥根県教育委員会が実施した発掘調査で、主要部と考えられる部分は未調査ではあるが、鎌倉時代後半という時期を確認する遺構は確認されず、15世紀を中心とした遺跡であることが確認されたことから、これまでの変遷の考え方を再検討する必要が出てきている。

16世紀半ば頃に19代藤井が緊迫する毛利氏との軍事情勢に対して本拠を三宅から七尾城山上に移し、16世紀後半の20代元祥の時期までそこで日常生活を営んでいたことが確認されている。この間、御七居がどのような状態に置かれていたのか不明であるが、少なくとも直接的な益田氏惣領家の居館としての性質は失っていたものと考えられている。その後、1583（天正11）年に元祥が七尾城から下って三宅御十居を大改修し、再び本拠としたことが小国彦兵衛輯録「牛舎様御代覚書」（益田家文書）によって知られている。これは近世になって記されたものであるが、それによれば「天正11年・御家中へ元祥様仰せ出され候は、皆々物懸かりの私領石高付け出し申すべく候。御下城につき、三宅へ

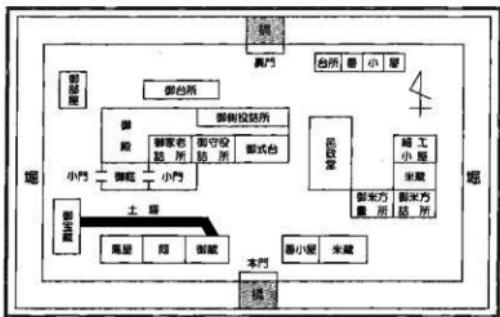


図5 益田氏御殿略図
 (『中世益田氏の遺跡』より転載一部加算)

御居構え仰せ付けらるべしと思し召し候。(中略) 大正十二年、三宅御土居東西へ一百間、南北へ二百間地仰せ付けられ候。南より西北へ大堀を遂げ、高土手へ逆茂木御掘らせ、東は即ち三宅川を大手に、御門の跡に今田台への道成これ有り候。」とあって、その当時の御土居の様子も窺うことができる。また、その改修後の御土居建物配置を示す資料として、須佐に移った後になって描かれた「益田氏御殿略図」があるが、現在目にすることができるものは

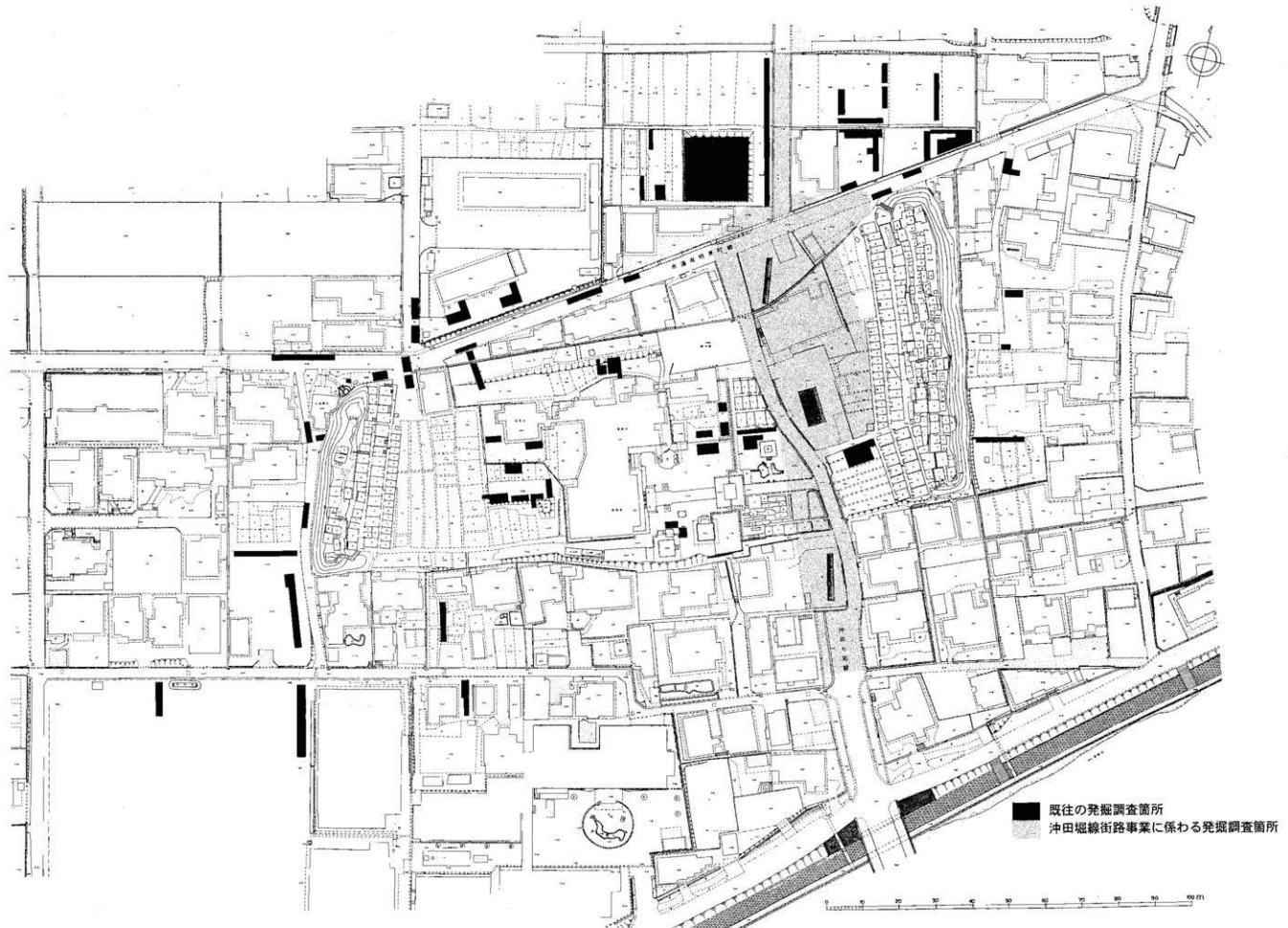


図6 既往の調査区配置図

原資料を写したとったものである。これをもとに、御土居の正面は南側、つまり七尾城側と考えられている。

元祥が長門国須佐に移住した後の御土居の状況については「地頭所検地名帳」によって1602（慶長7）年9月時点ではまだ本邸と土蔵が残されていたことが分かり、波田守権の『石陽行漫録』には寛永年間（1624～1643）に益田氏の本邸を解体して大森銀山奉行竹村丹後守の邸宅として運搬したとの記述があるとされるが、この資料もまた現在では所在が不明となっている。

松龍山泉光寺の『当寺和略由緒』によれば、三宅御土居の廃絶後に、かつて藤兼が阿弥陀堂を建立したとされる場所から松龍山阿弥陀殿の板額が掘り出されたとあり、そこに益田氏の家臣であった鬼村（のちに木村）祐光が1614（慶長19）年に廟堂を建立したのが泉光寺の創建とされる。また、同文書には東西土塁の記述とともに、南側の上手に関する記述も見ることができる。

この他、三宅御土居跡を考察していく上で参考となる資料として、地租改正に伴い1877（明治10）年頃に作成された美濃郡上本郷村地図第四号及び美濃郡上本郷村道水路図（ともに益田市所蔵）や益田市内の地籍図（広島大学附属図書館蔵）、1947（昭和22）年に米極東空軍によって撮影された空中写真などがあり、最終的な形態や水路、土地利用などの情報を読み取ることができる。

3.2 調査前の状況

益田市教育委員会では、1996（平成8）年度までに街路事業区域を一部含みながらも主に三宅御土居跡の縁辺部約40地点で遺跡の範囲確認を目的とした学術調査を実施している。

1990（平成2）年度には北側幅13m以上の堀跡が確認され、さらにその北側に堀と並行して流れていた川跡が発見されている。また、西側でも幅9mの箱堀が確認され、主郭部では近世造構とともに中世の遺物包含層、柱穴や土壙が確認され、造構が状態よく残されていることが明らかにされた。

1991（平成3）年度は、東側で前年に確認された西側の堀跡と同規模同形態の幅9mの箱堀が確認され、南側では地山の落ち込みや護岸造構が確認され、砂や礫の堆積状況などから川を堀として利用していたことが判明した。堀跡内からは12世紀代の白磁片などが出土しており、遺跡の成立時期が12世紀に遡る可能性が高まった。また、主郭南端と南側の堀との間に約15mの平坦面が確認され、帶曲輪の存在が確実となった。

1995（平成7）年度の調査は主に御土居北西部で実施し、その結果堀の立ち上がり部が3箇所で検出され、堀の位置や幅などがより明確なものとなった。また南側では、1991年度に確認されていた川跡（堀跡）の対岸部が検出され、南西部における川幅が約20mと確認された。

1996（平成8）年度は東土塁の北側、西土塁の北から西側にかけて、泉光寺本堂周辺で調査を実施している。東土塁の北側では堀跡は検出されなかったものの、1990（平成2）年度に確認されていた川跡が検出され、この周辺で堀と川が通じていたと推定される。西土塁の外側では堀の肩部が確認され、これまでの調査で確認されていた堀跡と併せてその位置がより明確なものとなった。さらに本堂西側の調査区では、1mほどの盛土が確認され、出土遺物から天正期の居館改修に伴うものと推定されている。

以上が本報告調査着手までに実施された三宅御土居跡での学術調査概要であるが、これについては既に報告書が刊行されているので詳細についてはそちらを参照されたい。なお、1997（平成9）年度以降も沖田七尾隣街路事業に伴う発掘調査と並行して学術調査を継続的に実施しており、この他にも開発事業に伴う発掘調査として街路事業及び住宅建築に伴う調査を三宅御土居跡北側に隣接する土井後

遺跡において 1991 年度及び 1994 (平成 6)・1995 年度に、また 1993 (平成 5) 年度には三宅御土居跡現状変更に伴う発掘調査をそれぞれ実施している。

4. 調査の結果

4.1 調査の経過と方法

4.1.1 調査地区の設定

1996（平成8）年度の調査着手にあたり、まず街路予定区域をⅠ～Ⅳの4つの調査区に地区割した。これは、調査対象区域全域に渡って現道を含んでおり、住民の日常生活に可能な限り支障をきたさないようにするためのもので、あっちへは行けないけどこっちへは行けるといったように何れかの場所は通行可能にするための結果である。Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ区については前述の目的のためさらに調査区を細分しているが、詳細については「4.2. 各調査区の調査結果」の各項で述べることとした。なお、4つの調査区割は北から南に向かってⅠ区→Ⅳ区としており、既往の発掘調査の結果を参考にして何れも推定ではあるが、Ⅰ区が北堀の外側部分、Ⅱ区が北堀部分、Ⅲ区が主郭部分、Ⅳ区が帶曲輪から南堀にかけての部分（一部主郭部を含む）となる。

さらに各調査区内には、5mを単位とする調査グリッドを設定した。調査によって検出されるであろう遺構の主軸は土壘と平行あるいは直交するものと推定して、御土居跡南側の大橋川北端を基準点とし、土壘に平行する基線と直交する基線をそれぞれ設けた。この内、土壘に平行する基線で街路区域のはば中央を南北に貫くものを主軸とし、これを基にしてグリッドを設定した。なお、南北基線は真北よりやや西にずれており、方向角は $338^{\circ}35'33''$ である。

グリッドの設定では、まず大橋北端の基準点から主軸上を北に向かって10m毎に1、2、3の順で基線点を設け、それぞれの基線点から右側（東側）に向かって5m毎にR1、R2の順に、主軸から左側（西側）に向かって5m毎にL1、L2の順にそれぞれ分割した。さらに各東西基線から北へ0～5mをa、5m～10mをbとした。調査区の各グリッドの呼称は、基線点名+主軸から左右いずれかへ何m地点+基線から北へ何m地点の順で読み取ることとした。例えば、基線点10から右（東）へ15m、東西基線から北へ5mグリッドでは、10R3bとなる。

4.1.2 調査の経過

沖田七尾城跡事業に伴う発掘調査は、1996（平成8）年11月中旬より開始された。ただし、発掘調査の実施に先立って、調査前の状況をリモコンヘリにより撮影し、調査を進めていくうえで参考資料とするために地中レーダー探査を行っているため、実際に発掘調査に着手したのは11月下旬のこととなる。1996年度は、1990（平成2）年度に調査を行い埋め戻しを行っている箇所を中心として市道を含んだ、第Ⅲ調査区のうち約540m²について実施し、ピット多数のほか、市道部分において石積み井戸跡1基を検出したが、遺構の精査は一部1997（平成9）年度に持ち越して3月下旬に終了した。なお、この間の3月14日～28日にかけて、次年度に調査を予定する第Ⅳ調査区において、堀跡のデータを得るためにボーリング調査を実施し、3月30日には並行して実施していた七尾城跡発掘調査の成果と併せて合同の現地説明会を開催し、天候にも恵まれて多数の見学者が訪れた。

1997年度は、街路予定地内の市道部分を中心として調査を実施した。市道部分にあたる調査区については通行問題等の調整が必要であったが、これについては調査と並行して進めることとして先送りし、すぐに調査着手可能な第Ⅲ調査区について6月25日から開始した。まず前年度に表土掘削をしていない北側及び東側部分について表土掘削を実施し、次いで精査を行う頃になって、調査準備の整った第Ⅰ調査区について9月2日から第Ⅲ調査区と並行して開始した。第Ⅰ調査区が道路上に位置し民

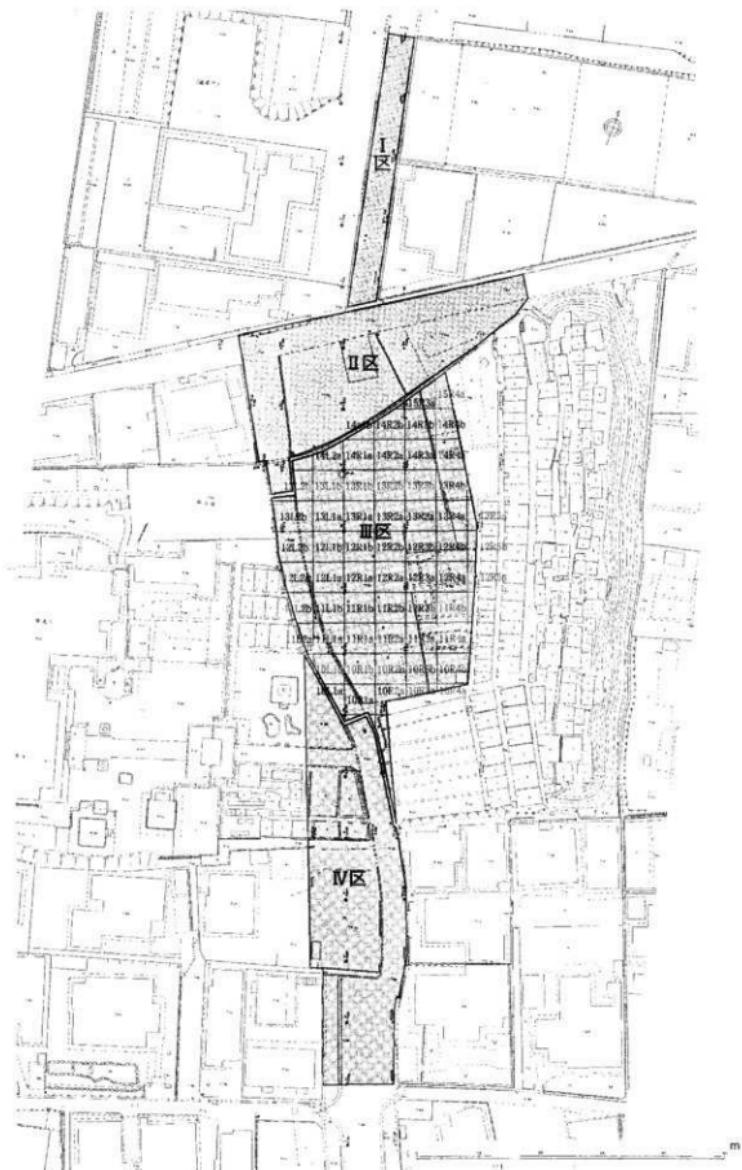


図7 調査区配置図

家を塞ぐように設定していたことから可能な限り短期間で終わる必要があったため、発掘調査作業員の大半を導入し、第Ⅲ調査区については細々ながらも継続して調査を実施した。第Ⅰ調査区の調査が10月23日に終了し、再び第Ⅲ調査区の調査に戻ったが、第Ⅰ調査区に統いて調査を計画している第Ⅱ調査区を第Ⅲ調査区から掘り出した上の置き場として利用していたため、第Ⅱ調査区の調査を大量に土の出る表土掘削などの作業終了を待って12月5日から開始した。なお、第Ⅲ調査区については、ピット多数、鍛冶場跡を検出したが、市道部分を今年度中に終了させる必要があり、第Ⅱ調査区に統いて計画している第Ⅳ調査区の調査を考慮し、併せて調査の遅れもあってまたもや遺構の精査の一部を次年度に持ち越すこととして、12月4日に終了した。第Ⅱ調査区の調査は、間に年末年始を挟んで1998（平成10）年3月6日に終了した。この間、大規模な堀跡を検出し、その様相が明確となった12月21日に現地説明会を開催した。肌寒い時期ではあったが、前年同様、大簇に恵まれて多くの来訪を得た。第Ⅱ調査区に引き続いて実施した第Ⅳ調査区は、3月9日に着手した。1997年度の調査では第Ⅳ調査区のうち市道部分について実施し、主郭と帯曲輪の法面、ピット数基、帯曲輪造成面の下から御土居の古い段階の区画を示す溝跡（1998年度の調査で堀跡と判明）を含めた溝跡2基、石列1基、堀跡を検出して、3月下旬に終了した。なお、1997年度の調査終了にあたって、3月21日に現地説明会を開催している。

1998年度は、次年度送りとしていた第Ⅲ調査区について、8月31日から開始した。これまで取り残してきた家屋移転時のコンクリート残骸を除去した後、調査を続けたが、第Ⅳ調査区での調査を実施するため11月上旬から約2ヶ月間第Ⅲ調査区の調査を中断した。第Ⅳ調査区の未調査部分のうち泉光寺境内地部分については墓地の移転等の問題から1999（平成11）年度に実施することとし、境内地南側の空き地部分について、11月4日から重機による表土掘削を行い、11月9日から本調査に着手した。帯曲輪造成面の下の堀跡とその外側の堀跡の新旧2つの堀跡を検出し、12月下旬に埋め戻しをして原状に復し調査を終了した。年が明けた1999年1月7日から第Ⅲ調査区の調査を再開し、掘立柱建物跡、木組み井戸跡、溝跡、ピット多数を検出した。3月7日に現地説明会を開催し、小雨が降るあいにくの大候ではあったが多数の来訪を得て、1998年度の調査を終了した。

1999年度の調査は、第Ⅳ調査区のうち未調査部分であった泉光寺境内地で実施した。調査以前、参道左側の墓地部分には8軒（墓石は数十基）分の墓石が存在していたが、このうち既に移転が終了していた1軒（墓石は15基）部分から着手することとし、9月2日から開始した。なお、調査着手に先立つ8月31日、調査区内に立地し、泉光寺の巨木の1つであったもみの木が樹勢の衰え等の問題から伐採されている。未移転墓地部分については、島根県益田土木建築事務所用地課により調査と並行して移転交渉が進められた。この間、用地課と緊密に連絡をとりながら、移転の終了した場所から随時調査を実施した。なお、墓の移転にあたっては、所有者の方々に遺跡及び調査に対するご理解をいただいて当面は墓石のみの移転とさせていただき、埋葬部分の取り上げ等については調査の中で対応した。数十基ある墓から取り上げる遺骨や骨壺等について、当然のことながら異なる所有者に渡すわけには行かず、厳密には調査とは呼べないだろうが、調査と同様の神経を使う一方で調査とは異なる神経を使った。調査は原則上層から掘り下げていったが、墓所有者の半数が県外居住者であったことから、来益日程の都合上部分的に掘り下げた箇所もあり、また、日程調整のつかないものについては泉光寺のご協力により一時保管させていただいた。埋葬部分の取り上げ作業は、調査と並行して10月下旬まで続いた。墓地部分の調査は12月6日に終了し、引き続いて参道右側の泉光寺庭園部分で植木の伐採と表土掘削を開始した。間に年末年始を挟んで2000（平成12）年1月11日より調査を再開するとともに、1月17日からは参道部分の調査を開始し、庭園部分と並行して調査を進めた。参道部分で

はピット数基を検出し、2月10日に終了した。庭園部分については引き続き調査を行い、ピット多数、溝跡、上塙を検出して2月26日に終了した。

4.2 各調査区の調査結果

4.2.1 第I調査区

(1)調査区の立地及び地区設定

第I調査区は、1990、1995年度の発掘調査箇所に西接する場所で、現道上に位置する。これまでの調査から、この場所は三宅御上居跡と土井後遺跡の境にあたる位置と推定される。この調査区に東接して民家があり、そのため調査区を南北の2つに細分し北側をI-1区、南側をI-2区とした。I-1区は東西3m×南北23mで、I-2区は東西3.5m×南北20mの調査区である。調査はまずI-1区に着手し、終了後埋め戻したのちI-2区に着手した。なお、既往の調査では溝跡3、杭列2が確認され、土井後遺跡の一部も確認されている。

(2)層序の状況

調査箇所が道路上であることから、アスファルト舗装・碎石層がままであり、統いて淡青灰色土（旧水田耕作土）-淡灰色土（水田底土）が観察できる。その下層は、I-1区とI-2区で若干の差異が見られる。

I-1区では、所々にI-2区で確認された川跡の氾濫に伴うと考えられる砂礫層の堆積が見られるものの、基本的には灰黄色粘質土-暗茶色土（縄文晩期の遺物包含層）-黑茶色土（縄文晩期の遺物包含層）-地山となる。I-2区も北端から南へ3.6mまでの範囲では、I-1区と同様の堆積が観察できるものの、I-2区における碎石層下の層序は基本的に川が流れている事を示す砂礫が厚く堆積するものである。

地山直上の暗茶色土、黒茶色土中から出土した縄文遺物は、その出土状況などからみて、人為的な搅乱を受けた周辺からの搬入土砂に含まれていた搬入物である可能性が高い。また、I-2区の砂礫下位層中からは鎌倉期の青磁や須恵器、室町期の備前すり鉢が出土しているが、砂礫上位層からは近世から現代にかけての陶磁器片やいぶし瓦片も出土している。

なお、調査区の西側は、水道管、側溝埋設により搅乱を受けている。

地山はほぼ平坦であるが、全体として南から北に向かってわずかに傾斜している。

(3)検出遺構

①はじめに

第I調査区で検出された遺構には、溝跡2(SD101、SD102)、川跡2(SX101、SX102)、ピット3(P1001～1003)がある。この他、川跡に伴う杭列2も検出されている。

遺構は、SX103を除き基本的に地山を穿って構築されたものと想定される。

②溝

SD101

I-1区南端から6.4mの位置で検出された。北東-南西方向に延びる溝跡で、堀に並行する。これは1990、1995年度に検出していたもので、間に側溝や水道管で未調査の部分を挟んでこの調査区まで続いていることが確認できた。調査区の東端まで検出したが、さらに東側の水田部分へ延びると考えられる。幅0.2～0.3m、深さ0.02～0.04mを測る。断面形は逆台形を呈する。今回の調査では長さ4m

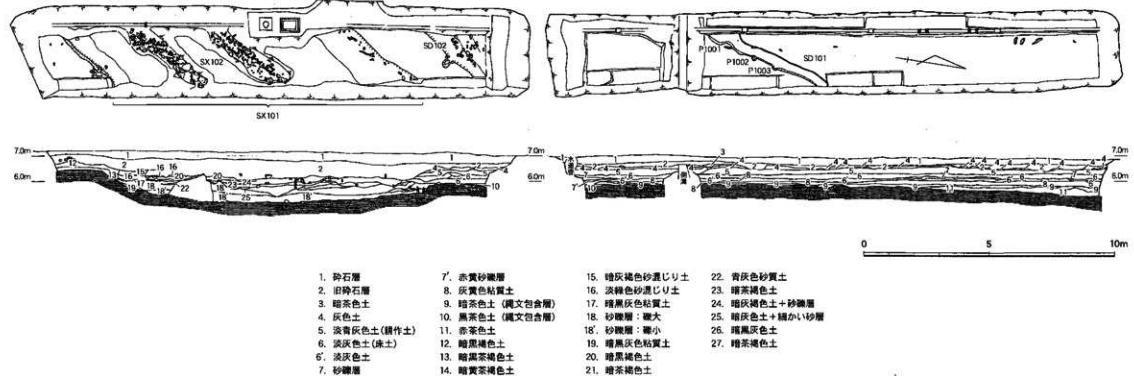


図8 第I調査区遺構平面図及び東壁土層断面図

を検出した。これまでに確認されている 5m、間に挟まれた部分を合わせると 10.5m となり、I-1 区の東側及び 1990、1995 年度調査区の西側それぞれへ延びると考えられるので、さらに延びるものと考えられる。

この他、SD101 に南接する直径 0.14~0.15m、深さ 0.1~0.14m のピットを 3 基 (P1001~1003) 検出した。溝の西端から 1m の位置から北東に向かって 0.9m 間隔に 3 基並ぶが、P1003 以東では確認できなかった。何れも SD101 によって削り取られており、その性格は不明である。

SD102

I-2 区北端で検出された。北東-南西方向に延び、I-1 区で検出した SD101 及び堀に並行する。これもまた平成 1990、1995 年度に検出していたもので、間に側溝や水道管で未調査の部分を挟んでこの調査区まで続いていることが確認できた。調査区の東端まで検出したが、さらに東側の水田部分へ延びると考えられる。

溝跡の北縁を確認することができず幅を特定することはできなかつたが、1995 年度調査時に幅約 1.9m が確認されており、これと同程度と推定される。深さは 0.16~0.19m を測り、断面形は逆鉢鉢状を呈する。今回の調査では長さ 3.2m を検出した。これまでに確認されている 5.2m、間に挟まれた部分を合わせると約 10m となり、I-2 区の東側及び 1990、1995 年度調査区の西側それぞれへ延びると考えられるので、さらに延びるものと考えられる。溝の中には、黒茶色土（櫛文晩期の遺物包含層）が堆積していた。

③川

SX101

前述の溝跡同様、北東-南西方向に延びる。SX101 もまた 1995 年度調査で確認されていたものである。幅は約 12m を測り、1995 年度調査時に特定することができなかつた幅を特定することができた。

また、SX101 北端で直径 0.04~0.07m 大からなる杭列を検出した。この杭列は 0.15~0.5m 間隔に地山に打ち込まれていたが、南端ではその痕跡は認められない。北側に比べ南側の立ち上がりは緩やかであり、両岸の比高差は 0.3m と南側が高い。川底には砂礫層が堆積し、その上に 0.2m 大の石を含む砂礫層が堆積する。

SX102

SX101 の内側で検出された。SX102 は、SX101 のほぼ中央付近に位置し、北側は杭列及び石列、南側は石列で SX101 とそれぞれ区別される。幅約 2m。杭列は直径 0.05m からなる杭で構成され、中に加工痕を見ることがあるものもある。また、石列は 5~30cm 大の割石からなる。これらのレベルは前述の SX101 で検出した杭列のレベルよりも約 0.4m 高い。

4.2.2 第 II 調査区

(1) 調査区の立地及び地区設定

第 II 調査区は、街路事業以前まで民家が建っていたが既に移転して空き地となっている部分及び市道上に設定した。交通規制の問題及び廃土置き場確保のため調査区を 5 つに分割し、中央を II-1 区、その東側を II-2 区、その北側を II-3 区、その西側を II-4 区、その南側を II-5 区とした。

II-1、-2 区は、家屋移転した空地上に位置する。これらの調査区の南側は第 III 調査区と接し、境界にはコンクリート側溝が残る。また、II-1 区の中央付近では 1990 年度にトレンチによる発掘調査を実施しており、内外両斜面に加工段のある堀跡が確認されている。なお、この調査時には両肩部が検出されず、堀の幅、深さの確定はできなかつたが、幅は 13.5m 以上、西-北東方向に延びることが

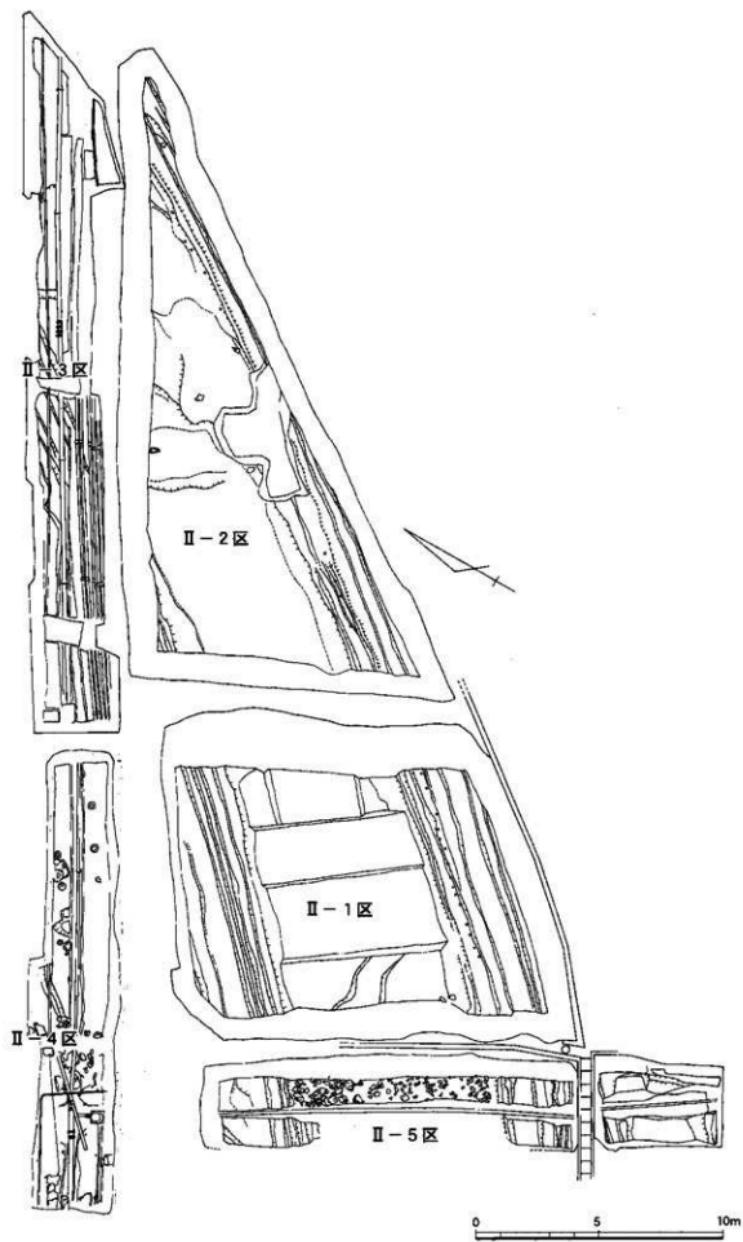


図9 第II調査区造構配置図

確認されている。

II-3、-4、-5 区は、市道上に位置する。II-3、-4 区は、御土居の北側を東西に走る市道東町有明線上に位置し、II-3 区は南北 3m×東西 30m、II-4 区は南北 3m×東西 17.5m と何れも細長い調査区で、幅 1~1.5m の側溝が北接する。この側溝を挟んで II-3 区の北側は田や家屋、II-4 区もまた家屋が隣接する。II-3 区での発掘調査以前の 1996 年に北側の田で、1997 年に東側の道路上でそれぞれ国庫補助事業による発掘調査が実施されていたが、何れも堀跡は確認されていない。なお、本発掘調査終了後の 1999 年に北側の別の田で実施された発掘調査で、堀の可能性のある落ち込みが確認されている。これらに対し II-5 区は、御土居を南北に走る市道片山住吉線上に設定し、市道東町有明線とは直交する。東西約 4m×南北約 20.5m の調査区画で、南端から北へ約 5m の位置には幅 0.65m の側溝が東西方向に走り、調査区画を南北に分断する。II-1、-2 区と同様堀跡が想定される調査区画である。

調査は II-1、-2、-3 の順で進め、各調査区の調査が終了したその都度埋め戻しをした上で、次の調査区に着手していった。

(2) 層序の状況

II-1、-2、-5 区と II-3、-4 区とでは、層序が異なる。これは堀内と堀外という位置の違いのためと考えられるが、後者については道路工事や水道工事等により擾乱も著しく、それら要因も考慮せねばならない。以下、堀内と堀外に分けて層序の状況を述べる。

① 堀内 (II-1、-2、-5 区)

御上居の北側は現在民家が密集して建っているが、御土居周辺に住む古者の話によれば昭和 30 年代以前は現在の 191 号通りまでの一带が水田であったとのことであり、これについては戦後にとられた空中写真からも窺うことができる。特に、堀があったとされる場所は深田となっていたそうだが、これを示すように、1 层：表土（0.6~0.7m 盛土）の下で 2 层：旧水田耕作土（暗黒褐色土）を確認した。

北側の堀内における層序は、1 层：表土（盛土）、2 層：旧水田耕作土（暗黒褐色土）、3 层：暗黒灰色粘土、4 层：暗灰色粘土（黄灰色粘土混）、5 层：暗黒灰色粘土（0.2m 以下の疊混）、6 层：暗黒灰色粘土（15cm 以下の疊わざくに混入）、7 层：暗黒灰色粘土+青灰色粘土、8 层：暗黒色粘質土+疊層（地山）、9 层：暗黒色土、地山（明黄色粘質土）であり、各層がほぼ水平に堆積する。

基本的には上述のとおりであるが、3 层の所々で A 层：細疊を含む暗黒褐色土が観察され、6 层と 7 层の間で所によって B 层：暗黄色粘質土が観察される。8 层には疊層が混入しているが、これらは所により大きさ、密集度が異なっている。また、7 层、8 层、9 层は木の根や木片などの有機質も多く含んでいる。

地山は堀肩から堀斜面にかけては疊を含まない明黄色粘質土であるが、堀底部分では所々で疊を含み、西側に行くほど疊の密度は高くなつて砂疊層となる。

II-5 区も基本的には上述のとおりであるが、道路部分であることから 1 层：盛土の上にアスファルト及び路床土がみられ、区画南側（側溝以南）の主郭部にあたる箇所ではアスファルト舗装を剥ぎ取り、厚さ 0.3m の路床土ないしは水道パイプ埋設土を除去するとすぐに遺構面（地山）となる。

② 堀外 (II-3、-4 区)

この 2 つの区画を設定した市道は幅約 4m であるが、北側の側溝埋設による擾乱のほか、ほぼ中央を東西方向に直径 0.15m の水道本管が埋設されており、この水道本管と側溝の間に現在は使用されていない直径 0.04~0.05m の電話線（保護管）が、また水道本管の南側に隣接して NTT の光ケーブル管が確認できる範囲で 6 本埋設されていた。なお、水道本管及び電話線は掘削上で、また光ケーブル管埋

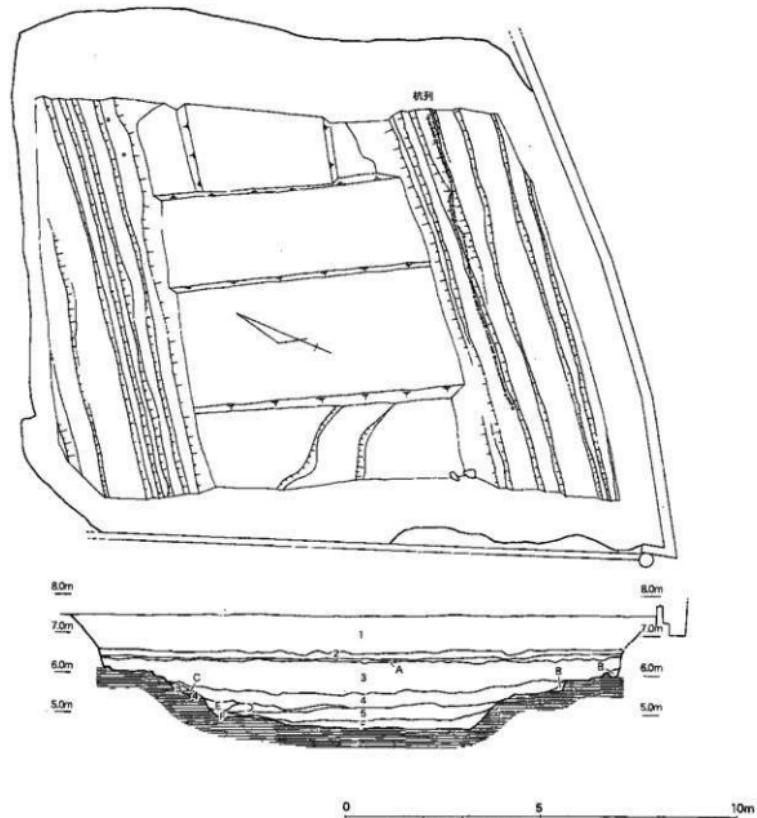


図10 第II-1区遺構平面図及び西壁土層断面図

設部は砂による埋め戻しがなされていた。

このため、調査区は全体的に搅乱が激しく、層序は不明瞭である。さらに、II-3区においては土層観察をしていた北側壁面が調査途中に崩れ落ち、層序不明瞭に追い討ちをかけたが、観察できた層序はアスファルト舗装を除いて、1層：表土、2層：搅乱層、3層：暗茶色土、4層：暗黒灰色粘土、5層：暗茶色土、6層：明黄色粘質土（地山）である。

5層：暗茶色土は地山直上に厚さ0.1~0.2mではほぼ水平に堆積しており、地山層が混入している。また、地山は基本的に明黄色粘質土であるが、II-3区の中央セクション以東では礫を含む。

(3) 検出遺構

①はじめに

第II調査区で検出された遺構には、調査区のほぼ中央を東西方向に延びる堀跡(SX201)の他、SX201



図11 第II-2区遺構平面図及び西壁土層断面図

に伴う杭列がある。

また、堀の外側空間にあたるII-4区では、I-2区で検出されているSX101の続きが検出されているが、ここではSX202としている。このSX202とSX201に挟まれた平坦面上でピット(P2001-P2011)、土塹(SK201)が検出されている。なお、II-5区でもSX202の続きと推定される川跡が検出されているが、別の遺構の可能性もあるためSX203としている。

②堀跡

SX201

SX201の規模や形態を見ていく前に、まず主郭部とSX201との関係を報告しておきたい。

II-1、-2区では調査区の南端で主郭部との境に位置する側溝を除去していないため主郭部との関係が確認できなかったが(側溝は1999年度調査時に除去)、II-5区で部分的ではあるが確認できた。

主郭部はII-5区南端(標高7.3m)から北へ3.7mの位置(標高7.26m)までは堀へ向かってわずかに下がっているものはほぼ平坦面である。3.7mから4.2m(標高7.14m)にかけて傾斜を変えて直線的に0.1mほど下がり、4.2mから4.9m(標高6.42m)にかけて直線的に急激に落ち込み、比高差0.72m、傾斜角47°を測る。そして、主郭部から落ち込んですぐに堀となるのではなく、主郭部北端から落ち込んだ地山は、堀との間に幅約1.5mの犬走り状のテラスの整形を経て堀へと至る。

II-5区南端から4.2mラインが主郭部北端にあたると考えられるが、この調査区の中央は水道管理設により、また西側はごみ捨て場として搅乱を受けているため、検出できた主郭部北端ライン長は0.6mほどであり、どのように統いていくか確認することはできなかった。なお、検出された主郭部北端ラインは、段差境に位置する側溝の線にはば一致するが、このことは御上居廃棄後から現代まではほとんど土地の改変のないまま土地利用してきたことを窺わせる。

SX201は、II-1、-5区にかけては西南西-東北東方向に延びるが、II-2区では向きをさらに北へ向け、南西-東北方向に延びている。これは、御土居の平面形で東土墨が北にせり出すという地形的制約によるものと考えられる。

堀幅は12~13mで、II-1区の中央部分で最大16mを測り、堀底の幅は8mを測る。堀肩の標高は、内側で約6.1~6.2m、外側で約6.0mを測り、わずかに内側が高く築かれている。また、若干東に向かって高くなっているものはほぼ平坦である。これに対し、堀底の標高は、II-2区東端で5.5m、II-1区東端で4.86m、同西端では4.61mを測り、比高差約0.9mで東から西に向かって下がっている。これを堀肩と堀底との比高差で見た場合、II-2区東端で内外ともに0.6m、同西端で同じく0.9m、II-1区でも同じく1.3mを測るが、II-5区では内側で約1.8m、外側で約1.6mを測り、主郭部側が0.2mほど高く築かれていることがわかる。

これまでに確認されている東西の堀が幅約9m、堀肩と堀底との比高差が約2mであることに比べ、確認した範囲については幅が広く浅い堀といえる。

なお、堀幅については、外側堀肩から主郭部北端までの斜距離あるいは外側堀肩から犬走り状テラス南端までの水平距離などの見方が考えられるが、ここでは堀肩から堀肩までの水平距離としている。堀の深さについても、様々な見方が考えられたが、堀肩と堀底の標高の比高差という表現とした。堀肩については、堀の斜面が階段状であることから何れを堀肩とするか検討したが、ここでは調査によって検出された最上段を堀肩としている。以下、同様である。

SX201はII-1、-2、-3、-5区でそれぞれ確認され、内外両斜面とともに、部分的に不明瞭な箇所があるものの、4~5段からなる加工段が検出された。盛上による整形の痕跡は認められず、築いた当初からのものと考えられる。なお、調査以前にII-5区以西の道路上ほかで実施した範囲確認のための

調査では堀跡斜面は確認しているものの、階段状の加工段は確認されていない。

SX201はII-5区からII-3区にかけて一連のものではあるが、各調査区で若干の差異があるため、以下では各調査区ごとに述べる。

II-1区では、外側斜面の加工段は、5段からなる。階段の踏込にあたる水平部の幅は、堀底から2段目が約0.1mと狭いものの、この他の幅は約0.3mあり、階段の蹴込にあたる垂直部の高さは0.15~0.3mを測る。加工段の断面は段それぞれが直角に近いものの水平部には内傾、外傾が見られ、階段状ではあるが昇り降りはしづらい。一方、内側斜面の加工段は、4段からなる（II-1区についてであり、全体としてはII-2区で5段であることが確認されている）。外側斜面の加工段が比較的しっかりとした階段状を呈しているのに対し、一段一段の幅が広く全体的になだらかな感がある。上から2段目の幅は0.9m、3段目の幅は1.3m、4段目は0.15mと狭くなつて堀底に落ち込む。1段目は調査区南端にあたりその一部しか確認することはできなかつたが、確認できた範囲で幅0.45mを測り、さらに南側に続くものと推測される。なお、1段目の段上で幅0.3m、深さ0.1mの溝を検出し、溝内に砂の堆積を確認したが、その性格は不明である。

この加工段はII-2、II-5区でも検出されたが、以前にII-5区以西で実施した調査では堀跡斜面は確認しているものの、階段状の加工段は確認されていない。

II-2区では、外側堀跡面は北西隅で堀底から3段が検出されたのみであったが、内側斜面はII-1区では4段であったのがもう1段検出されて5段であったことが確認された。これに併せて、II-1区では最上段上で検出された溝は、2段目の段上に位置することが確認され、調査区北東端まで延びていた。

この堀はさらに北東方向に延びていくと考えられ、この調査区の北側に設定したII-3区でその続きを確認されることが予想された。

II-3区では内側の堀線は調査区域外となるためか検出されなかつたものの、加工段をもつ外側の堀線を検出した。前述のようにこの調査区南側はかく乱が激しく、II-1区及びII-2区とのつながりは不明瞭である。堀底の線はII-2区と同様南西→北東方向に延びるが、堀肩線は向きをさらに北へ向け南南西→北東に延びていき、北側の田に続くものと推測された。内側の堀線については、II-2区北東端の状況から東土壠の堀部に合流している可能性もある。

なお、平成11年度の国庫補助事業による東土壠の北に位置する田での発掘調査で、堀跡の続きと思われる落ち込みを確認し、併せて東の堀を確認している。北側の堀は東土壠の北側で端部が收まり、間に通路状の空間を挟んで東側の堀が始まる。

加工段は、II-1区で確認していた堀跡のものと同じく5段を検出した。ただし、最上段と次の段との間に垂直部と水平部の境が不明瞭でなだらかに傾斜する起伏があり、6段の可能性も考えられる。1段毎の幅はまちまちであるものの全体的にII-1区のそれと比べて広く、堀底から1段目から順に0.3m、0.3m、0.5m、0.7mの幅を測り、4段目においては所により1m近くの幅がある。堀の外側にあたる5段目以西はほぼ平坦な面を形成しているが、遺構は検出されなかつた。なお、I-2区で確認された北側の川跡と外側堀肩との距離は6~7mを測る。

II-5区はII-1区の西側に隣接する調査区である。他の調査区と同様に内外両斜面に5つの加工段が確認された。

内側の堀斜面は、各段の幅が上から2~3~4~5段目の順に、0.62m~0.64m~1.2m~0.2mであり、比高差は1~2段で0.28m、2~3段で0.15m、3~4段で0.2m、4~5段で0.1m、5~堀底で0.7mである。1~4段目まではしっかりとした階段状を呈し、傾斜角15°と緩やかに落ち込むが、5段目は不明瞭な

段であり、傾斜角も約38°と急に落ち込む。

これに対し、外側の幅斜面は、1~3段目まではしっかりと段階状を呈すが、4段目では水平部と垂直部の境がやや不明瞭となり、5段目では水平部と垂直部の境はなくなり内湾した斜面が段の痕跡と考えられた。各段の幅は上から2~3~4段目の順に、0.4m~0.18m~0.2mであり、比高差は1~2段で0.07m、2~3段で0.18m、3~4段で0.14m、4~5段で0.25m、5~堀底が0.94mである。1~3段目までは比較的緩やかに傾斜しているが、3~5段目では傾斜角45°、5段目から堀底に向かって傾斜角が70°近くにまでなる。

堀底の両端で、堀線に沿う形で人為的に置かれたと思われる集石が検出された。集石は10~20cm大の河原石、割石からなる。8層や地山層に含まれる疊と厳密に区別できないものもある。この集石は護岸遺構と考えられるが、隣接するII-1区では確認されておらず、水道管以西でも確認されない。なお、II-1区とは調査区上場では隣接しているものの掘り方の都合から遺構面では4mの距離を置く。

加工段については、これまでに確認している範囲において斜面を上で覆うなどの調整は確認できず、剥き出しであったと考えられるが、この調査区では段を覆ったとみられる七の堆積が観察された。ただし、観察できるのは水道管以東の内側堀斜面のみであり、5段中3段分のみである。

この他、II-1区の加工段3段目の北端で、杭列痕を検出した。杭列痕は長さ8.5mにわたって0.5m間隔に並び、堀線に平行な西南西~東北東方向に延びていた。何れも杭そのものは検出できず、黒色上の堆積のみであった。この杭列はII-2区でも検出され、調査区西端から北東端まで長さ約20mに渡って検出され、II-1区と併せば30m近いものとなる。西側では0.5~0.6m間隔で、東に向かって間隔は広がり、場所によっては1.6m間隔で並んでいた。

SX202

II-4区中央の北側で検出した川跡で、1~2区で確認したSX101の続きと考えられるものである。幅は1.3m以上、検出範囲内の最深は0.35mである。調査区北東端から2.1mまではこれまでと同様に北東~南西方向に延びるが、2.1m付近で屈曲し向きを北~南方向に変える。屈曲から南へ約1mまでは確認できたが、それ以上は調査区外となるため確認できなかった。この向きがそのまま南へ続くとすればII-5区から隣接する民家周辺で堀と合流することになるが、向きをまた西に変えて堀と並流している可能性も考えられる。参考となる資料として、この周辺で水路が2つに分岐する様子を描いた、1877(明治10)年頃の美濃郡上本郷村道水路図及び美濃郡上本郷村地図第四号がある。これによれば、川跡と堀跡とが合流するかどうかは不明であるが、これまでに確認している川跡は本流と考えられそのまま西流し、屈曲後の川岸線はその支流であることが推定できる。

SX203

II-4区で確認したSX202の続きと考えられる遺構であるが、確認できたものが断片的なものであるため確定できていない。調査区北西端で検出した。長さ1.2m、幅0.4m以上、深さ0.18m以上で、埋土は砂礫層の一層である。

SK201

土壤はII-4区東端から4.7mの北側壁面に接する位置で検出した。平面形はほぼ正方形で、一辺0.7m四方、深さ0.14mである。埋土は暗黒灰色粘土の一層である。

ピット(SP)

II-4区で確認したピットは、大きくSP201~205の群とSP208~211の群に分けられ、群と異なるものとしてSP206、SP207、SP212、SP213が検出された。任意にSP201~205の群をSP201列、SP208~211の群をSP208列とする。SP201列は、径0.23~0.4m、深さ0.26~0.4mであり、SP208列は、径

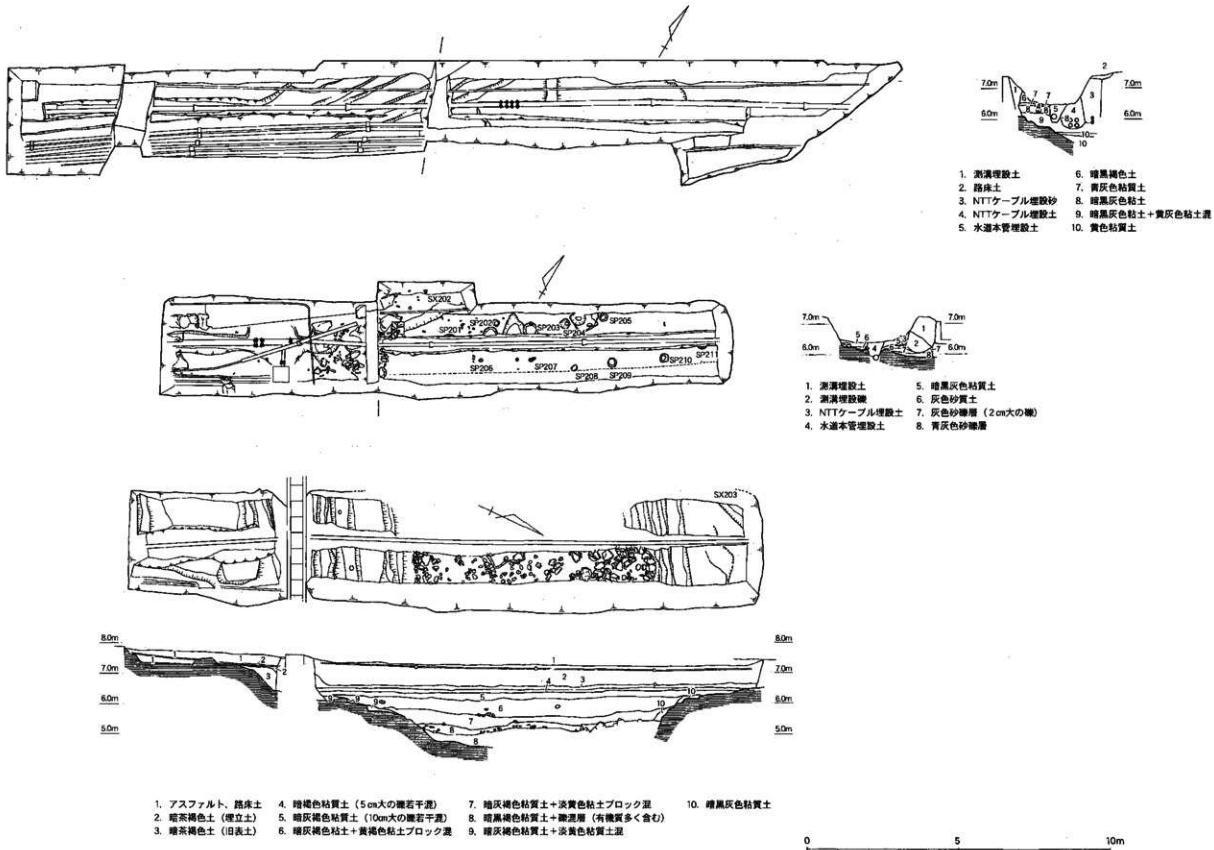


図12 第II-3、-4、-5区造構平面図及び土層断面図

0.2~0.32m、深さ 0.07~0.26m である。ピット間隔は、SP201 列の SP201~SP202~SP203~SP204~SP205 で、1.3m~1.35m~1.2m~1.25m、SP208 列の SP208~SP209~SP210~SP211 で、1.25m~1.7m~1.35m である。SP208 列は SP211 を除き深さが 0.1m 未溝であり、SP208 では杭が打たれていたことから柵列あるいは杭列の痕跡と考えられる。SP201 列は柱穴列とも考えられるが、この調査区内のみで判断することはできず、建物跡と断定することは難しい。なお、SP201 列の延長上に位置する I-2 区及び SP208 列の延長上に位置する II-3 区で、ピットは検出していない。SP204~SP208 間は 1.5m、SP205~SP209 間が 1.55m と、SP201 列と SP208 列はほぼ並行しており、両列は関連する遺構と考えられる。今のところその性格は不明であるが、これらは堀跡、川跡ともほぼ並行して存在していることから、関連する遺構として一体的に検討していく必要があろう。

③遺物

I-1 区からの出土遺物総数は 157 点であった。出土遺物は須恵器が最も多く、この他に上師質土器、弥生土器、青磁や白磁、瓦質土器なども出土している。

遺物は 3 層からの出土が最も多く、次いで A 層からであり、3 層及び A 層で全体の約 6 割を占める。しかし、3 層及び A 層からは、弥生土器の他、土師質土器、須恵器が出土しており、現代のタイルなども出土していることから人為的な搅乱を受けた周辺からの搬入土に含まれていたものと考えられる。

表 1 第 II 調査区出土遺物観察表(第13図)

| 調査 層位 横 幅 グリッド | 標高 | 面積 | 面積(m ²) | | | 調査 面積 | 文書・手稿 | 地質 | 地 下 水 | 地 形 |
|----------------------------|----|-----|---------------------|------|----|------------------------------|----------------------|--------|-------------|--------|
| | | | 面積 | 面積 | 面積 | | | | | |
| 13-1 -1E | 石塚 | 面 | - | 5.0 | - | 高台は高く、斜面三角形を呈す。 | 地表より既存土と外山砂部の中間まで伸びる | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-2 -3E | 石塚 | 面 | - | 6.0 | - | 高台は高く、斜面三角形を呈す。 | 表面下には薄層 | 高台 | | |
| 13-3 -1E | 石塚 | 面 | - | - | - | 高台は高く、斜面三角形を呈す。 | 表面下には薄層 | 高台 | | |
| 13-4 -1E | 石塚 | 面 | - | 2.2 | - | 五輪形の口部。 | 内側に青 | | | |
| 13-5 1F | 高台 | 面 | 12.0 | - | - | 井筒は直線で、近いハリの丁方に傾く。表面はなく石底。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-6 -1E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、近いハリの丁方に傾く。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-7 -4E | 高台 | 面 | - | 5.0 | - | 井筒は直線で、近いハリの丁方に傾く。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-8 -3E | 高台 | 面 | 11.2 | - | - | 井筒は100歩位直線で、口は上り勾配。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-9 -2E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-10 -2E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-11 -1E | 高台 | 面 | - | 10.0 | - | 井筒は直線で、口は上り勾配で斜面に接続する。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-12 -2E | 高台 | 天井板 | - | 2.0 | - | 井筒は直線で、口は上り勾配で斜面に接続する。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-13 -1E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-14 -5E | 内側 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-15 1F | 高台 | 面 | - | 6.0 | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-16 -1E | 土塁 | 面 | - | 6.0 | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-17 -1E | 高台 | 面 | 30.0 | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-18 -1E | 高台 | 面 | - | - | - | 大きな瓦特状の土壁を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-19 -1E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-20 -1E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-21 -2E | 高台 | 面 | - | - | - | 井筒は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-22 -2E | 高台 | 面 | 20.0 | - | - | 1.5m の深度で外側あわせがて塗り土壁、瓦特壁にする。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |
| 13-23 -1E | 高台 | 面 | 31.4 | - | - | 高台は直線で、内側口部下に凹部を有す。 | 井筒状 | 青、黄灰白色 | 高台 | |

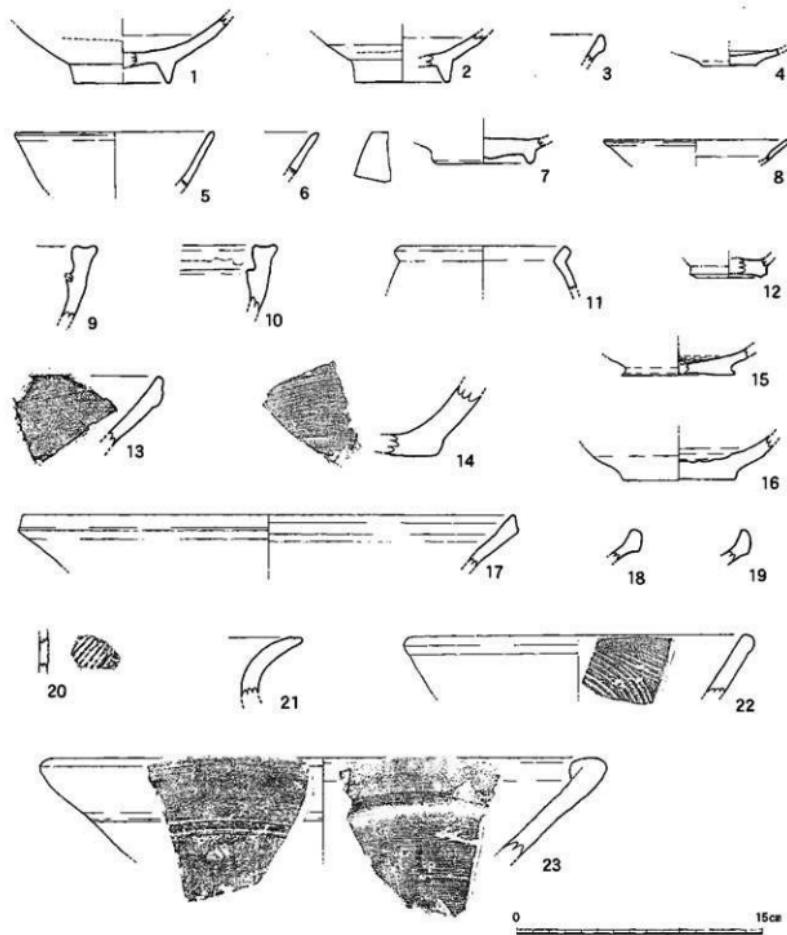


図13 第II調査区出土遺物実測図



図14 第Ⅲ調査区遺構配置図

4.2.3 第Ⅲ調査区

(1) 調査区の立地及び地区設定

第Ⅲ調査区は、全発掘調査対象地のほぼ中央部で、いわゆる三宅御土居の主郭部にあたる箇所であり、1992年度に第Ⅲ調査区のほぼ中央付近で発掘調査を実施している。北側の第Ⅱ調査区及び南側の第Ⅳ調査区とは0.5~1mの比高差を測る。

かつては民家が2戸建っていた場所であるが、調査時には移転解体により空き地となっており、隣接する市道沿いに擁壁の名残を留めていた。この空き地部分と空き地に西接する市道部分及び空き地に東接する畠地部分を第Ⅲ調査区とし、調査面積は約1,200m²である。

なお、調査に着手した1996年度は、畠地で耕作が行われていたこともあり、第Ⅲ調査区のうち市道と1992年度調査箇所を中心とした約500m²を調査対象として実施し、次年度以降随時調査区を拡張して調査を進めた。

(2) 層序の状況

第Ⅲ調査区における層序は、表土（暗茶褐色土）-茶褐色土-黒色土の順で下部に堆積し、黒色土の下位が赤色土（所によって明黄色土）の地山である。基本的には前述のように堆積していると想定されたが、民家が建っていたことに由来する擾乱で、場所によって若干の差異が認められる。

(3) 検出遺構

①はじめに

第Ⅲ調査区で検出された遺構には、礎石建物跡1(SB301)、掘立柱建物跡9(SB302~310)、池状遺構1(SG301)、溝跡4(SD301~304)、井戸跡2(SE301~302)がある。

検出したビット数は1000を超えるが、その分布は調査区南側で密であり、西側から北側にかけては希薄であった。西側は道路に面して家屋が建っていた場所で、重機による爪跡も確認されたことから遺構が破壊を受けていることが想定されるが、御殿略図から広場的空間であった可能性も考えられる。一方、北側については、SB301を境にはほとんど遺構は見られなくなるが、主郭部北端であり、すぐに堀跡があることからこの周辺が御土居建物配置の北限と考えられる。

建物群はその方向性から4つの群に区分できるが、ビットの分布状況や数から見ると、復元できなかつた建物も多く、柱根のあるビットで復元できなかつたものもある。

②建物跡

SB301

調査区北東隅に位置する2間×半間以上の礎石建物である。確認できる建物の規模は礎石が3個のみが残る状態であることから不明瞭であり、礎石抜き取り痕と考えられる浅い窪みが1箇所確認できるが、建物の復元は困難である。

なお、SB301を含んだ周辺で、5~10cm大の石を敷いた面が検出されている。その範囲は南北8m×東西14mに及び、SB301はその西側に位置する。この敷石面の中央付近の下層には厚さ2~3cmの炭層が堆積し、付近では羽口や鉄滓が出上している。これらのことから敷石面及びSB301は鍛冶場に関わる遺構と考えられる。また、敷石面に直交する形で明黄色土の貼り土も確認されている。

SB302

SB301の南側に位置する3間×2間の東西棟の掘立柱建物である。調査中では、棟方向東側に1間、棟方向西側に2間それぞれ延長した6間×2間の東西に細長い倉庫的な建物と考えたが、柱穴が不鮮明

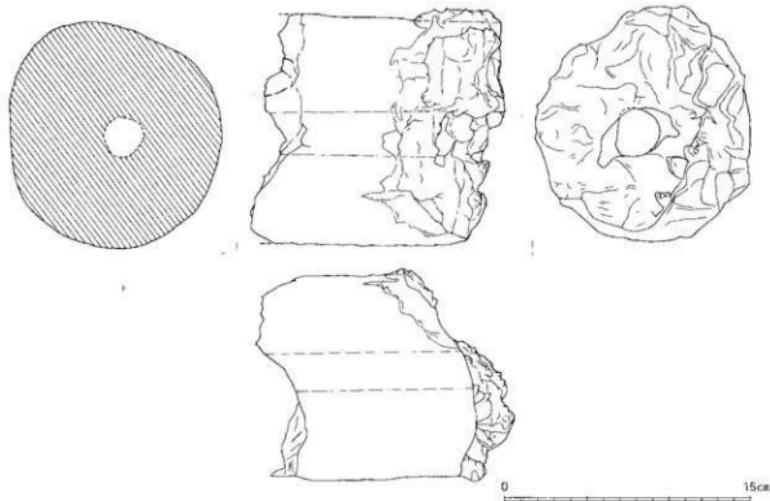


図15 SB301周辺出土羽口実測図

な箇所もあり、3間×2間としている。柱穴は径0.3~0.4m、深さ0.12~0.36mで全て素掘りである。SB301及び敷石面とはほぼ平行に位置することから鍛冶場跡に関連する建物と考えられ、同一時期のものと考えられる。

SB303

調査区南西隅に位置する5間×4間の東西棟の掘立柱建物で、調査区内で確認した唯一の縦柱建物である。柱穴は径0.2~0.7m、深さは0.1~0.5mと一定ではなく、底に根石を敷くもの、柱を固定するように0.1~0.2m大の礫が詰め込まれたもの、素掘りのものがあり、径15cmの柱根が残るピットも1基確認されている。

南側は性格不明遺構（SX301）に接する。

SB304

調査区中央付近に位置する2間×2間の掘立柱建物で、柱穴の径は0.3m~0.65m、深さ0.02~0.57mである。北東隅の柱穴の深さがもっとも浅い0.02mであったが、SB304の北側が近年まであった家の影響で破壊を受けているためあり、これを除けば、柱穴の深さは0.2m以上である。南側列の柱穴は径も大きくしっかりととした掘り方で、底に根石を敷いたものが見られるが、北側のものは素掘りである。

建物内には井戸（SE302）が存在しており、井戸屋形と考えられる。SE302の井戸枠は建物内に収まるが、掘形が建物に対して北東側に若干ずれており、上述したようにこの北側が破壊を受けていることを考慮すれば、南北方向は2間以上の建物であった可能性がある。

SB305

調査区東側に位置する3間×2間の南北棟の掘立柱建物である。柱穴の規模は、径が0.2~0.3m、深

さが0.2~0.3mであり、礫が詰め込まれたものと素掘りのものとがある。柱穴からは、土師質土器皿が出土している。

SB306

SB301の西側に位置する3間×2間の南北棟の掘立柱建物である。建物の西側にはコンクリート製の井戸や建物基礎があったため確認できた柱穴は4基のみであるが、その径は0.25~0.33m、深さは0.04mと浅いものや0.37mと深いものがあり、何れも素掘りの柱穴である。

建物内の北側には、貼り土がみられる。貼り土は厚さ5cmの赤黄色土で、その下層には厚さ2~3cmの炭層が堆積しており、周辺から鉄滓が出土していることから、鍛冶に関わる建物と思われる。

SB306の棟方向は、鍛冶場跡と考えられる東側のSB301の棟方向より若干東に振っていることから、異なる時期の建物と考えられる。

SB307

調査区南側に位置し、SB304の南側に隣接する3間×2間の掘立柱建物である。南北方向の柱穴間隔が約3m、東西方向の柱穴間隔が約2mで、南北棟と思われる。柱穴規模は、径が0.2~0.4m、深さが0.2~0.56mで、一定ではない。根石があるものと素掘りのものとがあり、南東隅の柱穴では径0.1mの柱根が検出された。

SB308

SB306の南に隣接する2間×3間の東西棟の掘立柱建物である。柱穴の径0.25~0.5m、深さ0.2~0.4mで、他の建物の柱穴と比して大形のものが多く、何れも素掘りのものである。

建物の北側がSB306同様コンクリート構造物で破壊を受けており、北側へ1間分拡張される可能性がある。

SB309

調査区中央の東側に位置する2間×2間の掘立柱建物である。径が0.22~0.4mを測り、深さは0.15~0.39mを測る、何れも素掘りの柱穴である。

SB310

SB309の東側に位置する2間×1間の南北棟の掘立柱建物である。確認した建物の中で最も小規模な建物であるが、柱穴の径0.2~0.4m、深さ0.24~0.35mで垂直に近いしっかりととした掘形を持っている。何れも素掘りの柱穴で、土師器片や青磁碗が出土しており、柱痕跡が見られるものもある。

また、建物内には、性格不明の土壙（SK301）がある。

③井戸跡

SE301

調査区西側の市道部分南端で検出した石組み円筒形井戸で、掘形検出面から0.6m前後掘り下げた付近から石積みの井戸側部が発見され、井戸と確認されたものである。SE301の中央からやや東よりに水道管が埋設されていたため調査範囲が狭小で部分的にしか掘り下げることができず、かつ遺構保存のため断割も行わなかったため完掘はしていない。

掘形は西側が側溝擾乱かつ調査区外となるため確定はできなかったが、東西直径2.9m以上×南北直径3mの東西方向がやや長い不正円形状の平面形をしている。

井戸側部は30cm以下の自然石や割石（角は丸い）で積み上げられているが、割石の割合は低く大部分は自然石である。内法の直径は1.8m前後で、3箇所で緩やかな角が見られるものの円形に近い平面形をしている。東側には水道管理設工事に伴う石の抜き取りが見られ、また、崩壊した石が井戸側内に堆積している。深さは確認できた範囲で掘形検出面から1.8m、井戸側検出面からは1.3mある。鉄筋を

差し込んでみたところさらに下3mほどにあるものが確認できたが、底かどうかは不明である。

SE302

SB304 内に位置する木組方形縦板組横柵支柱型井戸である。井戸が埋められた後に暗黒色土の堆積する直径 1.5m×深さ 0.45m の円形土壠が掘り込まれており、この円形土壠を掘り下げていったところ遺構検出面から 1.6m 前後付近で木組みの井戸側部が発見され、井戸と確認されたものである。この井戸もまた遺構保存のため断削は行わず、可能な限り掘り下げたが危険と判断し断念したため、完掘はしていない。

掘形の北側が後世の搅乱を受けており、現況で南北約 1.8m×東西約 3m を測るが、もとは一辺約 3m の隅丸方形の掘形であったと思われる。掘形検出面から 4.2m ほど掘り下げたところで調査を断念したため深さは特定できていないが、さらに下に続いており、ビンボールを差し込んだ感触では 0.4~0.5m 下に硬い面を感じられた。掘形の中心からやや南東寄りに、一辺 1.2m の方形井戸側が据えられている。

縦板は幅 30~40cm、厚さ 1~2cm、高さ 3m 以上のものを、各辺に 3~4 枚を使用しており、上部は上圧で内傾している。縦板の外側に添板は確認できない。横柵は 3 段残っている。下段は長さ 1.1m×10cm 四方の角材、上段は南北辺が角材、東西辺が丸太を 1/4 割した後面取りしたもので組み合わせており、各組み合わせ部分には方形の口穴が穿たれている。四隅を支える柱は高さ 90cm×10cm 四方の角柱で、上側は丸く面取り下側は口違いの加工がされており、これを横柵の口穴に組み合わせて支える。

井戸側内からは土師質土器片など数点が出土し、下層では木桶や東南アジア産陶器が出土している。

④溝

SD301

SD301 は調査区南端に位置する東西方向に延びる溝で、調査区の東側に位置する東土塁とはほぼ直交する。長さは現況で 19m、幅 1.1~1.5m、深さ 0.2~0.3m で、東から西に向かって緩やかに下がっている。

東端部で性格不明の土壠 (SK306) に接し、さらに東の調査区域外へ続いている。一方、西側は、東端から西へ約 12m のところで池状遺構 (SG301) に繋がり、SG301 西側で溝 (SD302) が北側に派生

するが、SD301はさらに西へ続き、西端部はSB303と交錯して不明瞭なものとなる。また、西端部南側は性格不明遺構（SX302）と接し、SX302によって切られている。

出土遺物は土師質上器が多いが、中国製陶器の壺、青磁の碗、白磁の四耳壺、鉄滓なども出土している。

SD302

SG301の西側でSD301に合流する南北方向に延びる溝で、現況で長さ4m、幅1m、深さ0.2mを測る。底面は北側が高く南に向かって緩やかに下がり、SD301につながる。

SD301との合流地点から北へ約4mに位置するSB307南端付近でSD302の掘形は不明瞭なものとなるが、北端部からさらに杭列（SX303）が北側に続いている。

SD303

SB302の東側に位置する東西方向に延びる溝で、東側は鍛冶場跡貼上部に接する。確認した長さは3mで、両端それぞれ不明瞭になる。幅0.8~1.2mで中央部が狭く、深さは0.06mを測る。断面形は底面から直線状に上方に立ち上がる。上幅に対して底部幅は狭く、また底部幅は西に向かって狭くなり、西端では幅0.1m、深さも0.02mと浅いものとなる。

SD304

SD303に南接する東西方向に伸びる溝である。両端それぞれが不明瞭となり、確認した長さは3mである。幅0.7~1.1m、深さ0.03mの浅い溝で、断面形は逆薄鉢状を呈する。溝幅がSD303と影響しあつており、同一時期のものと思われる。

SD305

SD304に南接する溝で、SD303~305はほぼ平行に東西方向に伸びている。東端はピットで掘り込まれており、確認した長さは0.35mを測る。幅0.5~0.8mで、上幅に対して底部幅は狭く、断面形は底面から直線状に上方に立ち上がる皿状を呈する。深さは0.07~0.25mを測り、東から西に向けて深くなる。

⑤土壤

SK301

SB31内にある土壌で、平面形は橢円形を呈し、長径1.5m×短径0.7m、深さ0.2mを測る。土壌内西側に0.1~0.2mの大の礫が置かれているが、性格は不明である。土壌内からは土師質上器の壺、皿が出土している。

SK305

SB309の南側に接する土壌で、平面形は橢円形を呈し、長径1.8m×短径1.1m、深さ0.8mを測る。径0.9m程度の円形土壌を南北に2基並べたような状態であり、南側底部の標高は北側のそれと比較して0.2mほど低い。土壌内からは土師質上器壺や皿、礫が比較的多く出土している。性格不明。

SK306

調査区南東端に位置し、SD301に北接する土壌である。平面形は橢円形で、長径1.5m×

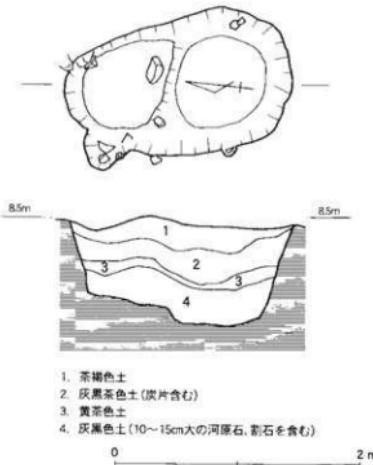


図17 SK305実測図

短径 1.2m、深さ 0.1m を測る。性格不明。SD301 との切り合い関係は不明。

SK307

調査区南端に位置し、SX302 及び SK308 と接する土壙である。平面形は不正円形で、最大径 1.3m、深さ 0.4m を測る。SK308 とは切り合い関係にあり、SK307 が SK308 を穿っている。土壙内から上師質土器が出土している。

SK308

SK307 の東に接する土壙である。平面形は、西側が SK307 と切り合い関係にあるため不確実であるが、残った部分を基に復元すれば、一辺 1.3m の隅丸方形である。深さは 0.2m。底部中央には東西方向に長軸をとる長径 0.8m 以上 × 短径 0.3m、深さ 0.3m の堀込みがある。土壙内からは人頭大及び拳大の蝶や土師質土器が出土している。

⑥その他

SG301

SB303 の南東隅に位置する。平面形は長径約 3.3m、短径約 2.5m の梢円形を呈し、深さは 0.2m と浅めである。SG301 内には 5~20cm 大の割り石、川原石がやや密な状態で確認されたが、その性格については不明である。石臼の破片と思われる遺物が出土している。

SX302

SB303 の南側に接して位置する遺構で、SB303 とほぼ並行する。平面形は東西方向に長い長方形を呈し、東西 3.8m × 南北 2.2m、深さ 0.8m を測る。遺構の西側には、遺構内への昇降を容易にするためか、スロープ状の傾斜が施されている。

SX303

SD302 の北側延長線上に位置する南北方向に並ぶ杭列で、SD302 北端から SB307 の中央を貫き SB304 の南部にまで続いている。杭間隔は 0.4~0.5m、現況で長さ 7m を確認した。径は 3~5cm で、自然木を加工しており断面形は三角状を呈する。

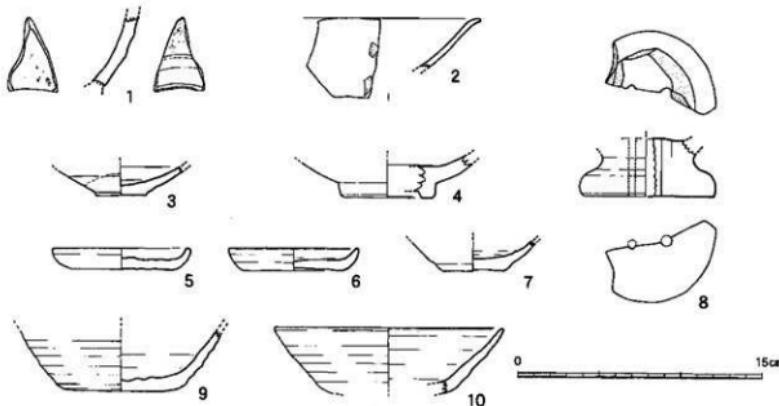


図18 SK305出土遺物実測図(1)

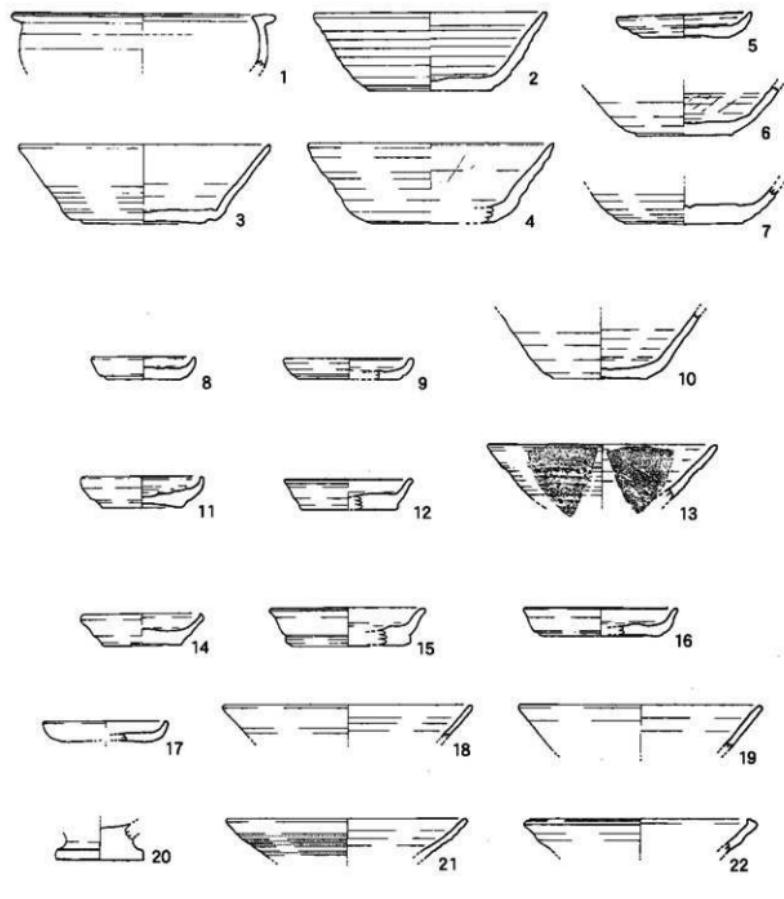


図19 SK305出土遺物実測図(2)

表 2 SK305出土遺物観察表(第18、19回)

| 回数 | 出土場所 | 種類 | 番号 | 測量form | | | 測量・手取の検査等 | | | 色調 | 加工 | 表面 | 備考 | | | | |
|-----------|------|-----|------|--------|-----|-----|---|-------------------------|----------------|----------------------------|---------------|----------------|----------------|----------|--|--|--|
| | | | | 口径 | 底径 | 高さ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 内側 | 外側 | 裏面 | | | | | | | | |
| 18-1 1号 | 海綿 | 火鉢 | - | - | - | - | 底面、側面半球形。 外側は内側に比べてやや立ち上がり。 | 内側 | 外側 | 白 内側の底面は少し牛耳あり。脚輪 有り | 白 | 火口部削り落とし 内側 | 火口部削り落とし 内側 | | | | |
| 18-2 1号 | 口綿 | 瓶 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-3 1号 | 海綿 | 土 | - | 3.0 | - | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりの間に、しづらぎが付られる。 外側は内側と底面間に大きめに斜く傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | 中国製か? | | | |
| 18-4 1号 | 底盤 | 灰 | - | 5.6 | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-5 1号 | 土綿 | 小皿 | 8.4 | 6.0 | 1.3 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-6 1号 | 土綿 | 火鉢 | 15 | 8.0 | 6.2 | 1.4 | 底面は火口の方にやや凸状になる。 外側は内側に比べてやや立ち上がり。口輪部は斜めになる。 脚輪はない。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-7 1号 | 土綿 | 火鉢 | 15 | - | 4.4 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-8 1号 | 土綿 | 蓋台? | - | - | 8.4 | - | 外側の底面か? | | | | | | | | | | |
| 18-9 1号 | 土綿 | 灰 | - | - | 3.0 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-10 1号 | 土綿 | 灰 | 14.0 | - | - | - | 底面は火口の方に斜めに傾く。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | 内側を削り落とす | | | |
| 18-11 2号 | 海綿 | 灰 | 16.0 | - | - | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側で内側と斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-12 2号 | 土綿 | 火 | 14.2 | 7.2 | 4.8 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側に比べてやや立ち上がり。火口部は斜めになる。 脚輪はない。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-13 2号 | 土綿 | 灰 | 15.3 | 7.4 | 4.9 | - | 底面は火口の方にやや斜めに傾く。 | | | | | | | | | | |
| 18-14 2号 | 土綿 | 火 | 15.0 | 7.8 | 4.9 | - | 底面は火口の方にやや斜めに傾く。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-15 2号 | 土綿 | 火 | 8.2 | 5.3 | 1.4 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側で内側と斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-16 2号 | 土綿 | 灰 | - | - | 5.8 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側に比べてやや立ち上がり。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-17 2号 | 土綿 | 火 | - | - | 3.6 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-18 3号 | 土綿 | 火鉢 | 6.4 | 4.6 | 1.4 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-19 3号 | 土綿 | 火鉢 | 8.0 | 6.2 | 1.3 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-20 3号 | 土綿 | 火 | - | - | 5.9 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-21 3号 | 土綿 | 火鉢 | 6.6 | 7.4 | 5.0 | 1.9 | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | 内側を削り落とす | | | |
| 18-22 3号 | 土綿 | 火鉢 | 7.8 | 5.9 | 1.9 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-23 3号 | 土綿 | 火鉢 | 7.6 | 5.9 | 1.9 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-24 3号 | 土綿 | 火 | 14.0 | - | - | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-25 4号 | 土綿 | 火鉢 | 9.0 | 4.6 | - | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-26 4号 | 土綿 | 火 | 9.6 | 6.9 | 2.3 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-27 4号 | 土綿 | 火 | 9.4 | 7.0 | 1.8 | - | 底面は平底で、内側との立ち上がりがある。 外側は内側の方に斜めに傾く。 | 内側ノズル 内側 外側ノズル、外側 | 内側 外側ノズル、外側 | 白 内側ノズル、外側 外側ノズル | 白 内側ノズル、外側 | 内側 | 外側 | | | | |
| 18-28 4号 | 土綿 | 火鉢 | 7.6 | 5.0 | 1.2 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-29 4号 | 土綿 | 火 | 15.0 | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-30 4号 | 土綿 | 火 | 14.6 | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-31 4号 | 土綿 | 火鉢 | 9.6 | 6.9 | 2.3 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-32 4号 | 土綿 | 火 | 9.4 | 7.0 | 1.8 | - | | | | | | | | | | | |
| 18-33 4号 | 土綿 | 火鉢 | 14.0 | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-34 4号 | 土綿 | 火 | 14.2 | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-35 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-36 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-37 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-38 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-39 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-40 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-41 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-42 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-43 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-44 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-45 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-46 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-47 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-48 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-49 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-50 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-51 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-52 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-53 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-54 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-55 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-56 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-57 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-58 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-59 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-60 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-61 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-62 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-63 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-64 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-65 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-66 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-67 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-68 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-69 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-70 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-71 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-72 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-73 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-74 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-75 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-76 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-77 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-78 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-79 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-80 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-81 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-82 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-83 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-84 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-85 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-86 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-87 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-88 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-89 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-90 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-91 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-92 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-93 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-94 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-95 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-96 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-97 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-98 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-99 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-100 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-101 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-102 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-103 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-104 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-105 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-106 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-107 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-108 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-109 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-110 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-111 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-112 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-113 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-114 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-115 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-116 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-117 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-118 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 18-119 4号 | 土綿 | 火 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |

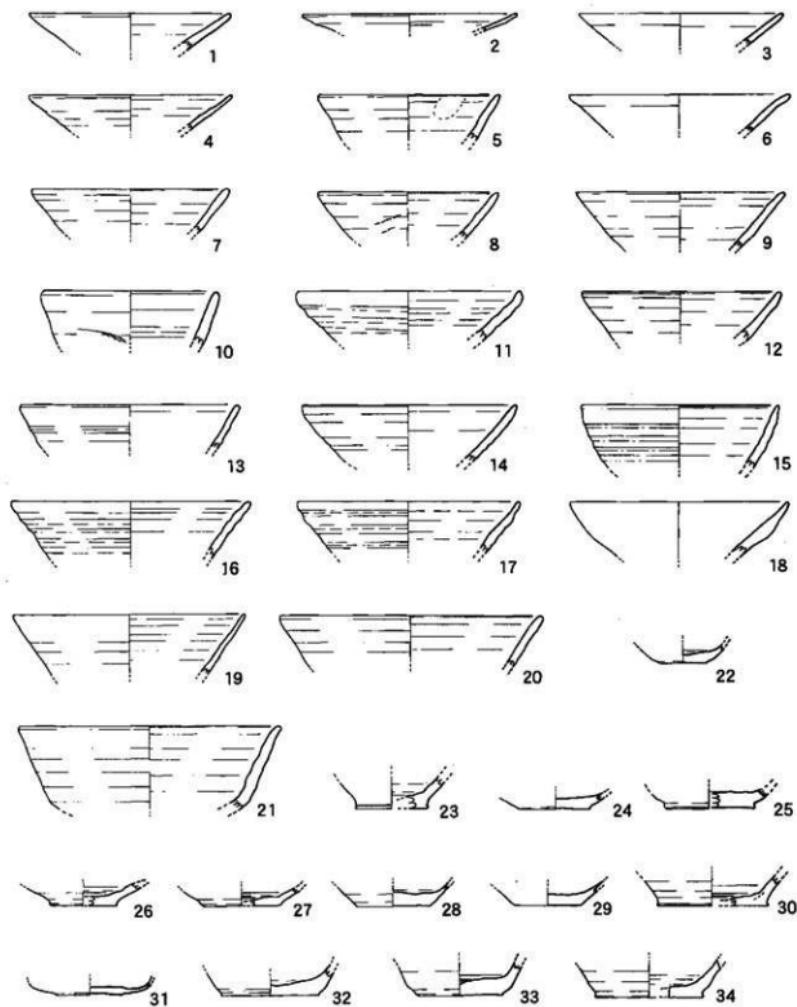
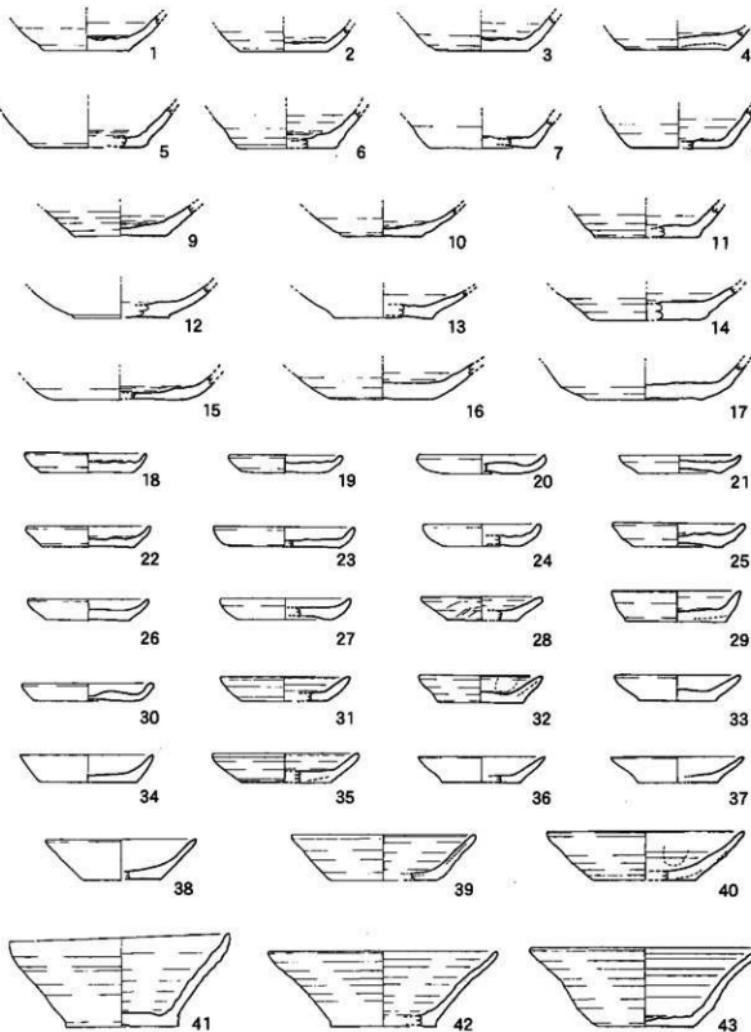


図20 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図(1)

表3 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表(1)－第20図－

| 調査番号 | 出土グリッド | 層別 | 測定 | 遺物・多様の検出場所 | | | 文書・手稿 | 地圖 | 出土 | 地質 |
|-------|--------|-----|-----|------------|-----|----|---|---|-----|-----|
| | | | | 位置 | 深度 | 基盤 | | | | |
| 20-1 | 12R2a | 2段階 | 井 | 12.2 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-2 | 11R2a | 2段階 | 井 | 13.0 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-3 | 11L1a | 2段階 | 井 | 12.4 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-4 | 11R2a | 2段階 | 井 | 12.2 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-5 | 11L1a | 1段階 | 井 | 11.0 | - | - | 馬頭足跡の付いた骨片に沿る。 馬頭足跡止の位置におかれる。 | 外：回転Jテ 内：回転ナテの複数個あり | 近縁帶 | BM |
| 20-6 | 12R2a | 2段階 | 井 | 13.4 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-7 | 12R3a | 1段階 | 井 | 12.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置に大きなC字跡。口側斜めでC字跡を形成。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | | 近縁帶 | BM |
| 20-8 | 11L1a | 2段階 | 井 | 11.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置に大きなC字跡。口側斜めでC字跡を形成。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：回転Jテ、ヘラの回数うあり 内：回転ナテ | 近縁帶 | BM |
| 20-9 | 12R4a | 2段階 | 井 | 12.0 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-10 | 11R1a | 1段階 | 井 | 10.5 | - | - | 馬頭足跡止の位置に大きなC字跡。口側斜めでC字跡を形成。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：回転Jテ 内：回転ナテ | 近縁帶 | BM |
| 20-11 | 12R3a | 1段階 | 井 | 13.4 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-12 | 11L1a | 2段階 | 井 | 12.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置に大きなC字跡。口側斜めでC字跡を形成。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 内側と外：回転Jテ | 近縁帶 | BM |
| 20-13 | 11R3a | 2段階 | 井 | 13.0 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-14 | 11R2a | 2段階 | 井 | 13.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置も、口側斜めにいたる。 | | 近縁帶 | BM |
| 20-15 | 12R3a | 1段階 | 井 | 12.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置も、口側斜めにいたる。馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 内側：回転Jテの複数個が各く傾む | 近縁帶 | BM |
| 20-16 | 12R3a | 1段階 | 井 | 14.4 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-17 | 12R3a | 1段階 | 井 | 13.4 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-18 | 12R2a | 1段階 | 井 | 13.2 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-19 | 11R3a | 1段階 | 井 | 14.0 | - | - | | | | 近縁帶 |
| 20-20 | 12L1a | 2段階 | 井 | 16.0 | - | - | 馬頭足跡止の位置に小さなC字跡。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 内側と外：回転Jテ、化粧土 | 近縁帶 | BM |
| 20-21 | 12L1a | 2段階 | 井 | 16.0 | - | - | | 外：回転Jテ、(回転Jテの位置が傾む) 内：回転ナテ、(回転Jテの位置が傾む) | 近縁帶 | BM |
| 20-22 | 12R3a | 1段階 | 小段? | - | 2.8 | - | 馬頭足跡止。 馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 | 外：馬頭足跡止の位置のナテ 内：回転Jテ、馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 | 近縁帶 | BM |
| 20-23 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 4.4 | - | | 近縁帶 | | |
| 20-24 | 11R2a | 2段階 | 井? | - | 4.2 | - | | 近縁帶 | | |
| 20-25 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 5.4 | - | 馬頭足跡止で大きなC字跡。馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-26 | 11R2a | 1段階 | 井 | - | 4.0 | - | 馬頭足跡止で大きなC字跡。馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：回転Jテ、馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-27 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 4.6 | - | 馬頭足跡止。馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-28 | 11L1a | 2段階 | 井 | - | 4.4 | - | 馬頭足跡止。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-29 | 10R2a | 1段階 | 井 | - | 4.0 | - | | 近縁帶 | | |
| 20-30 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 6.8 | - | 馬頭足跡止。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-31 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 4.0 | - | | 近縁帶 | | |
| 20-32 | 11R2a | 1段階 | 井 | - | 6.0 | - | | 近縁帶 | | |
| 20-33 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 5.2 | - | 馬頭足跡止で大きなC字跡。馬頭足跡止の位置に大きなC字跡が見られる。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：回転Jテ、馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |
| 20-34 | 12R3a | 1段階 | 井 | - | 6.6 | - | 馬頭足跡止。 馬頭足跡止の位置におかれめる。 | 外：馬頭足跡止の位置に大きなC字跡 | 近縁帶 | BM |



0 15cm

図21 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図(2)

表 4 第Ⅲ調查區包含層出土遺物觀察表(2) — 第21圖—

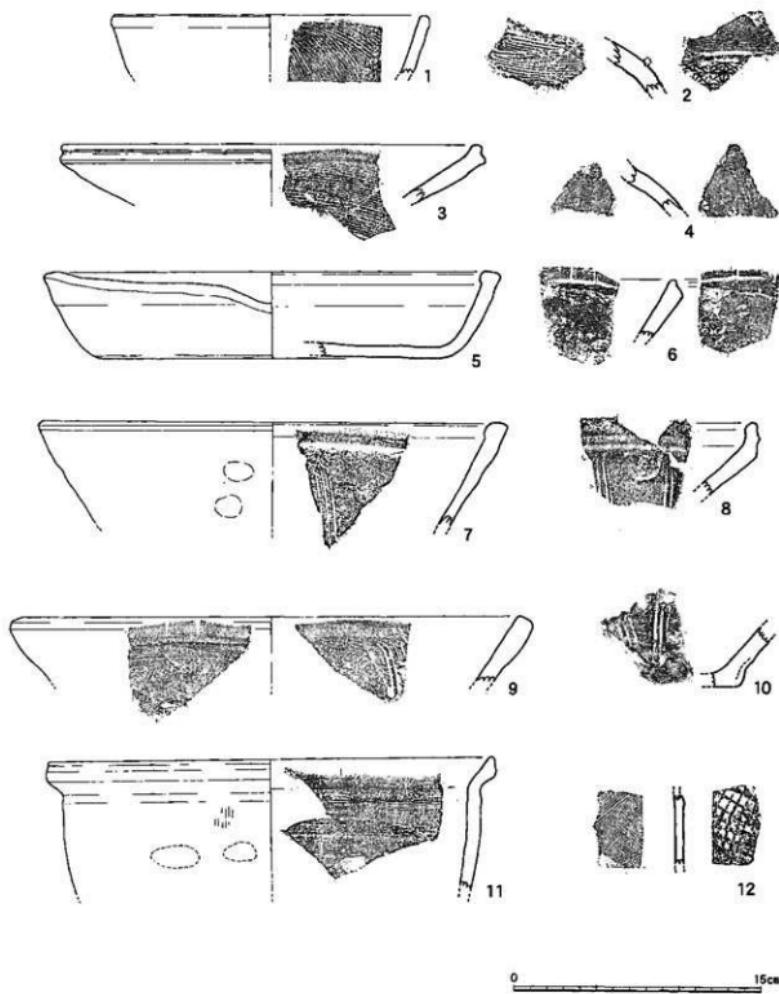


図22 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図(3)

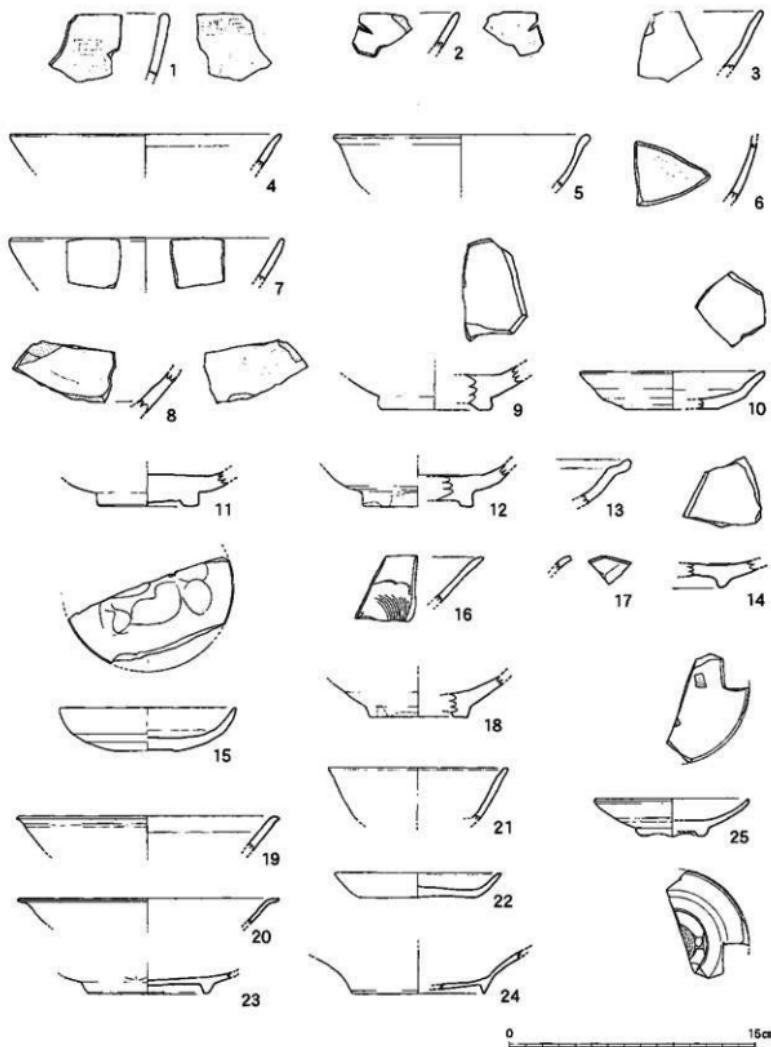


図23 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図(4)

表 5 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表(3)－第22図－

| 調査 番号 | 出土 グリッド | 標高 | 層厚 | 測量点(m) | | | 剖面・学年等の特徴等 | | | 地質 | 出土 | 備註 |
|----------|------------|----|----|--------|------|-----|------------|----|----|----|----|----|
| | | | | □口 | | | △底 | | | | | |
| | | | | 口標 | 底標 | 層厚 | 口標 | 底標 | 層厚 | 支承 | 学年 | |
| 22-1 | 12R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-2 | 12R0a | 丘陵 | 井 | 16.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-3 | 12R1b | 丘陵 | 井 | 24.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-4 | 12R1b | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-5 | 12R1a | 丘陵 | 井 | 27.8 | 22.0 | 5.8 | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-6 | 11L1a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-7 | 12R0a | 丘陵 | 井 | 26.8 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-8 | 12R1a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-9 | 12R0a | 丘陵 | 井 | 20.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-10 | 12R1b | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-11 | 12R1a | 丘陵 | 井 | 27.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 22-12 | 12R1a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |

表 6 第Ⅲ調査区包含層出土遺物観察表(4)－第23図－

| 調査 番号 | 出土 グリッド | 標高 | 層厚 | 測量点(m) | | | 剖面・学年等の特徴等 | | | 地質 | 出土 | 備註 |
|----------|------------|----|----|--------|------|-----|------------|----|----|----|----|----|
| | | | | □口 | | | △底 | | | | | |
| | | | | 口標 | 底標 | 層厚 | 口標 | 底標 | 層厚 | 支承 | 学年 | |
| 23-1 | 11R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-2 | 12R1b | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-3 | 12R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-4 | 11R0a | 丘陵 | 井 | 18.4 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-5 | 12R0a | 丘陵 | 井 | 15.4 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-6 | 12R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-7 | 11L1a | 丘陵 | 井 | 16.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-8 | 12R1b | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-9 | 14L1a | 丘陵 | 井 | - | 6.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-10 | 11R1a | 丘陵 | 井 | 11.1 | 5.6 | 5.5 | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-11 | 12R1a | 丘陵 | 井 | - | 5.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-12 | 12R1b | 丘陵 | 井 | - | 6.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-13 | 12R1b | 丘陵 | 井 | 9.4 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-14 | 12R1a | 丘陵 | 井 | - | 11.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-15 | 12R1b | 丘陵 | 井 | 10.4 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-16 | 11R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-17 | 12R0a | 丘陵 | 井 | - | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-18 | 12R0a | 丘陵 | 井 | - | 5.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-19 | 11R1a | 丘陵 | 井 | - | 6.6 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-20 | 13R0a | 丘陵 | 井 | 16.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-21 | 12R0a | 丘陵 | 井 | 11.0 | - | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-22 | 11R0a | 丘陵 | 井 | 10.2 | 7.6 | 2.6 | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-23 | 11R0a | 丘陵 | 井 | - | 7.2 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-24 | 11R0b | 丘陵 | 井 | - | 8.0 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-25 | 11R0b | 丘陵 | 井 | - | 9.4 | - | - | - | - | - | - | 無 |
| 23-26 | 11R0b | 丘陵 | 井 | - | 10.4 | - | - | - | - | - | - | 無 |

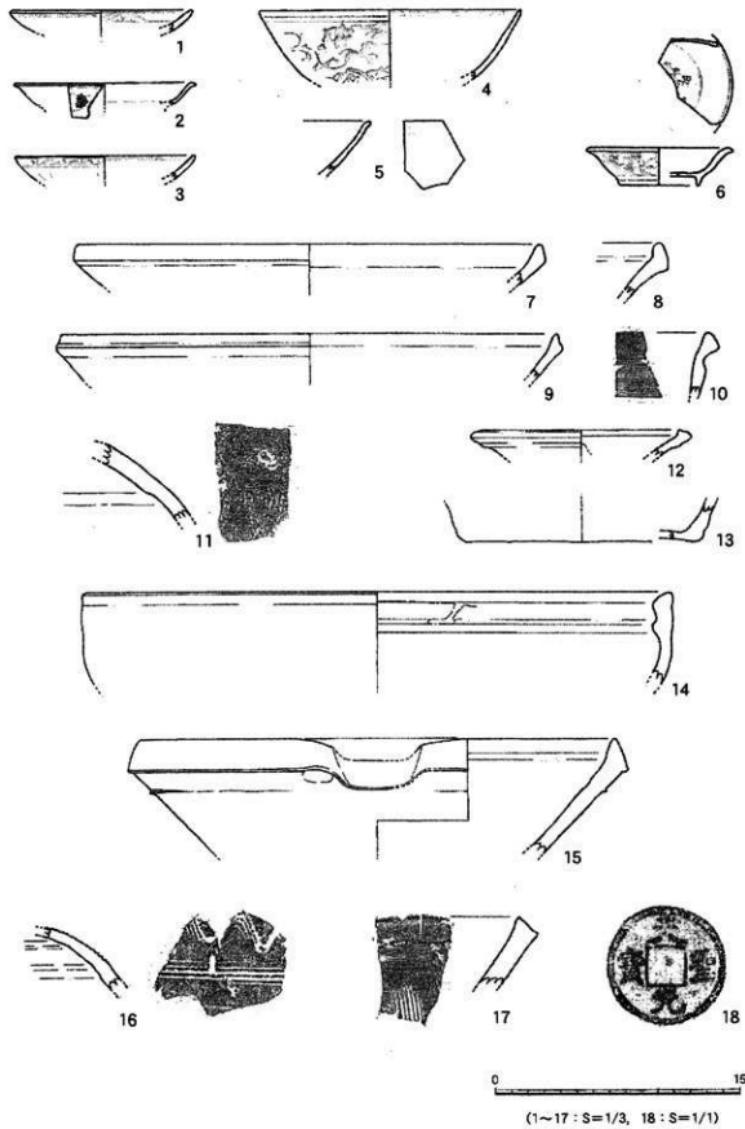


図24 第Ⅲ調査区包含層出土遺物実測図(5)

表 7 第Ⅲ調査区包含層出土遺物觀察表(5)－第24図－

| 問題番号 | 施工グリッド | 種別 | 部屋 | 部屋ID | | | 部屋・子供の特徴等 | | 特徴 | 施工 | 施設 | 備考 | | |
|-------|--------|------------|------|------|-----|-----|--|------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----|-----------|--|
| | | | | 口面 | 裏面 | 床面 | 特徴 | 文部・子供 | | | | | | |
| 24-1 | 11R1a | 廊下 | Ⅲ | 11.0 | - | - | 近く向海する屋。 | 出入りが多く入る | 海、風景、波、 風、波、日差し | 内、周囲壁 | 良好 | | | |
| 24-2 | 12R0a | 廊下 | Ⅲ | 11.0 | - | - | □被窓側を北向き。 | 外側は鏡面で内側は 木目調の壁紙。 | 外、日本の 木目調 | 好 | 良好 | | | |
| 24-3 | 11R1a | 廊下 | Ⅲ | 11.0 | - | - | □被窓側を北向き。 | 1階下に洗濯室、階段に洗濯機置き場がある。 壁紙は白。 | 外、壁紙 | 好 | 良好 | | | |
| 24-4 | 11R0a | 廊下 | Ⅲ | 16.0 | - | - | 半壁は北に向かって大きく開き、窓は北に向く。 | 外側は鏡面して内側は白。 壁紙は黒。 | 外、壁紙 | 好 | 良好 | | | |
| 24-5 | 11L1b | 廊下 | Ⅲ | - | - | - | - | - | 外 | 良好 | | | | |
| 24-6 | 11R1a | 廊下 | Ⅲ | 8.4 | 4.8 | - | 被窓側、被柱 | - | 外 | 良好 | | | | |
| 24-7 | 11L1a | 廊下 | Ⅲ | 28.0 | - | - | □被窓側が「L」の字形に配置される。 | 外観 | 外 | 良好 | | | | |
| 24-8 | 11R2b | 廊下 | Ⅲ | - | - | - | □被窓側が「L」の字形に配置される。 | 外観 | 外側が白色で 内側が黒。 | 好 | 良好 | | | |
| 24-9 | 11R0b | 廊下 | Ⅲ | 30.0 | - | - | □被窓側が「L」の字形に配置される。 | 外観 | 内・外壁は白 柱は黒。 | 好 | 良好 | | | |
| 24-10 | 12R1a | 廊下 | Ⅲ | - | - | - | - | - | 柱 | 良好 | | | | |
| 24-11 | 11R0a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | - | - | - | 直轄、踏み木、物の置き場か? | 内、直轄と踏み木の 内、直轄裏面の | 内、被窓側壁 外、踏み場 | 好 | 良好 | | | |
| 24-12 | 13R0a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | 13.5 | - | - | □被窓側が正面に向かってます。 | 内、踏み場 外、踏み場 | 内、踏み場 外、踏み場 | 好 | 良好 | | | |
| 24-13 | 12L1a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | - | - | - | 踏み場に階段あり | - | 内 | 良好 | | | | |
| 24-14 | 11R0a | 階段 | Ⅲ | 26.6 | - | - | 直轄直角吹抜で立ち回る。 内壁は鏡面で天井は鏡面セッジ。 | 内壁が内側壁に当たって複数ある 内壁は鏡面で天井は鏡面セッジ。 | 被窓側壁 内、踏み場 | 内側が鏡面で天井が 鏡面セッジ。 | 内側が鏡面で天井が 鏡面セッジ。 | 良好 | 良好 | |
| 24-15 | 12R1a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | 32.0 | - | - | 直轄以上のすり板吹抜。 | - | 被窓側壁 | 好 | 良好 | | | |
| 24-16 | 12R0a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | - | - | - | 直轄上に吹抜け、その下に直行吹抜(吹抜)。 内壁は鏡面で天井は鏡面セッジ。 | 内壁は鏡面で天井は鏡面セッジ。 | 内、踏み場 | 好 | 良好 | | | |
| 24-17 | 12R0a | 階段 (吹抜) | Ⅲ | - | - | - | □被窓側は吹抜で、内壁の吹抜けは吹抜。 | 内壁の吹抜けは吹抜。 | 内、踏み場 | 好 | 良好 | | | |
| 24-18 | 12R1a | 階段 | 吹抜直昇 | 25 | - | 6.1 | 壁厚1mm。 内壁7mm厚で天井6mm。 | 直昇、斜壁 | 直昇、斜壁 | 直昇、斜壁 | 良好 | 良好 | 天井高10.23m | |

4.2.4 第IV調査区

(1) 調査区の立地及び地区設定

第Ⅳ調査区は、市道片山住吉線上、街路事業以前まで民家が建っていたが既に移転して空き地となっている部分、泉光寺境内地に設定した。御土居南部に位置し、主郭部、帯曲輪、堀が想定される場所である。調査は平成9年度に道路部分(229.7m²)、平成10年度に空き地部分、平成11年度に境内地で実施した。

道路部分は現在のように御土居を南北に貫通してはいなかったが、アスファルト舗装がなされる以前から泉光寺への道として利用されてきている。この道路の両側は昭和30年代以前には、帯曲輪想定部分は畠、堀想定部分は田として利用されていたが、調査を実施した空き地部分のみは戦前から民家が建っていたようである。

平成9年度調査区は、交通規制の問題から2区画に分割し、北側をIV-1区、南側をIV-2区とした。調査はIV-1区から始め、調査終了後埋め戻しをした後IV-2区に着手した。

平成10年度調査区は、隣接する民家の出入りの問題及び廃土置き場確保のため調査区を2区画に分割し、南側をIV-3区、北側をIV-4区とした。調査はIV-3区から始め、調査終了後埋戻しをした後IV-4区に着手した。なお、この調査区の中央部では、平成3年度に国庫補助事業による発掘調査を実施している。この調査は部分的なものであったが、堀の内側斜面の一部を確認している。また、これまでのその他の場所での調査から、南側の堀は川を兼用していたことが確認されている。

平成11年度調査区は、墓地部、参道部、庭園部の3区画に大きく分割し、墓地部をIV-5区、参道部をIV-6区、庭園部をIV-7区とした。

(2) 第IV-1区

調査区は、長さ約36m×幅約3.5m、ただし北端から南へ19m以南は幅2mである。隣接する民家の出入り及び歩行者道確保のため、このような変則の調査区とした。幅3.5mの区画を北区、幅2mの区画を南区と略す。北区は主郭部に位置し、南区は帯曲輪部から堀部分に位置する。南区では、地表から2~3m掘り下げており、最終的な精査部分の幅は1m、南端の堀部分では0.5mとなった。

調査区に東接する畠地の標高が8.6~9m、遺構面の標高は8.7m前後であるのに対し、アスファルト舗装面の標高が8.1~8.4m、地山の標高が8~8.3mである。道路部分は、かつては畠地と同程度のレベルであったが、これまでに行われた3度の道路工事でその都度道路面は下がったとのことであり、道路敷設で地山を0.4~0.7m削り取っているとみられる。

地山は、北区では南に向かって緩やかに傾斜しているものほぼ平坦であり、標高は北区北端で8.26m、北端から南へ10m地点で8.2m、北区南端の主郭部南端にあたる地点では8mである。ここから地山は50°内外で急に落ち込み、南区北端から2.8m間で確認できなかったが、北端から南へ3mの地点で標高は5.7mまで落ち込んでいた。その後、南へ向かって2.5mほどほぼ水平な面を形成し、溝を穿った後堀に向かって緩やかに傾斜していく。

北区では御土居に関わる遺構は検出されなかったが、南区では堀跡(SX401)のほか、溝跡(SD401、SD402)、石列(SX402)が検出された。

① 基本層序

北区では、アスファルト舗装下の路床上を取り除くとすぐに地山であった。場所によっては路床上がなく、アスファルト舗装を剥ぐとすぐに地山であった。この地山が遺構面である。この地山は、調査区の中央を南北に走る水道管を境にして東側では5cm大の風化礫を含み、西側ではそれが見られないが、これは地質構造上の違いによるものと考えられる。

南区は、路床下に道路造成時のものと考えられる暗茶褐色の厚さ約1mの盛土が観察される。北端ではさらにこの下に、主郭部と帯曲輪の段差を補うように盛られた、断面三角形のスロープ状を呈する明黄褐色の盛土が観察される。

この明黄色土の下に厚さ約0.2mの淡茶褐色土がほぼ水平に堆積しており、これが帯曲輪の遺構面である。

この遺構面の下には厚さ0.2~0.3mの砂礫層が堆積し、堀部分では暗灰褐色粘質土が堆積して地山となる。なお、砂礫層は土師器を主体として、須恵器、弥生土器片を包含している。

② 遺構

地表から-1.5mで帯曲輪面を検出した。帯曲輪は、南北幅約15mを測り、レベルは北側で6.5~6.6m、南側では6.3m前後である。主郭部と帯曲輪との比高差は約1.4mあり、削り取られていることを考慮すれば1.8~2.1m近くあったことになる。

この帯曲輪面の北端、主郭部との段差部分でスロープ状の盛土を確認した。帯曲輪面から見た場合、傾斜は25°前後と比較的緩やかである。

南区東端の地表-0.6~0.8m掘り下げたところで、厚さ0.05~0.1mの礫と粘質土の互層からなる厚さ0.4~0.5mの堆積層を確認した。表面は硬く叩きしめられており、市道敷設以前の泉光寺へ通じる道跡と考えられる。この道跡は南区南端から約10mまで確認されたが、これより北は市道敷設時に削られていた。検出した道跡は部分的なもので幅0.4mであるが、さらに調査区外東側に続いていると推定される。表面の標高は南端で6.9m、南端から約10mで7.3mと緩やかな傾斜である。

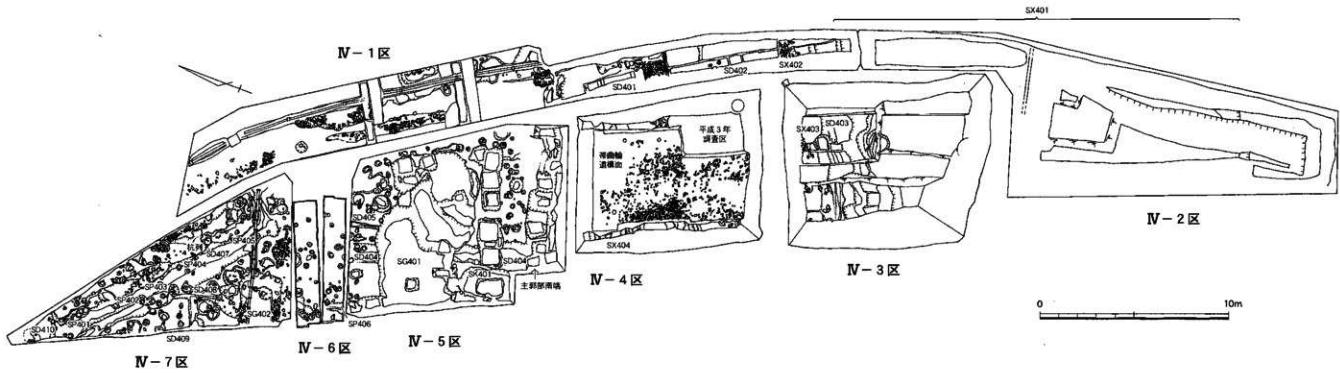


図25 第IV調査区造構配置図

SD401

SD401は、南区北端から南へ3~4mの位置で検出された。帯曲輪面の下0.8~0.9mに位置する。検出された溝は北東-南西方向で長さは0.2mほどであるが、さらに両側に延びていくと推定される。幅1.5m以上、深さ0.3m以上で、検出した溝内の標高は5.3mである。なお、幅、深さとも調査箇所が狭小で掘り切ることができず不確定であるが、幅は溝の南側の地山との標高差などからさらに1~2mは広がる可能性があり、深さについてはピンポールを差し込んだ感触からはさらに少なくとも0.3~0.4mは下がると考えられる。

SD402

SD402は、SD401の南約5mで検出した北東-南西方向に延びる溝である。溝は砂礫層を掘り込んだもので、幅1m、深さ0.3mを測り、堆積土は暗青灰色粘質土の一層のみである。検出した長さは0.2mほどであるが、西接する空き地で平成3年度に実施した調査で確認されていた溝の続きであり、さらに両側に延びていくものと推定される。なお、平成3年度調査ではこの溝跡の北側に円礫の石列が確認されていたが、この調査区では検出されなかった。溝内から弥生土器、須恵器が出土している。

SX401

堀は、上述の石列から南に向かって緩やかに傾斜した後、石列から約2.2mの位置から傾斜角40°前後で落ち込む。堀肩の標高は5.5mである。この調査区では、堀の幅、深さとともに特定できていない。

SX402

石列は、SD402の南約2mで検出した。北東-南西方向に延びる。検出した長さは0.8mであるが、この石列もまた、平成3年度調査時に確認されていた石列の続きである。30cm以下の河原石からなる石列で、幅約1mの溝状窪みの中に築かれている。

(3) 第IV-2区

IV-1区に隣接するIV-2区は、IV-1区から続く東西約2m×南北約10mの狭い道路部分と、東西4~7.5m×南北約17.5mの路側帶部分とに分けられる調査区である。道路部分では溝接するIV-1区で確認された堀斜面の続きを予想されたが、地表から約3.5m掘り下げても遺構面は検出できず、これ以上の掘削は危険と判断し完掘をしていない。

①基本層序

道路部分では、IV-1区と同じ堆積状況が観察できる。北端では、IV-1区南端で観察された堀の内側の堆積状況と同じく暗灰褐色粘質土の堆積が観察でき、この暗灰褐色粘質土は下層に行くにしたがつて砂質を帯びていくが、IV-1区でみられた明黄色の地山は確認されない。

路側帶部分は、地表から-1.3mまでは埋め立て上であり、この下に厚さ0.15~0.3mの暗黒茶灰褐色土と厚さ0.4mの暗灰褐色土からなる水田土壤が観察された。水田土壤下には、北側では暗黑褐色砂質土及び暗黑褐色粘質土が0.7~0.9mほど堆積しているが、大半部分では砂礫層が厚く堆積し、堀削面底まで続いている。なお、発掘は地表から-3.7mまで掘り下げ、砂礫層を厚さ1.7mまで確認したところで崩落等の危険から止めているが、ピンポールを差し込んだ感触ではさらに下層に砂礫層が続いているようである。

砂礫層はその組成から、南側の比較的固く締まった部分と中央の自然堤防状部分の2つに分類でき、またその堆積状況から少なくとも2回の洪水があったことが読み取れる。また、自然堤防状部分の北側の暗黒褐色砂質土及び暗黑褐色粘質土の堆積は後背湿地と考えられるが、後背湿地南端は別の洪水により流失している。

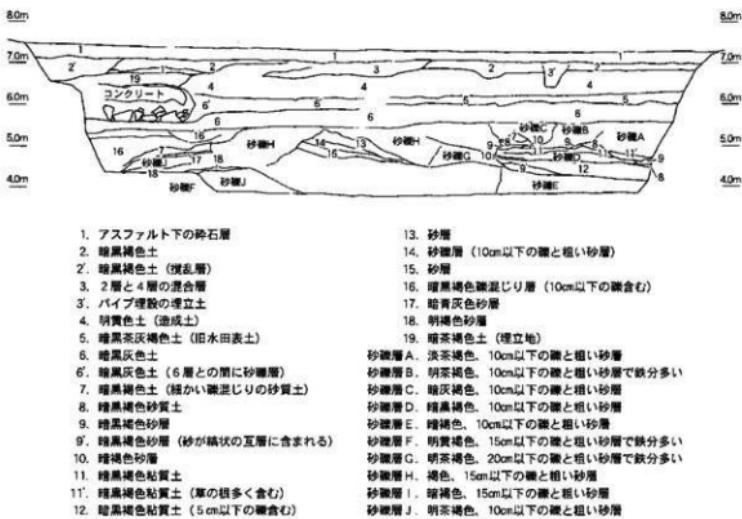


図26 第IV-2区西壁土層断面図

②構造

御土居南側の堀跡(SX401)は、その内側の堆積状況から、これまでの調査で確認されていたように、川が堀を兼用していたと考えられる。SX401について前項で報告したが、ここではIV-2区で確認した状況を報告する。

内側堀肩はIV-1区南端で確認されていたが、続く堀斜面にかけてこの調査区では検出できなかった。また、外側堀(川)肩は砂礫が堆積する状況で明確にはできなかった。このため、堀(川)幅について、特定することは難しいが、砂礫層が上述のようにその組成及び堆積状況から2つの部分に区別できることから推定できる。

調査区南側の比較的固く締まった砂礫層部分と中央部の自然堤防状の砂礫層部分であるが、固く締まった砂礫層は15cm大の礫と粗い砂からなる砂礫層である。この砂礫層は、調査区南端から約4mまでの間はわずかに南に傾斜しているものは水平に堆積し、4mの位置から北に向かって45°前後の傾斜で下がっていく。この断面構造は、これまでに確認している堀のそれに似ており、ここを外側堀(川)肩とした場合、堀(川)の幅は約21mとなる。この堀(川)幅は、これまでの調査結果とも一致する。なお、外側堀(川)肩と推定される場所の標高は約4.4mであり、内側堀肩との比高差は1.1mを測る。深さは0.6m以上。

また、固く締まった砂礫層の北側には、この砂礫層をそのまま北へ約1.2m水平移動したような砂礫層の堆積が観察される。その砂礫層は、10cm大の礫と粗い砂からなる砂礫層で、川の堆積作用による別の時期の堀(川)肩の可能性がある。

(4) 第IV-3区

IV-3区は、平成3年度調査及びIV-1、-2区の調査結果を参考にすれば、帯曲輪南端から堀が推定される場所である。この調査区は、南北10m×東西9mである。重機で表土を1~1.5m掘削した後、平成3年度調査の埋め戻し土を除去し、この部分の調査結果を参考としながら人力による調査を行った。

① 基本層序

厚さ0.7~1.2mの宅地造成のための盛土が観察でき、これが現地表を形成している。この盛土の下には、旧地表と考えられる南下がりの暗灰茶色土が堆積する。

旧地表面以下の層位は、基本的に南下がりの堆積であるが、旧地表面下で観察される厚さ0.1~0.8m、3~4cmの大粒からなる礫層は、表面の標高が6.5m前後ではほぼ水平な面を形成している。また、堀内の粘質土及び砂礫層も全体として水平な堆積状況となっている。

地山は、北側では粘性の強い明黄色土であるが、堀に向かって次第に黄茶褐色土になり、堀斜面で青灰色砂質土となる。堀底では固く締まった砂礫となる。

② 遺構

検出された帯曲輪遺構面は、調査区北端から0.6mまではほぼ水平な平坦面である。そこから帯曲輪南端となる調査区北端から3m地点までは13°前後の緩やかな傾斜で堀に向かって下がっていく。帯曲輪部では、石列(SX403)、溝状遺構(SD403)が検出された。

SX403

石列は、北東~南西方向に延びる。IV-1区で確認されている石列の続きと考えられ、この調査区では長さ4.5mが検出された。30cm以下の中石からなる石列で、検出された北東端では帯曲輪平坦面上に位置するが、南西端では平坦面が堀に向かって下がりはじめる周辺に位置する。

SD403

溝状遺構は、上述の石列から南へ0.5~1.5mの位置で検出した。石列の南側から堀への落ち込み部分まで地山の上に砂礫層が堆積するが、この溝状遺構はその砂礫層を削って掘り込まれている。幅0.3~0.5m、深さ0.03~0.1m、長さ5m以上である。南側の堀肩線には並行しており、東北東~西南西方向に延びる。調査区東端では不明瞭となるが、西側へはさらに延びていくと推定される。なお、隣接するIV-1区では確認されていない。

堀跡に伴う遺構は、調査区の北端から南へ3mのところから急激に落ち込む地山の変化である。帯曲輪南端の標高は5.5mで、そこから傾斜角55~60°で落ち込み、帯曲輪南端から南へ約1.4mのところで標高は4.3mにまで下がる。ここから地山は固く締まった砂礫層となり、傾斜16°前後の犬走り状の平坦面を形成したのち、緩やかな円弧状を呈してさらに落ち込んでいく。この地山は、傾斜変換点から南へ1.3m、標高3.9mまで確認されたが、さらに下へ続いていくようであった。

(5) 第IV-4区

IV-4区は、帯曲輪上に位置し、南北10m×東西8mの調査区である。重機で表土を1mほど掘削した後、平成3年度調査の埋め戻し土を除去し、この部分の調査結果を参考としながら調査を進めた。

帯曲輪遺構面確認後、その下層の状況を確認するため調査区両端にそれぞれ幅0.7mのトレンチを設定し、掘り下げた。その結果、帯曲輪遺構面で、これまで確認されていた堀跡とは別の堀跡が検出された。

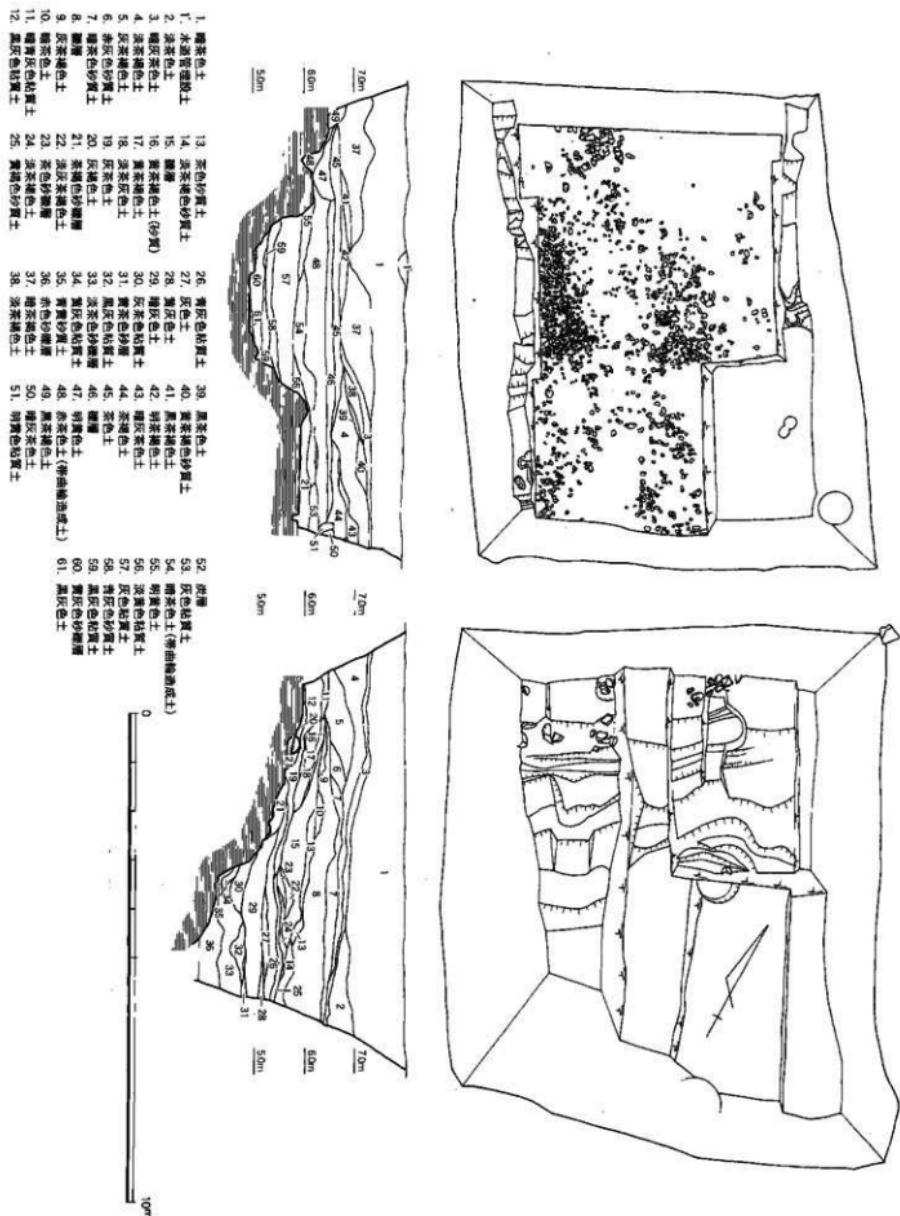


図27 第IV-3、4区遺構平面図及び西壁土層断面図

①基本層序

民家を建てるために造成したと思われる厚さ1~1.3mの盛土がなされており、この盛土を取り除くと帯曲輪遺構面である。

この遺構面の下には、帯曲輪を造成した厚さ0.2~0.8mの赤茶色土の盛土が観察でき、盛土の下は明黄色の地山である。南側では赤茶色土と地山との間に砂礫層が0.2m堆積しており、中央部の堀跡内には灰色粘質土、青灰色砂質土、黄灰色砂礫層が堆積する。

②遺構

帯曲輪遺構面は、地表から1.3~1.4m掘り下げた標高6.6mの位置で検出された。この遺構面は、厚さ0.2~0.8mの盛土と考えられる赤茶色土の上面に15cm以下の礫を敷き詰めたものである。礫は全体的にはまばらで、調査区中央部と南側が粗であるが、東側及び西側では比較的密である。特に西側の礫は、東西1.8m以上×南北3.3mの長方形あるいは正方形状に密集しており、調査区西側に続くようであった。この集石の北隅で、直徑0.3mのビットを検出し、建物跡に關わる遺構の可能性もある。

この帯曲輪遺構面から下へ0.4mの位置で、堀跡(SX404)を検出した。SX404は、地山を掘削したもので、両堀肩の水平距離が4.2m、堀底幅1.2~1.7m、深さ1.2mを測る。外側堀肩部には高さ0.1~0.15mの土手状高まりが見られるが、内側堀肩の標高は約6.2m、外側堀肩の標高は約6.0mで比高差0.2mを測り、内側が若干高く造成されている。

調査区北端から堀肩までの堀の内側部は、東トレーンチでは15°前後の傾斜で円弧状を呈し、西トレーンチでは北端から0.3mまでは水平で、そこから傾斜30°で一旦落ち込むが、幅0.3m×深さ0.2mの溝状遺構を経て再び水平面を形成する。内側堀斜面は、堀肩から標高5.5mまでは傾斜角65°~75°の急斜面であるが、標高5.5mからは38°前後の緩斜面となり、幅0.3~0.5mの段を経て堀底になる。外側堀斜面は、東トレーンチでは傾斜角44°で内済気味に、西トレーンチでは傾斜角50°で外反気味に落ち込み、標高5.2mに幅0.2~0.6mの段が見られる。堀底の標高は4.9mである。堀の外側は、平坦面が南へと続く。IV-1区で確認されていた北側の溝跡は、この堀跡の底部であることが確認された。

③遺物

この調査区から出土した遺物の総数は、176点である。出土遺物を種類別にみた場合、陶磁器類が最も多く66点(37.5%)で、次いで須恵器の34点(19.3%)、土師質土器の23点(13.1%)の順で多かった。この他、瓦質土器、青磁なども出土している。陶磁器類の約4割は宅地造成上中からの出土であるが、⑨赤茶色土から約3割が出土している。須恵器の大半は堀の外側に堆積する砂礫層中からの出土であり、この砂礫層からは繩文土器、弥生土器も出土している。この他、堀跡内から白磁片も出土している。

(6)第IV-5区

IV-5区は、泉光寺参道の左側に位置する墓地に設定した。当初南北12m×東西8mの調査区で、西壁で墓が確認されたため、西に1m拡張して調査を行った。

南東隅には調査直前まで樹高約12m、幹周り2.6mのもみの木が立っていた。このもみの木は「泉光寺のもみの木」として古くから親しまれてきたものであり、沖田七尾線街路整備の中でも保存する方針であったが、樹勢の衰えとともに倒壊の危険性も指摘され始め、今回の発掘調査がそれに拍車を掛け調査中に倒壊しては危険であることから、鳥根県益田土木建築事務所と協議し地上0.4mを残して伐採していただいた。なお、伐採時の樹木調査によれば推定樹齢は250年であり、同時期に植えられたと考えられるもみの木が約21m西に現存する。この2本のもみの木は、御土居主郭部南端に一直線上

に並び、虎口の名残を示すものではないかとの指摘もあるが、今回の調査区内では確認されていない。2本のもの木の他、境内地には数本の巨木が現存しており、その中の1つに推定樹齢600年とされる楓が東土塀上南端に立っている。

この調査区は、戦前から墓地として利用されており、数軒分の墓地区画に分かれていた。調査は、街路整備で移転が完了した区画から順に進め、近世墓1基を含む土葬墓22基を検出した。墓域から出土した遺物については、その性格上、埋葬されたもの及びそうでないと思われるものについても可能な限り墓所有者に返還した。

調査区中央部で東西方向に広がる池状遺構(SG401)を検出し、その北側及び南側の平坦面でピットを検出した。この他、溝状遺構(SD404、SD405)、土壙(SK401)が検出された。

①基本層序

厚さ0.1~0.3mの表土を取り除くと、厚さ0.3~0.7mの黄茶色土が観察できる。東側では20cm以下の石が投げ込まれた状態で、黄茶色土とあわせて埋め立てられたものと考えられる。部分的に中世遺物包含層である黒色土が観察されるが、基本的には黄茶色土の下が遺構面である。

地山は赤黄色を呈し、SG401北側では風化礫を含んでいるが、SG401以南では風化礫を含まない。

SG401内には、厚さ0.2~0.3mの灰茶色土が堆積し、底部に2~3cmの大の礫を含む暗灰色粘質土が堆積していた。

②遺構

遺構面は、調査区北側で標高8.45~8.6m、南側で標高8.22~8.48mであり、主郭南端部に向かってわずかに南に下がる。IV-4区で検出した帶曲輪遺構面北端の標高が6.6mであるから、主郭との比高差は1.62~2mとなる。主郭端部は東-西方向に延び、東側は南に若干迫り出す。ただし、主郭から帶曲輪へ落ち込み始める部分は、主郭から法面にかけて土葬墓6基が穿たれ、またもみの木により不明瞭な部分が多く、断片的なものである。確認できた法面は、西側では主郭端部(標高8.3m)から0.5m南(標高8.15m)までは29°で下がり、そこから0.7m南(標高8.1m)までは10°の緩斜面となる。ここより南は不明である。また、東側では主郭端部から0.2m南(標高8.05m)までは45°で下がるが、そこから一旦15°前後の外反する緩斜面となり、端部から0.9m南(標高7.9m)から再び65°前後で急激に落ち込む。調査区南端で標高7.5mまで確認したが、これ以降については不明である。

SG401

SG401は、東西8.2m以上、南北3.8~4.5mの楕円形形状を呈する。西側は調査区外となるが、さらに続いているものと推定される。このSG401は、3つの楕円形土壙が東西方向に並んで重なりあったような形状で、東側部分の深さは0.8~0.85m、中央部分が最も深く1~1.1m、西側部分の深さは0.6~0.84mである。上場から下場へはほぼ垂直であるが、東側から南にかけてはすかし掘りとなっている。底部には暗灰色粘質土が堆積しており、西側では一括廃棄されたと思われる大量のいぶし棧丸が確認された。

SD404

SD404は、調査区西側で検出した。南北方向に延びる溝で、幅0.8~1.5m、深さ0.06~0.26mを測る。間をSG401で削られているが、長さ9.2mを確認した。溝の南端は主郭部端部と直交し、北側は参道部に続くと考えられたが、後述するように参道部では検出されない。

SD405

SD405は、SD404から東へ0.8mの位置で検出された。SD404と並行する。幅0.2~0.3m、深さ0.1mを測る。長さ1.3mを検出したが、南端はSG401に削られており、SG401の南側では確認されない。ま

た、参道部でも確認されなかった。

SK401

SK401は、調査区南西隅で検出した。長径2.6m以上、短径1.6mの長方形を呈し、深さ0.23mを測る。埋上は、黒茶色上一層のみである。土壌の中央には、1.4m×1.0mの上葬墓が穿たれていた。

③遺物

IV-5区から出土した遺物総数は79点であるが、上葬墓による搅乱層出土のものあるいは明らかに現代のものは含めていない。最も多かったのが土師質土器で39点(49%)、次いで陶磁器類の13点(16%)、青磁の10点(13%)であった。遺物包含層である黒色土から土師質土器1点、青磁6点、白磁1点、その他の陶磁器2点が出上しているが、出土した遺物の大半は遺構に伴うものではない。

(7)第IV-6区

IV-6区は、幅2.8mの泉光寺参道に設定した調査区である。泉光寺への通路を確保するために南北の2区画に分け、北側から調査を実施し、調査終了後埋め戻しをして原状に復したのち南側の調査を行った。南北両調査区とも東西7m×南北1.2mである。

遺構面の標高は8.36~8.54mで、IV-5、-6区のそれと比べて0.1~0.2m低い。IV-1区でも述べたように、泉光寺前の市道は数回の工事で現在の高さに落ち着いており、この市道の高さにすり合わせるため参道も削られたようである。このため、遺構は調査区中央から西側で検出され、東側ではほとんど検出されなかった。

遺構はピットのほか、溝状遺構(SD406)が検出された。

①基本層序

参道は石畳で、厚さ0.05~0.1mの板石が敷き詰められていた。この板石を剥ぎ取り、その下の砂利路床(厚さ0.05m)を取り除くと、西側で部分的に中世遺物包含層の黒色土層が観察できるが、基本的には赤黄色の地山である。地山は15cm以下の風化礫を含んでいる。

②遺構

ピットは、約20基検出されたが、上述のように調査区中央から西側で検出された。ピットは径0.15~0.5m、深さ0.02~0.27mである。検出されたピットの大半は径0.2mであり、東側へ行くほど深さも浅くなる。ピット内の埋土は、東側では青灰色土の一層、西側では黒色土の一層のみで、炭片が混入するピットが多く、20cm以下の割石、河原石を含むものも確認された。

SD406

SD406は、調査区西南端で検出された。幅0.34~0.58m、深さ0.02~0.09mで、北北西~南南東方向に延びる。北側に向かって幅も狭く、深さも浅くなつて不明瞭なものとなる。

③遺物

出土した遺物の大半は、砂利路床からの出土である。砂利路床から近現代の陶磁器片、銅製品が数店出土した以外は、ピット1基から出土した16世紀代と比定される土師質土器片が1点であった。

(8)第IV-7区

この調査区は、参道の右側に位置し、調査以前には泉光寺庭園として利用されていた場所である。市道沿い及び参道沿いには植栽が施されていたが、泉光寺によればほとんど改変をしていない場所とのことである。

①基本層序

表土の下は、所々植栽による搅乱があるものの、基本的には厚さ0.4mの暗茶色土が堆積し、その下に厚さ0.1~0.2mの中世遺物包含層の黒色土が堆積する。黒色土の下は、赤黄色の地山である。また、

暗茶色土層は、泉光寺庭園造成に係る盛土と考えられる。

②遺構

SD407

SD407は、調査区中央を北西—南東方向に延びる溝で、北端部分は二重となっている。北端でSD410とT字状に交わり、南端は北東方向に屈曲する。長さは北西部で12.3m、北東部分は調査区外となるため1.8m分を検出したのみである。掘り方幅は、北東部分から屈曲部にかけては排水管設に伴い不明瞭な部分はあるが0.4m～0.5m、北西部の一重部で1.1～1.7mを測り、北西に向かって幅は広くなる。掘り方は、西側が0.05～0.16m高くまた傾斜も比較的緩やかに穿たれている。東側掘り方からの深さは中央部で0.04mと浅い箇所があるが、基本的に0.09mで、最も深いのが北端で0.13mである。南から北西に向かってわずかに下がっており、南端と北端の比高差は0.06mを測る。屈曲部から北西方向へ7mの位置から北西部の西側は、一段掘りとなっており、幅0.3mのテラス面が北西方向に続く。底面中央から西側にかけて、直線上に並ぶ5基のビットを検出した。ビットの間隔は北から1.95m～2.65m～1.6m～3.6mを測る。ビット径は0.2～0.36m、深さは0.14～0.26mである。なお、南端のビットでは深さ0.01mでビット径とほぼ同規模の石が埋め込まれているのが検出された時点で止め、深さの確認はしていない。また、底面東側で、屈曲部から北西方向へ延びる杭列痕が検出された。杭列痕は、杭間寸法0.3～0.4mで並び、長さ4mを検出した。埋土は暗黒色土の一層のみである。上師質土器、陶磁器類が出土している。

SD408

SD408は、調査区中央部で検出した。北北西—南南東方向に延びる溝で、SD407に合流する。幅0.44～0.46m、長さはSD407合流部から南へ2.2m分を検出したが、深さ0.15～3.7mで南側ほど浅くなり、掘り方も不明瞭なものとなる。

SD409

SD409は、調査区中央西側で検出した。東北東—西南西方向に延び、SD408とT字状に交わる。長さ1.44m分を検出し、幅0.44～0.54m、深さ0.03～0.05mを測る。溝途中の南側で円形の落ち込みと接し、南側溝内にも梢円形の落ち込みがある。

SD410

SD410は、調査区北西端の狭小な場所で検出された。SD407とT字状に交わるが、新旧関係は不明である。東北東—西南西方向に延びると推定はされるが、検出された長さが1m弱であり、はっきりとはしない。幅は1.1～1.4m、深さ0.08mで、東から西に向かって傾斜しており、両端の比高差は0.08mを測る。

SG402

SG402は、調査区南西端で検出した。平面形は長方形で、南北2m×東西2.4m以上、深さ0.11～0.27mを測る。底部に暗黒色粘質土が厚さ0.02～0.2m堆積する。SG402内の底部南東隅に、径0.6mの円形土壙がある。南側で廃棄されたと思われるいぶし瓦片が出土し、西側隣接地に泉光寺庭園の池が存在していることから、近世以降の泉光寺庭園の池跡と考えられる。

SK402

SK402は、調査区中央南端に位置する集石土壙である。平面形は梢円形で、10cm以下の礫からなる。礫は表面のみで、深さ0.1m、長径1.1m以上×短径1.1mを測り、IV-6区に続くと推定される。ただし、延長上のIV-6区で円形の落ち込みを検出しているが、集石土壙とは若干位置がずれていることから、調査をしていない参道縁石部下で終わっている、あるいは参道部の工事で掘削されている可能性

もある。

この他、ピット 80 数基が検出された。ピットは径 0.2~0.5m、深さ 0.1m~0.3m である。柱根が残存するピットや、SD407 の西側で柱を固定するためと思われる 20cm 以下の礫を詰め込んだものも見られ、板状の割石を 4 つ周囲に立て真ん中を空洞化させたピットも 1 基検出されたが、建物プランは不明である。

また、SD407 の東外側にも幅 0.5~1.0m のテラス面が SD407 に並行して続き、このテラス面のさらに東側はテラス面との比高差 0.08~0.15m の一段高い平坦面となる。この平坦面東端で 10cm 以下の礫が密集するのが検出され、隣接して焼土も検出されたが、道路擁壁により掘削されているためその性格は不明である。

③遺物

IV-7 区から出土した遺物の総数は 74 点である。出土遺物を種類毎にみると、土師質土器が 51 点 (68.9%) で大半を占める。土師質土器に次いで多いのが瓦質土器の 10 点 (13.5%)、陶磁器類の 7 点 (9.5%) である。ピットからの出土が多く 54.1% (40 点) を占める。また、SD407 から 12 点 (16.2%) 出上しており、他は包含層からの出上となる。

5.まとめ

本発掘調査は、館跡の東部を中心に館のおよそ6分の1にあたる範囲の調査を行った。その結果、新たな事実が判明しているが、主な成果については本文中で述べているので、ここでは簡単なまとめを述べたい。

第Ⅰ調査区では、堀に並行して流れる川跡が確認され、さらに、その北側には溝田がひろがっていた。川はその流路が戦後まで維持されていたらしく、近代以降の遺物の出土が多く、堀跡と同時期に存在していたと判断できる遺物の出土はほとんどない。しかし、堀跡とほぼ並行に流れることや第Ⅱ調査区で確認された堀と合流する可能性から、全く無関係とは考えられない。

第Ⅱ調査区で確認された堀跡は、最大幅16m、深さ1.3~1.5mで、その堆積状況からあまり流れはなかったものの、一定量の水量があったことが確認されている。これまでに確認されていた東西の堀跡と比べて、幅は広く深さは浅いもので、断面形状も、東西の堀跡が箱型であるのに対し、4~5段の階段状を呈するものであった。北側の堀跡で階段状を呈するのは、現在確認しているところでは、この調査区部分のみである。『益田氏御殿略図』によれば、表門や橋の記載が見られる周辺であり、それらの痕跡を確認することはできなかったが、階段状の整形は荷揚げなどにも好都合なものと考えられ、益田氏の海洋領主的一面を示すものと解釈したい。

また、東西に大規模な土塁を配置しているのに対し、南北には土塁が存在しておらず、堀幅はあるものの浅く南北面の防御が弱いようにも思えるが、第Ⅰ調査区で確認した川跡や溝田も防御の一環を担っていたと考えれば、堀跡と併せ二重三重の防御がしかれていたとの解釈もできる。

第Ⅲ調査区は、現地表面から0.1~0.3mと非常に浅い位置で、柱穴を主体とする益田氏の生活遺構を検出できた。1000近くの柱穴を検出したが、復元できたのは礎石建物跡1棟を含む10棟である。これらを大きく次の4時期に分類している。①御土居初期前半段階(12~13世紀:SB304、305)②御土居初期後半段階(12~13世紀:SB306、307)③御上居後期段階(15世紀:SB308、309、310)④御土居最終段階(16世紀:SB301、302、303)である。さらなる細分も可能と思われるが、これまで御土居を築いたとされてきた14代益田兼見の時期の遺構は確認できおらず、復元できていない建物跡も多数存在していると考えられることから、現段階ではあくまでも大まかな分類として、今後の課題としておきたい。

第Ⅲ調査区では鍛冶場跡が検出されたが、これは『益田氏御殿略図』の細工小屋の位置にあたり、細工小屋=鍛冶場と考えて良いだろう。『益田氏御殿略図』の原本は現在では所在が不明となっており、その信憑性の如何が問われてきたが、調査で鍛冶場跡が確認されたことで、遺跡の東側は居館の維持管理に必要な建物が存在した空間であったとする御殿略図に符合する点が出てきたわけである。

第Ⅳ調査区は御土居の正面にあたり、大規模な堀跡と帯曲輪遺構面を検出することができた。帯曲輪遺構面で遺構を検出することはできなかったが、遺構面の下で箱堀が確認されたことで、居館の南側がこの箱堀で区画されていた時期があり、最終的にはこれを埋めて帯曲輪を造成したという変遷が想定できる。

全体的な土地利用のあり方として、館を築く以前の自然地形を有効に利用しつつ、造成や整地などを行なながら、最終的な館の姿を構築していくといった変遷が想定される。今回の調査は、遺跡のあくまでも一端であり、今後の調査で解明しなければならないことはまだ多いが、今後遺跡全体の調査を進めていく上で果たす意義は大きく、今後の調査に期待がかかる。

自然科学的分析

三宅御土居跡出土鉄滓、他の分析調査

和銅博物館

1. 経緯

益田市教育委員会文化振興課より委託された三宅御土居跡（中世の地方豪族益田氏の居館跡：益田市三宅町）より出土した鉄滓、他についての分析調査を行った。

2. 調査資料明細

調査資料の明細一覧を表1に示す。

表1 試料明細

| 資料No | 名称 | 出土位置 | | |
|------|-----|-------------|-----------|-------------------------|
| 1 | 鉄滓 | H8 沖七 III区 | 12R1a | 茶褐色土 961220 |
| 2 | 鉄滓 | H10 沖七 III区 | 11R4a | P1199出土 黒色土上層 990217 |
| 3 | 鉄滓 | H9 沖七 III区 | 13R1a | 暗茶色土 970409 |
| 4 | 鉄滓 | H9 沖七 II区 | 堀中央部 | ③層 971217 |
| 5 | 鉄滓 | H9 沖七 II区 | 第5工程 北部東側 | ④暗黒灰色粘土(暗黄色粘質土境) 980302 |
| 6 | 炉壁 | H9 沖七 III区 | 13R1a | 暗茶色土 970409 |
| 7 | 炉ボ? | H9 沖七 III区 | 14R2a | ②茶褐色土 971001 |
| 8 | 炉ボ? | H10 沖七 III区 | 14R1a | 礫内 990216 |

3. 資料の外観

3.1 外観観察所見および重量を表2に示す。

表2 資料の外観観察および重量

| 資料No | 名称 | 外観観察 | 重量(g) |
|------|-----|---|-------|
| 1 | 鉄滓 | 全体的に赤褐色、鉄富化部（やや赤味）が偏在している。木炭囲み込みあり。 | 950 |
| 2 | 鉄滓 | やや灰色を帯びた赤褐色、楕型で凸部は滑らかである。 | 866 |
| 3 | 鉄滓 | やや灰色を帯びた赤褐色。表面凹凸、内部は孔状。 | 760 |
| 4 | 鉄滓 | 黒灰色、丸い感じ、ガス放出孔あり。 | 164 |
| 5 | 鉄滓 | 黒灰色、丸い感じ。表面は薄い皮膜状、内部は微細孔状。 | 190 |
| 6 | 炉壁 | 溶融部は5~10mm厚さで黒色ガラス化。平坦に加工された部分および羽口跡らしき個所がある。 | 180 |
| 7 | 炉ボ? | 外径：約35mm、内径：約20mm、深さ：約5mm。形はやや凸凹。内部に木炭が土質に埋まって残存。 | 12 |
| 8 | 炉ボ? | 外径：約50mm、内径：約40mm、深さ：約7~8mm。形は滑らかだが、砂を固めたような感じで非常に脆い。 | 34 |

3.2 資料の外観写真を 写真1~写真8に示す。



写真1 資料No.1(鉄滓)の外観写真



写真4 資料No.2(鉄滓)の外観写真



写真4 資料No.3(鉄滓)の外観写真



写真4 資料No.4(鉄滓)の外観写真



写真5 資料No.2(鉄滓)の外観写真



写真6 資料No.6(か壁)の外観写真



写真7 資料No.7(ルツボ?)の外観写真



写真8 資料No.8の外観写真

4. 化学成分分析結果

各資料の化学成分分析結果を表3に示す。成分元素中、S（硫黄）については燃焼赤外線吸収法、其の他は高周波誘導結合プラズマ発光分光分析法（ICP）によった。

表2 化学成分分析値 (w t %)

| No | | SiO ₂ | MnO | P | S | CaO | MgO | V ₂ O ₅ | TiO ₂ | Al ₂ O ₃ |
|-----|-------|------------------|------|-------|--------|------|------|-------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 1 | 鉄滓 | 14.64 | 0.16 | 0.094 | 0.062 | 1.22 | 0.45 | 0.011 | 0.24 | 3.09 |
| 2 | 鉄滓 | 15.16 | 0.61 | 0.087 | 0.031 | 0.67 | 0.32 | 0.17 | 5.61 | 2.74 |
| 3 | 鉄滓 | 15.11 | 0.10 | 0.063 | 0.025 | 1.17 | 0.46 | 0.012 | 0.20 | 2.98 |
| 4 | 鉄滓 | 16.67 | 0.34 | 0.20 | 0.033 | 2.15 | 0.97 | 0.011 | 0.16 | 2.99 |
| 5 | 鉄滓 | 11.38 | 0.13 | 0.12 | 0.014 | 1.20 | 0.44 | 0.005 | 0.083 | 1.72 |
| 6-A | 炉壁 | 62.47 | 0.14 | 0.10 | 0.0041 | 1.84 | 0.80 | 0.23 | 0.77 | 16.55 |
| 6-B | | 65.56 | 0.03 | 0.32 | 0.005 | 0.07 | 0.17 | 0.02 | 0.55 | 23.46 |
| 7 | ルツボ状物 | 69.03 | 0.15 | 0.145 | * | 0.31 | 0.12 | 0.01 | 0.38 | 7.87 |
| 8 | ルツボ状物 | 69.33 | 0.04 | 0.082 | * | 0.15 | 0.07 | 0.03 | 0.59 | 12.59 |

| No | Cu | T·Fe | FeO | Fe ₂ O ₃ | M·Fe |
|-----|-------|-------|-------|--------------------------------|------|
| 1 | <0.01 | 56.63 | 57.84 | 16.50 | 0.13 |
| 2 | <0.01 | 55.37 | 57.42 | 14.93 | 0.30 |
| 3 | <0.01 | 57.95 | 54.53 | 21.80 | 0.31 |
| 4 | <0.01 | 49.03 | 44.37 | 19.63 | 0.81 |
| 5 | <0.01 | 58.67 | 58.02 | 18.04 | 0.95 |
| 6-A | <0.01 | 7.67 | 5.94 | 3.80 | 0.39 |
| 6-B | <0.01 | 1.27 | 0.08 | 1.27 | 0.01 |
| 7 | 0.01 | 1.59 | * | * | * |
| 8 | 0.37 | 1.48 | * | * | * |

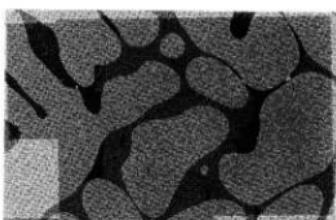
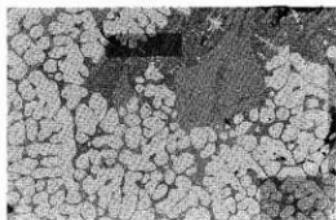
A : 炉壁溶融部

B : 炉壁粘土部

*資料不足のため実施せず

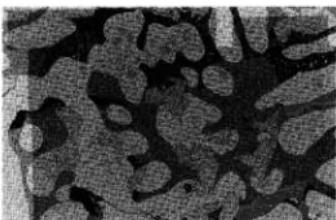
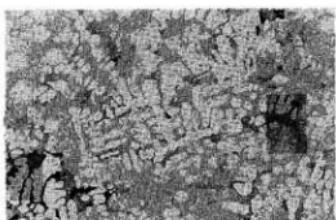
5. ミクロ組織光学金属顕微鏡観察

資料 No.1～No.5 および No.6 の溶融部について切断面を樹脂に埋込み後ダイヤモンドペーストで研磨し、光学金属顕微鏡を用いて断面組織を観察した。観察結果を写真 9～写真 14 に示す。



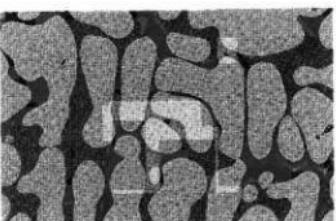
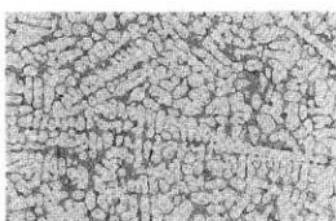
×100

写真 9 資料 No.1 (鉄滓) ミクロ組織



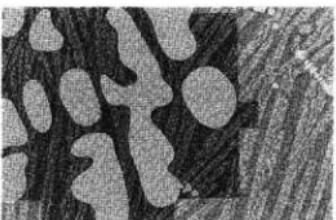
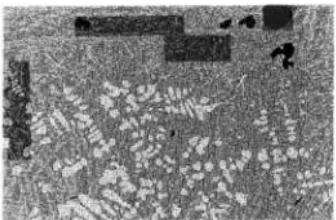
×100

写真 10 資料 No.2 (鉄滓) ミクロ組織



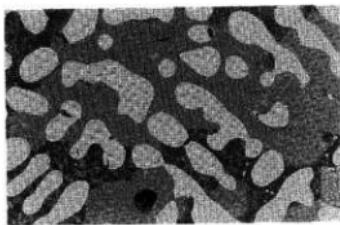
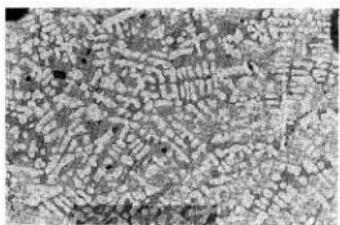
×100

写真 11 資料 No.3 (鉄滓) ミクロ組織



×100

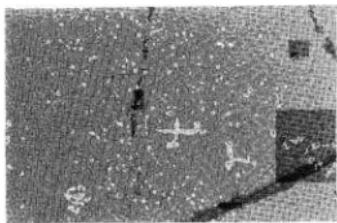
写真 12 資料 No.4 (鉄滓) ミクロ組織



×100

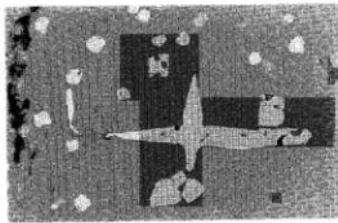
写真 13 資料 No.5 (鉄滓) ミクロ組織

×400



×100

写真 14 資料 No.6 (炉壁溶融部) ミクロ組織



×400

6. SEM-EDXによる組織観察および局部分析

6-1 光学金属顕微鏡観察試料およびNo.7, No.8ルツボ片についてSEM(走査型電子顕微鏡)による高倍率組織観察およびEDX局部分析(エネルギー分散型X線分析)を行った。

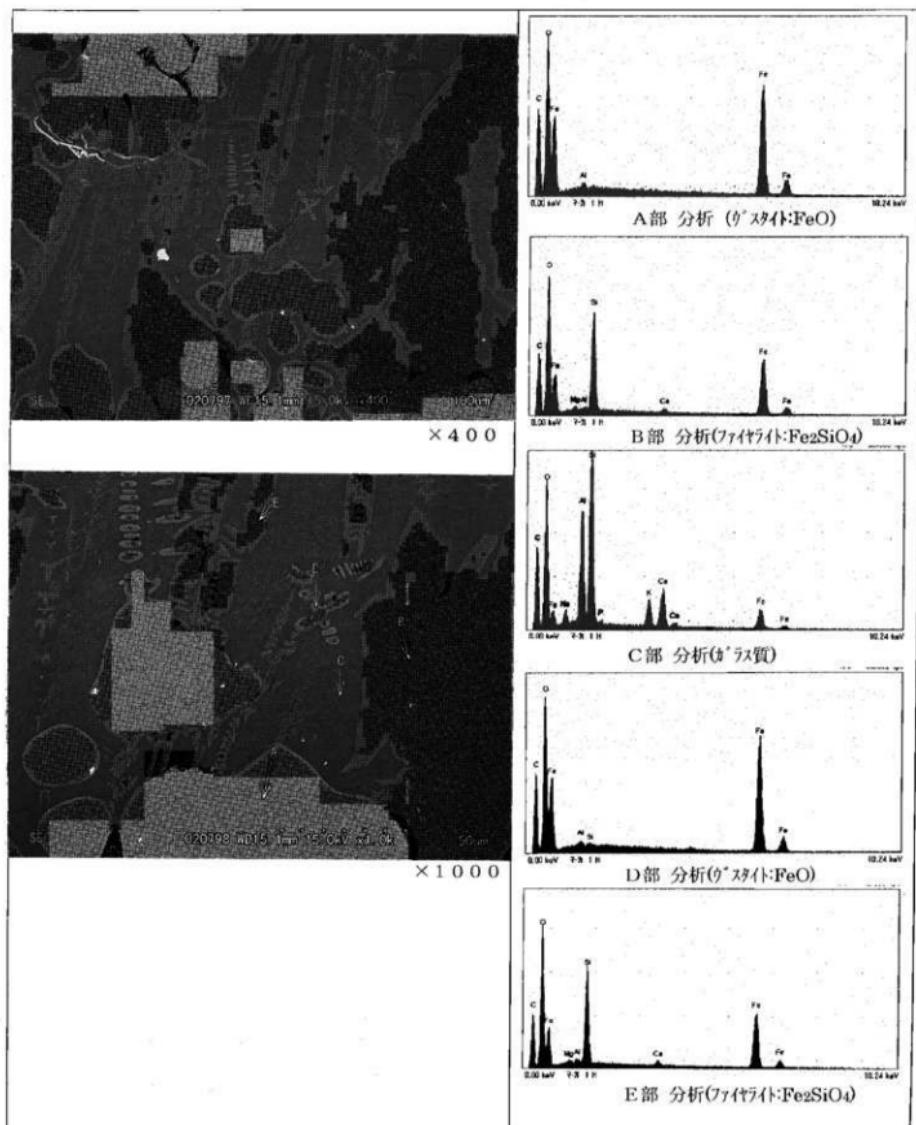


写真15 資料N o.1のSEM像およびEDX分析

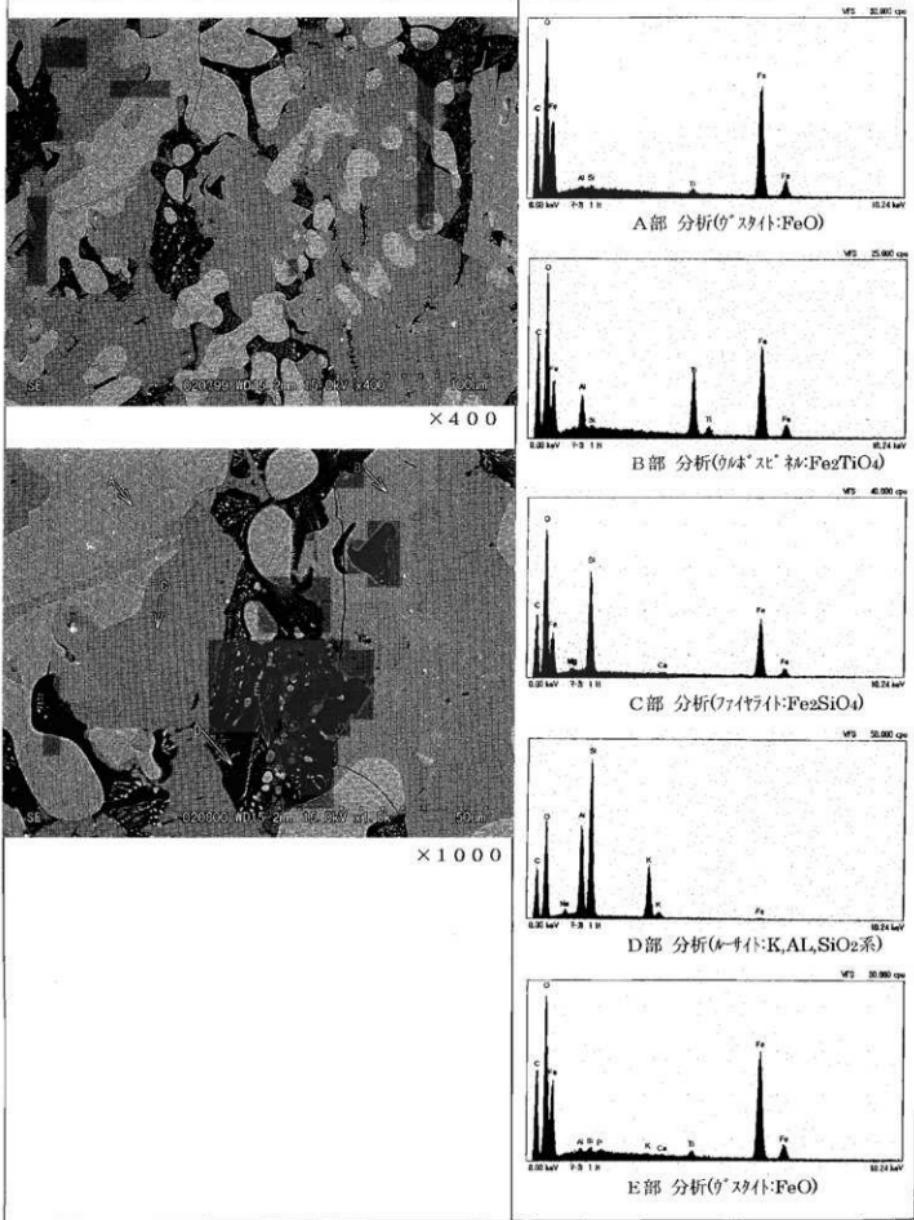


写真 16 資料No.2のSEM像およびEDX分析

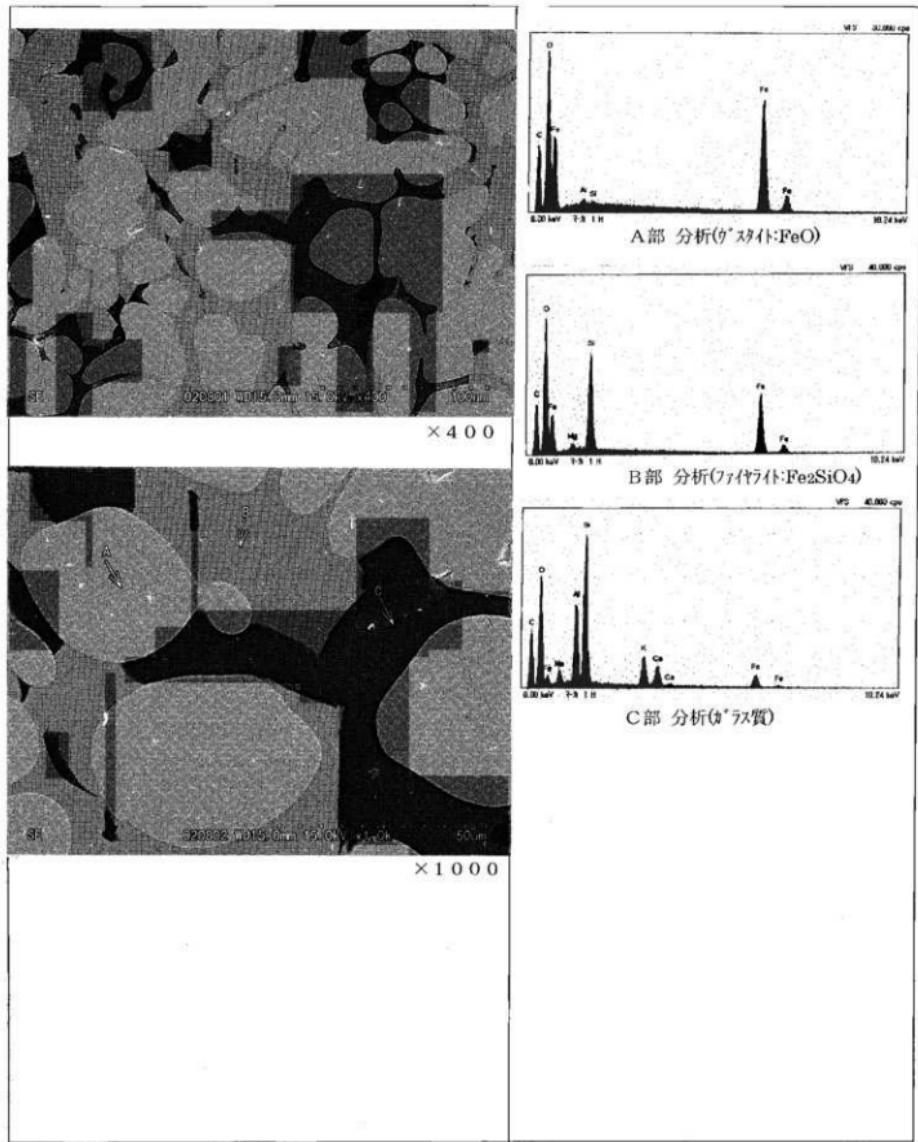


写真 17 資料No.3のSEM像およびEDX分析

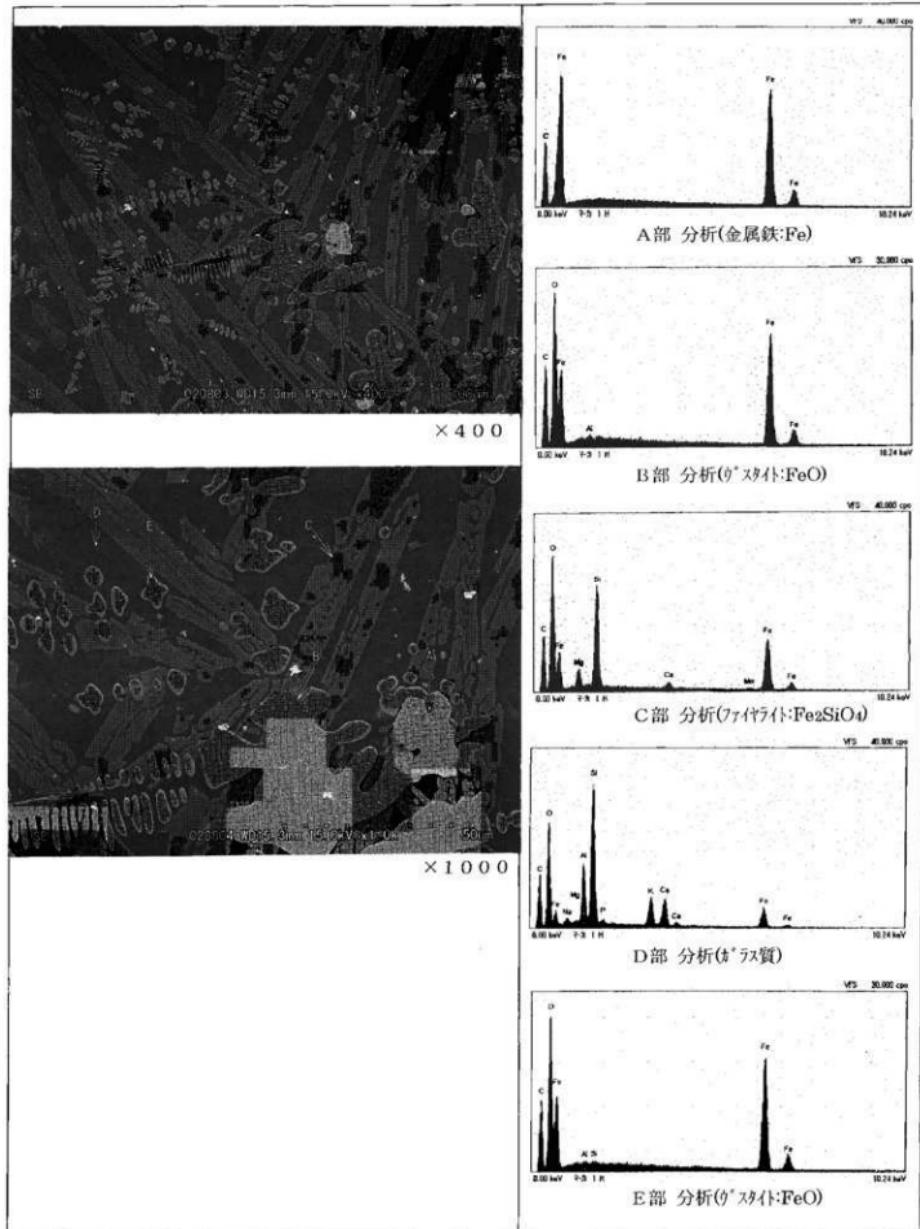


写真 18 資料No.4のSEM像およびEDX分析

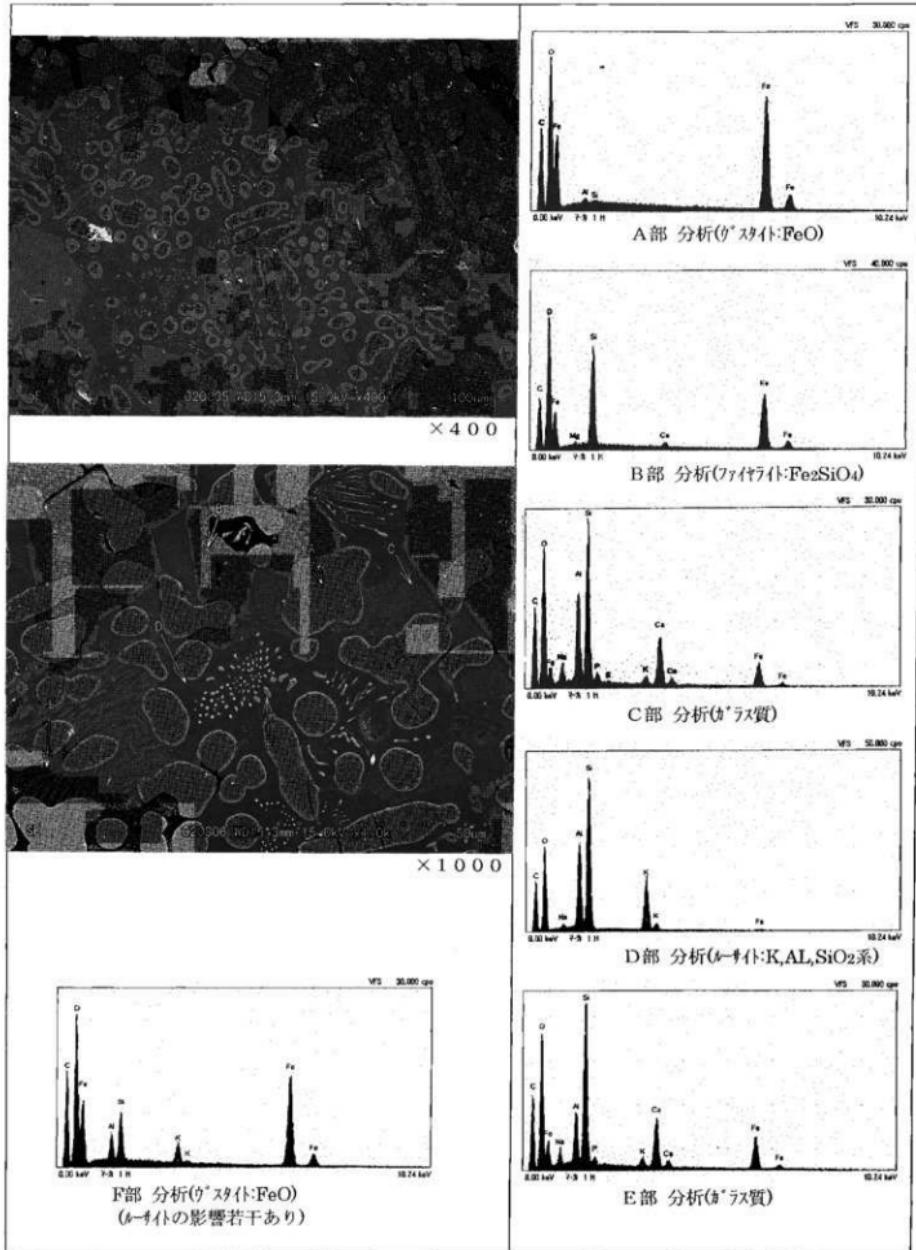


写真 19 資料N o.5 の SEM像およびEDX分析

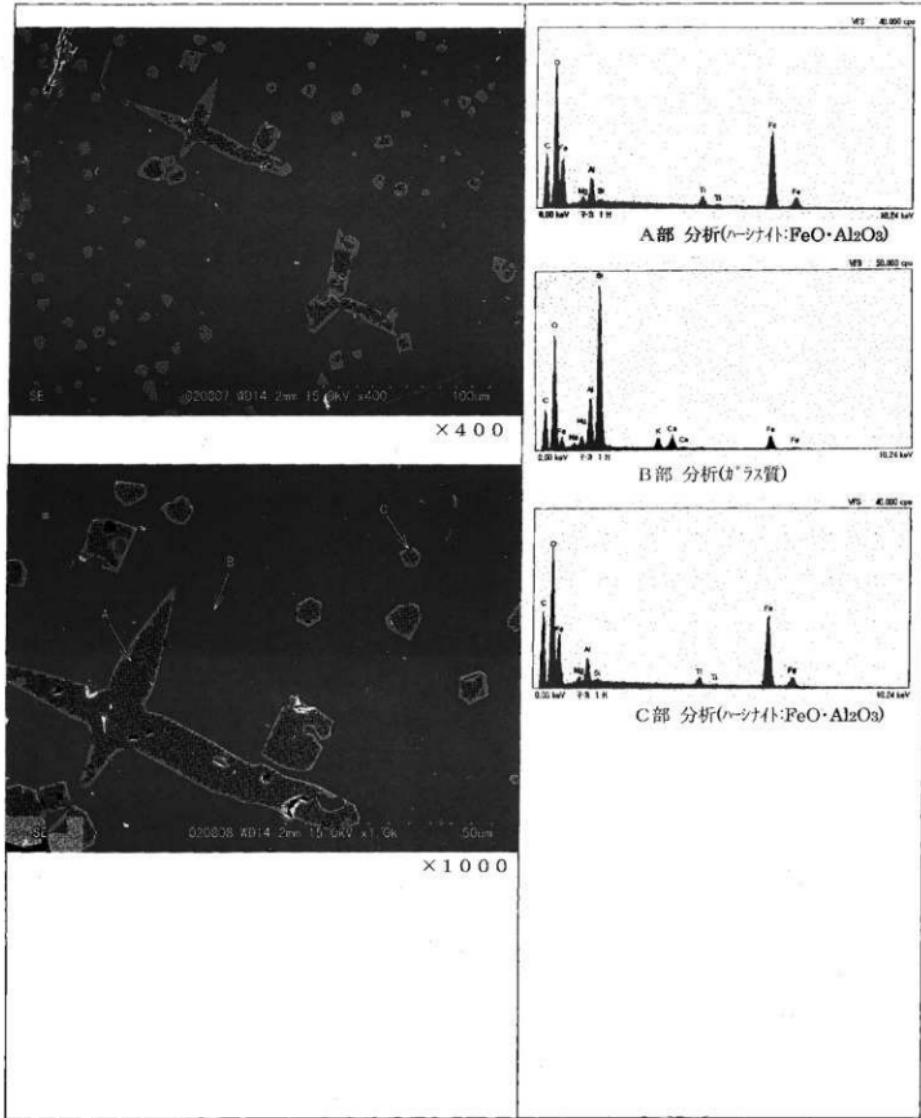


写真 20 資料N o.6-A (炉壁溶融部) の SEM像およびEDX分析

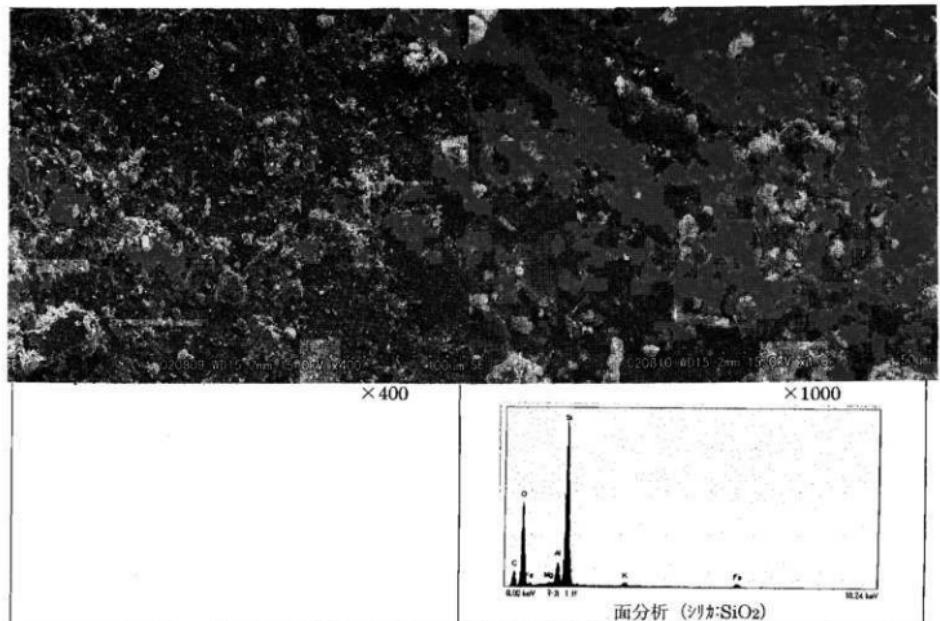


写真 21 資料No.7のSEM像およびEDX分析

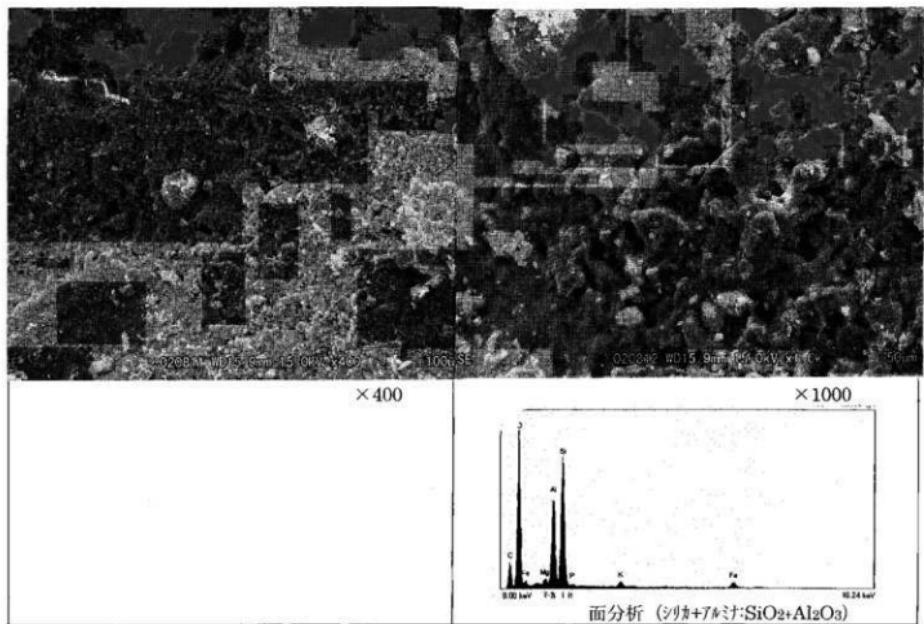


写真 22 資料No.8のSEM像およびEDX分析

6・2 No.7, No.8 ルツボ状物内部の付着物を剥離して、SEM（走査型電子顕微鏡）による高倍率組織観察およびEDX 局部分析（エネルギー分散型 X 線分析）を行った。
No.7 内残留物（木炭）の SEM 観察結果を写真 23 に、No.8 内付着物の SEM-EDX 分析結果を写真 24、図 1 に示す。

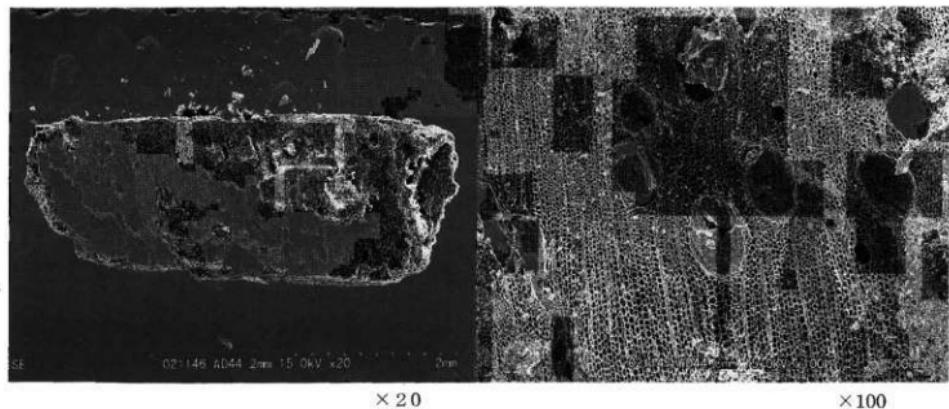


写真 23 試料 No.7 内残留木炭の SEM 観察

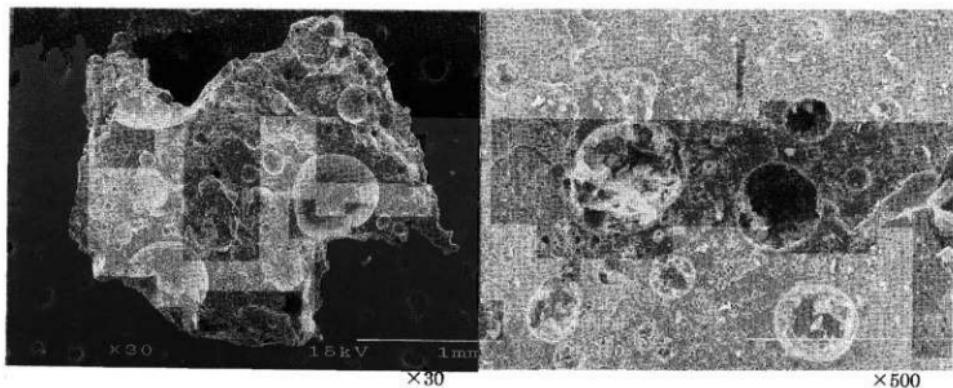


写真 24 試料 No.8 内付着物の SEM 観察

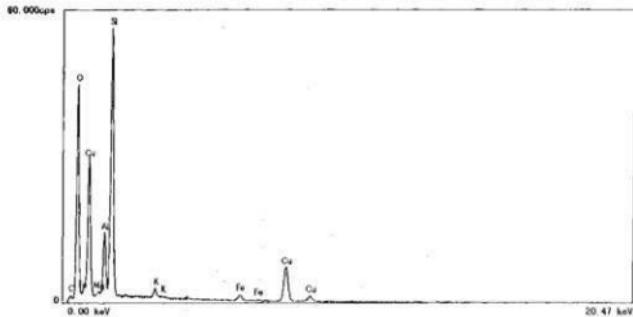


図 1 試料 No.8 内付着物の EDX 分析

7. X 線回折

構成結晶を明らかにするため、資料を粉碎し、X線回折を行った。結果を図2～図9に示す。

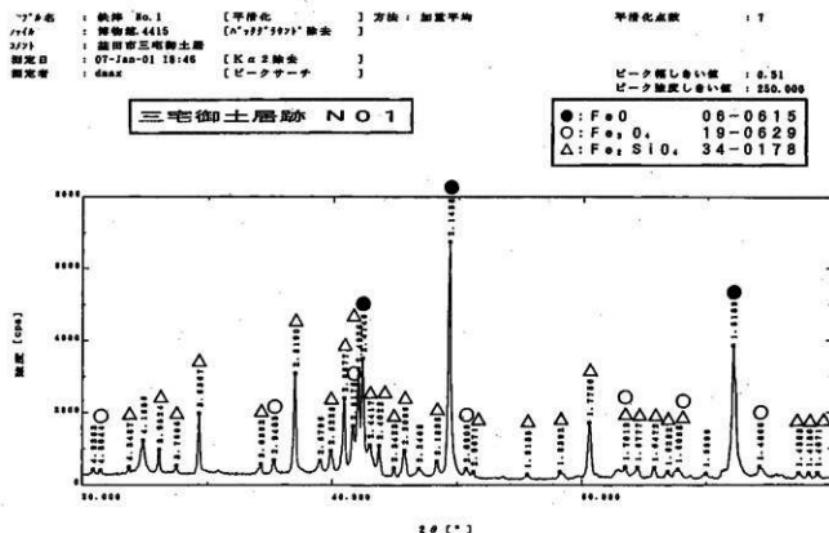


図2 資料No.1(鉄滓)のX線回折

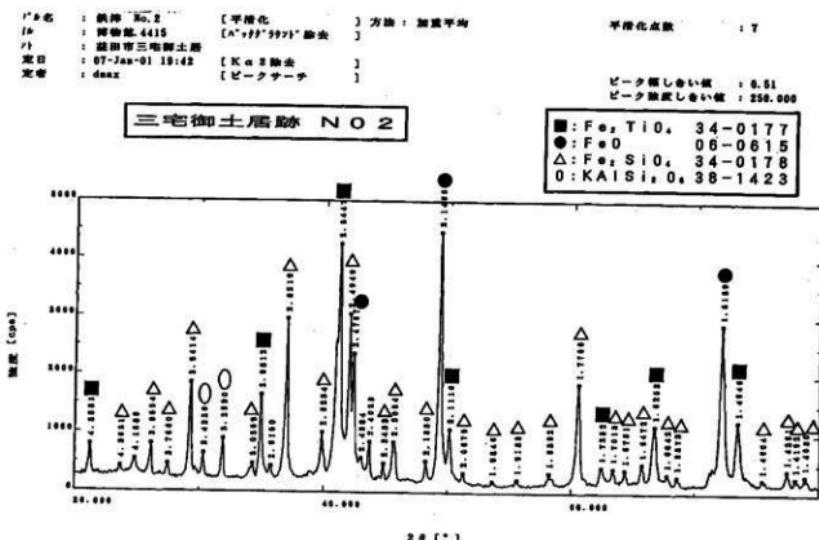


図3 資料No.2(鉄滓)のX線回折

フラグ名 : 鉄滓 No.3
 フリ#: 4415
 フリ#: 藤田市三宅御土居
 測定日: 07-Jan-01 20:38
 測定者: daax

[平滑化
 [A'・F'・99%] 削除]
 [K α 2 滅去]
 [ビークサート]

方法: 加重平均

平滑化点数: 7

ピーク幅しきい値: 0.51
 ピーク強度しきい値: 250.000

三宅御土居跡 N O 3

●: Fe 0 06-0615
 △: Fe₂SiO₄ 34-0178

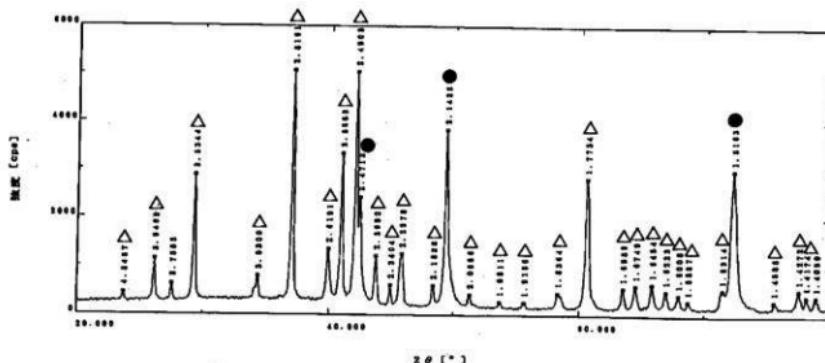


図4 資料No.3(鉄滓)のX線回折

フラグ名 : 鉄滓 No.4
 フリ#: 4415
 フリ#: 藤田市三宅御土居
 測定日: 07-Jan-01 21:34
 測定者: daax

[平滑化
 [A'・F'・99%] 削除]
 [K α 2 滅去]
 [ビークサート]

方法: 加重平均

平滑化点数: 7

ピーク幅しきい値: 0.51
 ピーク強度しきい値: 250.000

三宅御土居跡 N O 4

●: Fe 0 06-0615
 △: Fe₂SiO₄ 34-0178

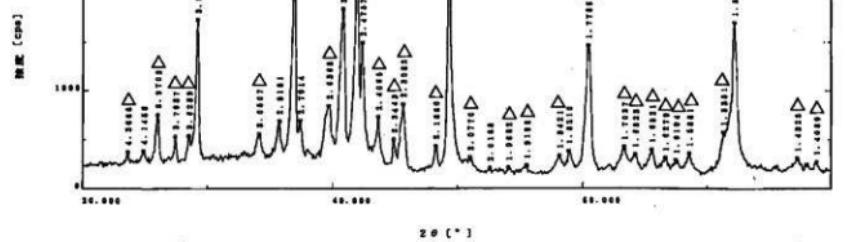


図5 資料No.4(鉄滓)のX線回折

資料名 : 鉄滓 No.5
 件名 : 博物館 4415
 フラント : 藤田市三宅御土居
 調定日 : 07-Jan-01 22:50
 調定者 : daax

【平滑化】 [方法: 加重平均]

平滑化点数 : 7

ピーク幅しきい値 : 8.51
 ピーク強度しきい値 : 250.000

三宅御土居跡 N O 5

●: Fe 0 06-0615
 △: Fe, Si 0 34-0178
 ○: KAISi 0 38-1423

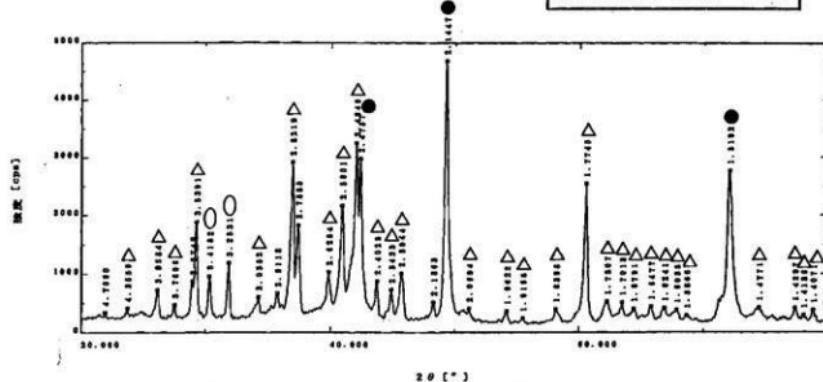


図 6 資料 No.5 (鉄滓) の X 線回折

資料名 : 伊能津融部 No.6
 件名 : 博物館 4416
 フラント : 藤田市三宅御土居
 調定日 : 08-Jan-01 08:20
 調定者 : daax

【平滑化】 [方法: 加重平均]

平滑化点数 : 7

ピーク幅しきい値 : 8.51
 ピーク強度しきい値 : 250.000

三宅御土居跡 N O 6

X: SiO₂ 33-11161
 ▲: FeAl₂O₄ 34-0192

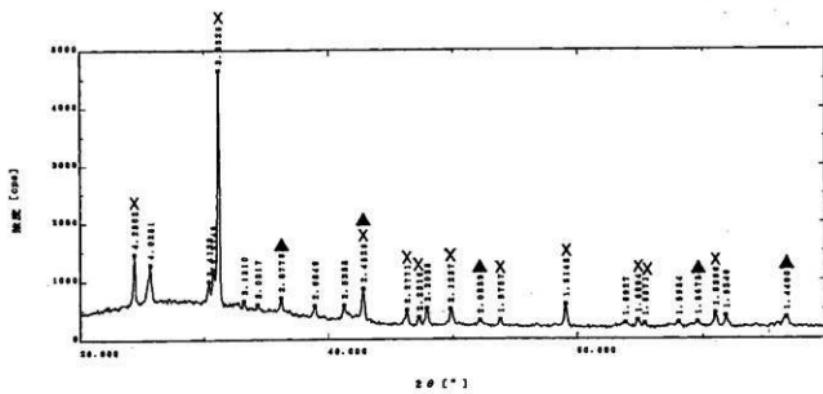


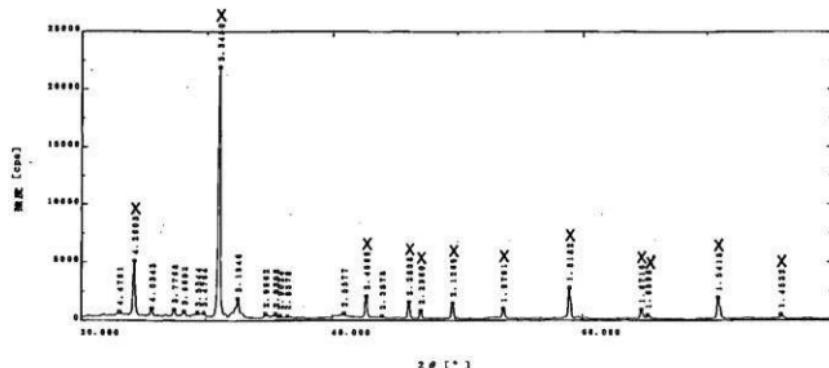
図 7 資料 No.6-A (炉壁溶融部) の X 線回折

フラット名 : No.7 ツボ [平滑化] 方法 : 加重平均
 フル名 : 博物館 4715 [A'アリリット] 削去
 フル名 : 益田市三宅御土居跡
 調定日 : 25-Jan-01 16:43 [K=2 削去]
 調定者 : dmax [ピークサーチ]

平滑化点数 : 7
 ピーク検出しきい値 : 0.51
 ピーク強度しきい値 : 350.000

三宅御土居跡 N O 7

X : SiO₂ 33-1161

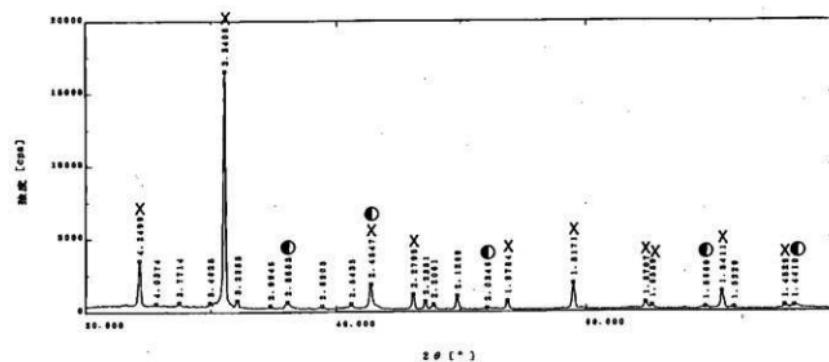


フラット名 : No.8 ツボ [平滑化] 方法 : 加重平均
 フル名 : 博物館 4715 [A'アリリット] 削去
 フル名 : 益田市三宅御土居跡
 調定日 : 25-Jan-01 17:14 [K=2 削去]
 調定者 : dmax [ピークサーチ]

平滑化点数 : 7
 ピーク検出しきい値 : 0.51
 ピーク強度しきい値 : 350.000

三宅御土居跡 N O 8

X : SiO₂ 33-1161
O : FeAl₂O₄ 34-0192



8.まとめ

8.1 鉄滓 (No. 1~5)について

大沢正巳氏(1)が調査された古墳出土鉄滓の化学組成および構成相のまとめを参考にして、本資料No. 1~No. 5を整理すると表4のようになる。

表4 各資料の化学組成と鉱物組成(%)

| 資料No. | Total Fe | 造滓成分 ^{(*)1} | TiO ₂ | V | 鉱物組成 ^{(*)2} | |
|-------|----------|----------------------|------------------|-------|----------------------|---------|
| | | | | | EDX | X線回折 |
| No.1 | 56.63 | 19.40 | 0.24 | 0.005 | W+F | W+M+F |
| No.2 | 55.37 | 18.89 | 5.61 | 0.078 | W+U+F+L | U+W+F+L |
| No.3 | 57.95 | 19.72 | 0.20 | 0.006 | W+F | W+F |
| No.4 | 49.03 | 22.78 | 0.16 | 0.005 | W+F+(Fe) | W+F |
| No.5 | 58.67 | 14.74 | 0.083 | 0.002 | W+F+L | W+F+L |

*1): 造滓成分 = SiO₂+CaO+MgO+Al₂O₃

*2): W:ウルボスビニル、M:マグネジット、F:ファイアライト、L:ルードリット、U:ウムスピノル、Fe:金属鉄

No. 1, 3, 5は良く似た化学成分組成、鉱物組成を示し、いずれもFe分が高く(約55.4~58.7%)、造滓成分が少なく(約15~20%)、Ti、Vも低目(TiO₂=0.083~0.24%、V=0.002~0.006%)、また、鉱物組成も樹枝状に発達したヴスタイト(Fe₂O)、板状に発達したファイアライト(Fe₂SiO₄)が主体で相間を埋めるようにガラス質が存在し酸治滓の特徴を示す。また、ヴスタイトの結晶が大きく成長していることとTiO₂も少ないことから、いずれも鍛錬酸治滓の可能性が大きい。砂鉄は低Ti真砂系と思われる。

No. 2は全Fe分(55.37%)は製錬滓の従来実績平均よりは高く、また造滓成分(18.89%)は低い値であるが、過去の実績値範囲内には含まれる値である。化学成分において、TiO₂、Vが高く、鉱物組成もウルボスビニル(Fe₂TiO₄)が認められることから、砂鉄を始発原料とする製錬滓と思われる。また、鉄滓のSiO₂、Fe₂O、TiO₂を100%に換算した構成比は表5のようになり、Fe₂O/SiO₂が大きく、TiO₂比率が小さいことから、永代たたらの実績に照らしてみれば鍛押し法の操業であったと推察される。

表5 No. 2鉄滓の主組成構成比

| 資料 | 組成構成比(%) | | | FeO/SiO ₂ |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| | SiO ₂ | Fe ₂ O | TiO ₂ | |
| 資料No. 2(鉄滓) | 19.4 | 73.4 | 7.2 | 3.78 |
| 鍛押し法(函谷、菅谷)(2)(3) | 27~37 | 43~50 | 13~24 | 1.30~1.81 |
| 鍛押し法(砥波、靖国)(2)(4) | 30~32 | 58~66 | 4~10 | 1.81~2.20 |

No. 4は鉱物組成が長柱状結晶のファイアライトを主体とし、雪花状ヴスタイトが少量認められる。また化学成分分析からは、砂鉄特有成分のTiO₂(0.16%)も少ないとから鉱石系を原料とする製錬滓の様相を呈するが、全Fe(約4.9%)が比較的多く、造滓成分(22.74%)はそれほど多くないなどから低Tiの砂鉄を始発原料とする酸治滓と判断される。また、ファイアライト結晶がよく発達していることから温度が高く、冷却速度は遅かったと推察される。

8.2 炉壁(No. 6)について

炉材のFe分(T·Fe)は1.27%で比較的少なく、一方、Al₂O₃は23.46%と高目で耐火性には有利な成分である。また砂鉄製錬の主造漬剤となるSiO₂は65.5%で製錬炉土質としては低目ながら満足な値であるが、鉄と滓の分離に寄与する塩基性成分(CaO+MgO)は0.24%と低値でAl₂O₃以外の溶媒剤成分は少ない配合である。さらに、製鉄の有害元素となるP、Sについては、Sは0.0055%で低い値であるが、Pは0.32%と高い。

本資料No. 6の炉材質を従来調査の製錬炉および酸治炉炉壁材質と比較すると表6のようになり、炉材質からでは製錬炉か酸治炉かの判別は難しい。一方、内壁溶融部の成分分析をみると、Fe、CaOの增量が多く、TiO₂の増加が認められ、かつ鉱物組織もTi分を含むハーシナイト(Fe₂O·Al₂O₃)が認められることから砂鉄原料の製錬炉炉壁であると判断される。また、Fe富化率が高いことから炉内反応が強かったとも思われる。

表6 炉壁の分析結果まとめ

| 資料 No. | 外壁側 | | | | 内壁 | | | |
|-------------------------|------------------|--------------------------------|-------------|--|-------------|------------|---------------------------------------|--|
| | SiO ₂ | Al ₂ O ₃ | Fe | Al ₂ O ₃ SiO ₂ | Fe 富化率 | CaO 富化率 | FeO Fe ₂ O ₃ | 鉱物組成(%) EDX X線回折 |
| 6 | 65.56 | 23.46 | 1.27 | 0.36 | 6.0 | 25.3 | 1.56 | FeO·Al ₂ O ₃ +(Ti) SiO ₂ , FeO·Al ₂ O ₃ |
| 製錬炉 (2)(3)(8)(9)(10) | 64.4~ 77.1 | 13.1~ 18.6 | 1.9~ 3.4 | 0.19~ 0.28 | 2.4~ 3.1 | 増加 | 高い | TiO ₂ 系, SiO ₂ 系 Al ₂ O ₃ 系 |
| 鍛冶炉 (5)(6)(7) | 54.3~ 56.0 | 19.1~ 24.6 | 3.5~ 7.1 | 0.35~ 0.45 | <2.3 | 変化 無し | 低い | FeO, Fe ₃ O ₄ FeO+Fe ₂ SiO ₄ |

(※) Fe₃O₄:マグネナイト、FeO:カスタイト、Fe₂SiO₄:フライサイト、FeO·Al₂O₃:ヘシナイト、Fe₂TiO₄:ウルブスビン

F e 富化率=T · F e (内壁) / T · F e (外壁)、C a 富化率=C a O (内壁) / C a O (外壁)

8. 3 ルツボ状遺物 (No. 7, 8) について

化学成分分析の結果から両者とも SiO₂、Al₂O₃が主成分の粘土質であるが通常の粘土成分よりも Al₂O₃が少なく特に No. 7 は少ない。また、EDX 分析および X 線回折から、鉱物組成は、No. 7 は殆どが SiO₂ (珪酸) である。No. 8 は SiO₂を主体とし若干の含 Al₂O₃系鉱物 (ムライト: 3Al₂O₃ · 2SiO₂) を含んでいる。また、No. 7 は、底部に木炭片が埋っていた。木炭の原木樹種の判定は木炭片が小片で年輪組織の観察できないため断定は困難だが、導管の分布が比較的一様に分散、木纖維の配列に方向性が強いなど広葉樹・散孔材の特徴から、手持ち木炭組織サンプルとの比較からサワグルミ、クロモジあるいはナラなどのように思われる。木炭が何故残っていたか (灰状の燃え滓は認められなかった)、容器であるとしたらその用途が何であったかは不明である。

一方、No. 8 は、内面の上部縁に金属が固着しており、この剥片の EDX 分析の結果、Cu (銅) が強く検出されたが同時に Si, O も検出されることや気泡が多く観察されることから銅と土質が溶融し固着したと思われる。したがって、溶融銅が満たされていたと考えられるが、銅溶解のルツボとした場合は非常に脆く「焼き物」とは考え難く強度に問題がある。また外面に加熱炎の跡がなく溶解ルツボとして用いられた形跡はないことから、単に溶けた銅を一時的に受けた取鍋的な器と思われるが、あまりにも小型でありその目的などは確定できない。

9. 結論

益田市・三宅御土居跡出土鉄滓、炉壁他について分析調査を行った結果以下の通りである。

- (1) 資料 No. 1, 3, 5 は、低 Ti 砂鉄を始発原料とする鍛冶滓と推察される。
- (2) 資料 No. 2 は、砂鉄を始発原料とする製錬滓と推察される。
- (3) 資料 No. 4 は、低 Ti 砂鉄を原料とする鍛冶滓と推察される。
- (4) 資料 No. 6 は、砂鉄を原料とする製錬炉の炉壁と推察される。
- (5) 資料 No. 7 は、粘土質の器であるが、用途などは不明である。
- (6) 資料 No. 8 は、粘土質の器で内面に銅が付着しているが、用途などは不明である。

以上の分析調査は、日立金属㈱冶金研究所、㈱ハイメック中国事業所が実施し、和鋼博物館 村川義行がとりまとめた。

参考文献

- (1) 大沢 正巳: 日本製鉄史論集、たらら研究会、(昭和 58 年)
- (2) 俵国 一: 古来の砂鉄製錬法 丸善 (1933)
- (3) 小塙 寿吉: 鉄と鋼 第 52 年第 12 号 (1966)
- (4) 和鋼博物館調査報告: 順原町泉原たらら遺跡出土鉄滓の調査 (昭和 58 年)
- (5) 日本鋼鈑協会編: たらら製鉄の復元とそのケラについて (昭和 46 年)
- (6) 和鋼博物館調査報告: 烏上作刀鍛錬場鍛冶滓の調査 (昭和 63 年)
- (7) 和鋼博物館調査報告: 塩田中新田製鉄遺跡出土鉄滓の調査 (平成 5 年)
- (8) 和鋼博物館調査報告: 庄原市則清遺跡出土鉄の調査 (平成 5 年)
- (9) 清永欣吾: 瑞穂町田所下幡浦および清造山製鉄遺跡鉄滓の調査 (平成 2 年)
- (10) 和鋼博物館調査報告: 庄原市岡山 A 遺跡出土鉄滓、炉壁および鉱石の調査 (平成 10 年)

三宅御土居跡出土木製品の樹種鑑定

古野 賢（島根大学）・渡辺正巳（文化財調査コンサルタント㈱）

はじめに

三宅御土居跡は、島根県西部益田市内益田川右岸、三宅町にある松龍山泉光寺境内地を中心広がる中世益田氏の居館（周囲の土塁）跡である。本報告は、発掘に伴って出土した木質遺物の樹種鑑定結果である。

試料について

益田市教育委員会より提供を受けた、第1表に示す試料を対象に樹種鑑定を行った。

樹種鑑定にあたり、永久プレパラートを古野・渡辺（2000）に従い作成した。作製したプレパラートは光学顕微鏡下で4倍～600倍の倍率で観察を行い、4種類の樹種を記載・同定した。また、樹種鑑定に際して作成したプレパラートは、すべて文化財調査コンサルタント㈱にて整理・保管している。試料番号の項に示した（W0012****）の記号が、文化財調査コンサルタント㈱での整理番号である。

木材樹種鑑定結果および記載

第1表に樹種鑑定結果を示し、以下に一括して特徴の記載を示した。また、代表的な試料の写真を図版に示した。

(1) マツ属（複維管束亜属） *Pinus* (sub. *Diploxylon*) sp.

試料番号：柱根① (W00121408)

記載：構成細胞は仮道管、放射仮道管、放射柔細胞、垂直樹脂道および水平樹脂道を取り囲むエピセリウム細胞からなる。早材から晩材への移行はやや急で、晩材の幅は広い。放射仮道管には不明瞭であるが鋸歯状肥厚が認められる。放射組織は単列であるが、水平樹脂道を含むものは紡錘形を示す。エピセリウム細胞は薄壁である。垂直樹脂道は晩材への移行部から晩材部に分布している。分野壁孔は典型的な窓状である。以上の組織上の特徴から、マツ属（複維管束亜属）と同定した。

(2) スギ *Cryptomeria japonica* D. Don

試料番号：杓子状① (W00121401)、杓子状② (W00121402)、曲物部材h-2 (W00120404)、

木組井戸隅柱 (W00120405)、用途不明 (W00120407)

記載：構成細胞は仮道管、樹脂細胞、放射柔細胞からなる。すべての試料で早材から晩材への移行はややゆるやかで、晩材の幅は広い傾向にある。樹脂細胞は晩材部および早材から晩材への移行部に分布している。また、分野壁孔は試料により、不明瞭なものもあるが、スギ型と判定されるものが2個（ごく希に3個）存在する。以上の組織上の特徴から、スギと同定した。

(3) ヒノキ属？ cf. *Chamaecyparis* sp.

試料番号：曲物部材h-1 (W00121403)

記載：構成細胞は仮道管、樹脂細胞、放射柔細胞からなる。早材から晩材への移行は急で、晩材の幅は狭い。保存状況が悪く樹脂細胞の識別が困難なため、樹脂細胞の分布ははっきりしない。分野壁孔も不明瞭であるがヒノキ型で2～3個存在する。以上の組織上の特徴からヒノキ属であると考えられるが、分野壁孔が明瞭でないことからヒノキ属？とした。

(4) ケヤキ *Zelkova serrata* (Thunb.) Makino

試料番号：柱根② (W00121406)

記載：接線方向に圧縮を受けてかなり変形しているものの径120～150 μm 程度の道管が孔圈にはほとんど単列（まれに2列）に配列する環孔材である。孔圈外は小道管が多数房状に集合している。道管せん孔は単せん孔で、道管相互壁孔は交互状を示す。小道管にはらせん肥厚が顕著に認められる。道管内にチロースおよび濃色の内容物が存在している。放射組織は横断面で圧縮のために蛇行しているが、異性型で1～6細胞幅（高さは400 μm 程度まで）である。多列放射組織の上下辺縁の方形細胞に大型の結晶が含まれており、特徴的である。以上の組織上の特徴からケヤキ属と推定される。

既知の結果との比較

伊東ほか（1987）によれば、柱根、杓子の用材には様々な樹種が報告されている。中世以降の柱根に限れば、今回記載したマツ属（複維管束亜属）は長崎県の今福遺跡（松田、1986）で、ケヤキ属は群馬県の小川城址（鈴木、1985）で記載されている。杓子では、平城宮跡（奈良国立文化財研究所、1987）においてスギが記載されている。

曲物にはヒノキが多く用いられる（奈良国立文化財研究所, 1987）。今回のh-1（側板）はヒノキであり、この傾向に一致した。底（蓋）板にもヒノキの用例が多いが、松江市才ノ峰遺跡では今回同様に底板（h-2）にスギの用例が報告されている（古野ほか, 1984）。

井戸の部材には針葉樹が多く用いられる（伊東ほか, 1987）が、特定の樹種に偏ることは無いようである。井戸枠にスギを用いた例として、兵庫県の本町遺跡（島倉, 1984）がある。

まとめ

三宅御土居遺跡出土の木質遺物を対象とした樹種鑑定を実施し、第1表の結果が得られた。

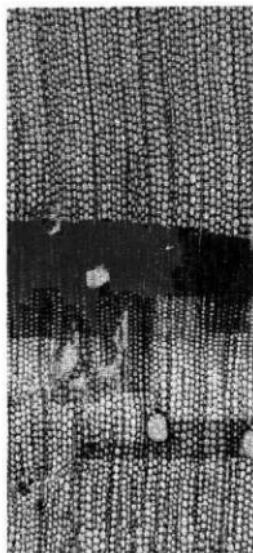
今回の調査で、井戸隅柱にスギが用いられていたことが明らかになった。一方で他の遺跡では様々な樹種が用いられていおり、復元にあたり他の部材についても樹種を検討する必要がある。

引用文献

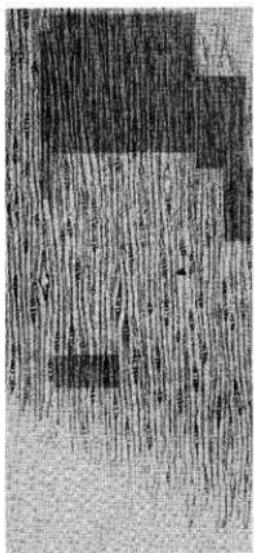
- 古野 賢・渡辺正巳（2000）三田谷I遺跡発掘調査に伴う樹種同定。三田谷I遺跡（Vol. 2）－斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ－。島根県教育委員会, 93-111.
- 伊東隆夫・山口和徳・林 昭三・布谷知夫・島地 謙（1987）日本の遺跡から出土した木材の樹種とその用途。木材研究, 23, 42-210p.
- 島倉巳三郎（1984）姫路市本町遺跡出土の樹種。本町遺跡（本文）, 134-138.
- 島地 謙・佐伯 浩・原田 浩・塩倉高義・石田茂雄・重松頼生・須藤彰司（1985）木材の構造。276p. 文永堂, 東京。
- 鈴木三男（1985）柱列址、小川城址、国道291号道路改良事業区間内埋蔵文化財発掘調査報告書、群馬県埋蔵文化財事業団, 16-20.
- 古野 賢・沖村義人（1984）才ノ峰遺跡・西川津遺跡出土木製品の樹種調査と組織構造。島根大学農学部研究報告, 18., 102-112.
- 松田隆嗣（1986）今福遺跡から出土した木製遺物の用材について。今福遺跡Ⅲ、長崎県教育委員会, 303-307.

第1表 樹種鑑定結果一覧表

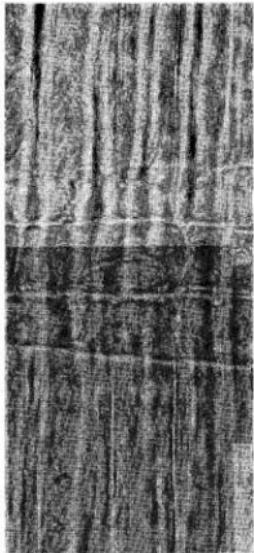
| 試料名 | 樹種名 | |
|---------|-------------|---|
| | 和名 | 学名 |
| 柱根① | マツ属（複雜管束亜属） | <i>Pinus</i> (sub. <i>Diploxyylon</i>) sp. |
| 柱根② | ケヤキ | <i>Zelkova serrata</i> (Thunb.) Makino |
| 杓子状① | スギ | <i>Cryptomeria japonica</i> D. Don |
| 杓子状② | スギ | <i>Cryptomeria japonica</i> D. Don |
| 曲物部材h-1 | ヒノキ属？ | cf. <i>Chamaecyparis</i> sp. |
| 曲物部材h-2 | スギ | <i>Cryptomeria japonica</i> D. Don |
| 木組井戸枠柱 | スギ | <i>Cryptomeria japonica</i> D. Don |
| 用途不明 | スギ | <i>Cryptomeria japonica</i> D. Don |



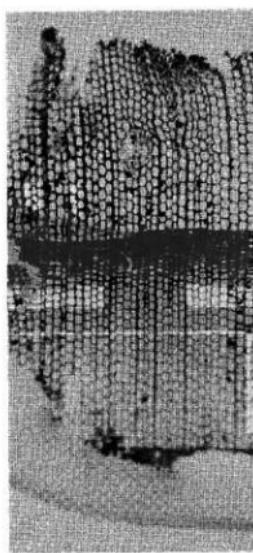
マツ属（複維管束亜属）：柱根①
横断面（40倍）



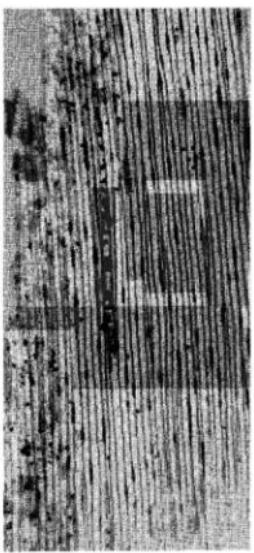
接線断面（40倍）



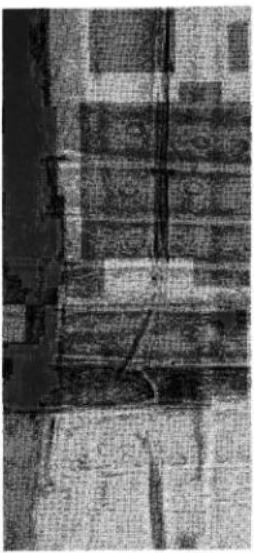
放射断面（630倍）



スギ：杓子状①
横断面（40倍）



接線断面（40倍）



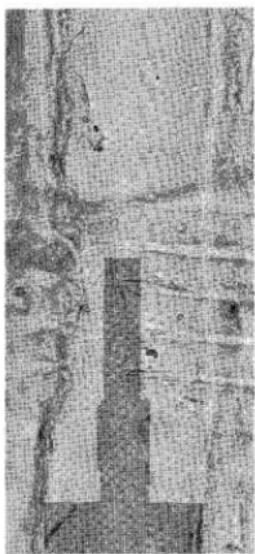
放射断面（630倍）



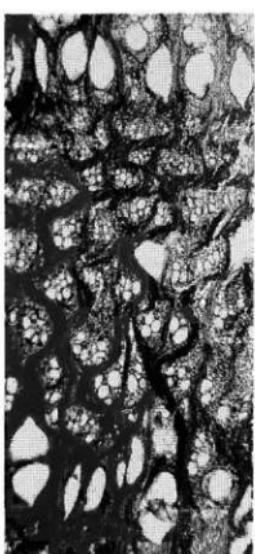
ヒノキ属? : 曲物部材 h-1
横断面 (40倍)



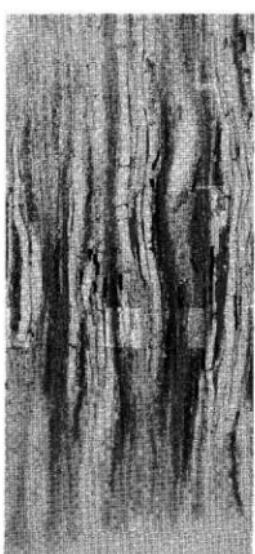
接線断面 (40倍)



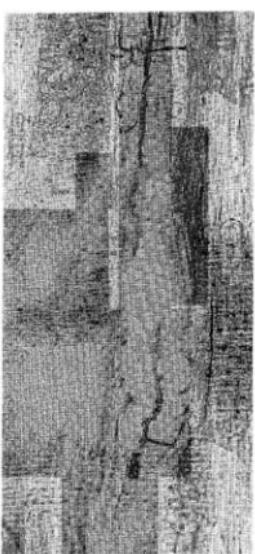
放射断面 (630倍)



ケヤキ : 柱根②
横断面 (40倍)



接線断面 (40倍)



放射断面 (100倍)

玉 稿

三宅御土居の史的展開

一橋大学名誉教授
永原慶二

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 三宅御土居の4つの時期..... | 9 1 |
| 2. 室町期益山本郷の都市化の程度..... | 9 3 |
| 3. 本郷市の都市的展開..... | 9 4 |
| 4. 戦国期国人領主の城下町..... | 9 5 |
| 5. 天正慶長期の御土居・七尾城・本郷市..... | 9 8 |

1. 三宅御土居の4つの時期

従来、一宅の御土居は、14世紀後半、南北朝動乱の時代に、益田兼見によって築造されたと主として文献資料の儒から考えられてきた。應安元（1368）年5月2日付の益田祥兼添書（I-40）¹¹⁾および（同年と見られる）4月5日付大内家臣道幸書状（I-39）によって「去月（3月）十六日の夜の焼亡に、御文書紛失」という事態に陥り、これを機に兼見が大谷上居から三宅御土居に移転したと推定されてきたのである。

しかし、1983年の益出川大氾濫を機に、緊急避難道路を目的として事業決定された都市計画道路沖田七尾線の工事に伴う、1989年以来の御土居地区の事前調査によって、多くの重要な事実が中世考古学の方法によって判明した。なかでも、御土居敷地内の隨所から12世紀にさかのばると見られる陶磁器片が多数出土し、また13世紀のものと見られる四角木枠組の大型井戸跡がそっくり発掘されたことによって、御土居は12～13世紀を通じて存在し、おそらくは14世紀後半の兼見の「構築」に連続する形で使用されつづけてきたと判断されるに至ったのである。

この12～13世紀の第一期の御土居の全貌はもちろんまだはっきりとは分かっていない。その解明には当然泉光寺域を中心とする御土居内部の全面発掘調査が必要だからである。それと不可分のことであるが、この第一期御土居の使用主が、連続的に益田氏惣領家であったのか、庶流の特定の家筋であったのか、あるいは別の家筋であったのか等々のこともすべて今後の解明を待たなくてはならない。しかし、おそらくこの地点に、細部は不明だが現在の規模とそれほど違わないスケールの平地居館型の支配拠点施設が存在したということは否定できないところであろう。

これに続く御土居第二期は、14世紀後半の兼見の「築造」から、15世紀の兼堯の時代を経て、戦国時代に入ったおそらくは16世紀の半ばに近い頃、益田藤兼が緊迫する軍事情勢に対応して本拠を七尾城山上に移し、日常生活もそこで営むようになる時までの期間である。この第二期は百数十年の長期にわたるから、さらにその中を兼見段階と兼堯段階と言うように小区分して考察する必要があることはいうまでもない。しかし永和2（1376）年卯月22日付の「益田本郷御年貢并田数目録帳」（I-49、50）の作成によって、所在地別・名別田畠面積・年貢雜公事額等が

統一的に兼見の手によって確定され、その支配は從来の「益田莊地頭（職）」から、独自の一元的な領域支配へと向けて大きく転向した。この田数目録は名別に編成され、雜公事も莊園制の長い伝統に従っている。しかし收取権者もその前提の検査権者も地頭益田氏なのであって、中央的莊園領主ではない。従って、これによって地域領主としての兼見の権力と経済力は飛躍的に向上したに相違ない。今日につづく万福寺・医光寺や崇観寺などをはじめとする多数の寺社の創建もこの時期に活発に進められ、中世益田の支配拠点で經濟的、文化的にも都市的發展に向けてその第一歩がふみ出された。

つづく兼見から藤堺にかけての室町時代、益田氏は石西の地方的な一国人領主にとどまらず、將軍に直結する御家人となった。現実の軍事行動や軍事指揮の関係では大内氏に従うことが多かったが、將軍の命令によって、山城・大和など中央地帯での軍事活動が多くなり、恩賞・所領安堵・「守護使不入」（守護役免除）特權なども、直接將軍御教書によって認定・付与されるようになった。次の第三期に入っての主である益田藤兼の「藤」の字が將軍義藤（のちの義輝）の「宇」を与えられたものであることもその到達点を示すものであり、16世紀初頭頃、益田氏は室町幕府の「大外様衆」という身分を与えられ、將軍直勤御家人としての格式高い地位を獲得した。この第二期はそうした状況の中で三宅御土居の全盛期でもあり、本書の各発掘報告として提示されるように出土品も急増する。

第三期は前記のように16世紀前半の終わりに近いころ、藤兼が本拠を七尾城山上に移すことによって、御土居が、直接的な益田氏忠臣家の居館としての性質を失う時期である。この時期には出土品の量も急速に減少する。しかしこの間、御土居がどのような状態に置かれていたかは今後の調査を待つ必要がある。益田氏が本拠を七尾山上に移しても、益田川を隔てることはいえ、両者の間は直線距離で1km余りでしかない。益田氏が御上居をそのまま放棄したとはとても考えられない。出土物の激減は、生活拠点としての性質を失ったことと不可分だが、全くの不使用を意味するものではあるまい。この点は最後にもう一度ふれる。

第四期は、藤兼の子元祥が七尾城を下って、天正11（1583）年から翌年にかけて本拠を大改修した三宅の御土居に再度移したときから、慶長5（1600）年閑ヶ原合戦後西軍に属した毛利氏が萩に移され、その支配も防長2国に限られるとともに、益田氏も益田からは遠くないにもせよ、長門の須佐に移らなければならなくなるまでの20年足らずの期間である。

この再度の御土居移転に際して、元祥の重臣増野甲斐守等が改修工事の担当奉行として工事にあたったことは記録に残されている。沖田七尾線道路工事に伴う発掘調査で、御土居の東西土塁外側には幅およそ10mの堀跡、北側・南側にはそれぞれ10~16m、20mの堀に代わる川跡が発見された。それらはおそらくこの元祥の改修工事時に防衛強化の目的で掘鑿されたものであろう。今日次第に明らかになりつつある遺構、たとえば中央部泉光寺本堂西側の広い盛土などもこの時の工事によって造成されたものと推定できるのである。

三宅の御土居の歴史は以上のように四期に区分できる経過をたどって展開した。そこで以下では、御上居および七尾城の在り方と不可分の関係にある益田本郷の城下都市的展開の問題について検討しよう。

2. 室町期益田郷の都市化の程度

後にやや立ち入ってふれるように、戦国時代においては、有力な大名のみならず国人級地域領主の場合でもその本拠の山城の山下地区には一定規模の都市が形成された。それは、それなくしては大名・国人の支配が成り立たないという意味で、山城と城下都市とは不可分の関係にあった。

それに対して室町時代の守護・国人、さらにさかのぼって鎌倉時代の地頭級在地領主は、半地に方形居館を設けて住むのが基本型で、そこでは城と城下町とが戦国時代のような不可分性を持っていたとはいえないようである。

もちろん南北朝動乱期に入ると、伝統的に平地居館を基本としてきた地域領主も、戦乱に備えて、居館周辺に山城をもつようになった。当初は合戦時に緊急避難的な目的をもってたてこもる山城であった。しかしそれらは丘陵の尾根の先端部分に多少の空堀を切って要塞化した程度で、規模も小さく、恒常的な設備建物をもっていたわけではなく、當時多数の兵力を結集しておける場ではなかった。同時に日常の平地居館の周囲にもまだ多数の家臣たちを集住させておくような体制をとっていない。そのため、居館と不可分の性質をもつ都市空間もなお出現していないといわなくてはならない。

益田氏の場合も、南北朝期延元元（1336）年の合戦時、益山兼行が「北尾崎木戸」にたてこもって藤原兼茂の軍と戦った（I-7）。「北尾崎木戸」は七尾城の北東、益田川に面した尾根の先端部である。それはのちに七尾城の一角の曲輪となるが当時はまだ戦国の城の繩張りはできていない。

室町時代の益田氏は、石見国のはば美濃郡一帯を専らに支配する地域領主に成長した。永亨7年（1435）年、当主兼理が急死し、惣領の後継に誰を推戴するかをめぐり、益田家中に混乱が生じた。結局幼少の松壽丸（後の兼堯）が擁立されることとなり、家臣たちは、これを「惣領主人」として戴き、「味同心忠筋をつくす旨の連署起請文を作成した（II-7）。その署名者数は吉田治部少輔兼弘以下合せて一族被官105名であった。このうち寺戸姓は最多で10名、宇治・井斗・大橋・伏谷姓はそれぞれ各4名が署名しているので、2名以上の同姓はいずれも同族とみて一括し、整理すると全部で56姓となり、その内で確認できる益山庶流は宇治・遠田・安富・丸毛・波山・大草・末元・和山・須子など少なくとも9姓以上である。

こうして旧益田莊・長野莊（高津をふくむ西部）を中心とする美濃郡および那賀郡の一部に広がる益田氏の一族被官はこの頃すでに相当の規模に達していた。しかしかれらの多くは、その名字の地に本拠をもち居住しつづけているケースが多かったであろう。益田氏関連の城は、庶流・被官のものをふくめ、15世紀から16世紀にかけてこの地域で少なくとも30以上が知られているが²²⁾、その少ない部分はこうした益山庶流・有力被官の居城であったであろう。小都隆氏の包括的な調査研究（同氏「中国地方の中世城館」³¹⁾によると、16世紀前半までは小規模の城が増加してゆく傾向が広く認められるが、それらはおそらく、村々の小領主級被官の居屋敷が要害・とりで化した程度のもので、全体としてまだ本城の城下に集住していない状況を物語るものである。

このことは、御土居と不可分に結合した都市空間の未成熟を示唆するものではあるが、半面、益山領全体にわたって市場や物流関係の存在しないということを意味するものではない。しかし

この時期の益田家文書によって、市場や物流の状況を具体的に語らせるることは全く出来ない。実際にはこの地域の中では既に鎌倉時代から中頃などに一定の港津都市的要素が芽生えていたであろうし、いくつかの定期市場も開かれていたと推定することができるであろう。天正 19(1591)年の美濃郡の「益田元祥領地図録」(Ⅲ-70)には飯田郷浦屋敷・高津郷浦屋敷・横田市・本郷市屋敷・今市屋敷・浜辺郷浦屋敷・津毛郷市屋敷などが記され、一般の百姓の負担形態としての年貢とは異なる「屋敷銭」が賦課されている。いずれも市場・浦などなんらかの商業や海陸交通・交易にかかわる人びとの賦課であり、そうした都市空間と住人の存在が百姓と区別して賦課対象とされている。戦国城下町としての本郷市屋敷については後述するが、その他の場はいずれも、おそらく、本郷市の城下町的展開以前から存在し、室町期にさかのばるものも存在したと考えられるのである。この段階では益田本郷という中心都市への集中度の低さが、このような小地域ごとの小市町の出現を促す結果を生んでいたといえるだろう。

3. 本郷市の都市的展開

16世紀に入って戦国争乱が激化し、軍事力が大型化すると、平地方形館を基本とする室町期守護・国人の拠点の在り方も大きく変貌する。かつての緊急避難的性格を基本とした小型の山城と比べると、いちだん高所に、広大な縄張りプランによる多数の曲輪・空堀・土塁・虎口等を築く大型の居城としての山城への移行である。益田氏の三宅御土居から七尾城への移転(御上居の第三期)も、まさしくその流れで展開したといえる。

このことは、軍事・経済両面にきわめて大きな変化をもたらした。主君=城主が日常的にも山上に居住し常時警戒体制に入ることによって家臣たちをも本城内・城下に結集する方向を推進することになる。家臣に対する城下居住策は越前朝倉氏などを初めとする戦国大名の分国法に少なからず認められる。

益田の場合、その前提となる家臣の数も上述の永享7年の105名に比べると大幅に増加した。年次ではあるが、おそらく慶長初年の頃と考えられる「益田家於石州被官中間書立写」(Ⅲ-81)には、「城廻之衆」として被官 245・中間 75 が記され、以下、津毛郷・仙道郷・吉田高津須子・多林郷・浜辺郷・飯田安富市原虫追内田・横田梅月角井・奥郷・疋見郷・納田□谷川上岡見・木東郷という計 12 地域に分けて総計 620 名の被官・395 名の中間の名が書き上げられている。被官は有姓、中間は無姓である。一般に戦国時代の名主地侍クラスは有姓であり、小百姓クラスは無姓であることから、ここでは 620 名の被官が益田軍團に組織化された侍ないしそれに準ずる人たちであるといえよう。

この数字はたとえば永禄 2(1559) 年の「小田衆所領役帳」に登載された戦国大名北条氏康の給人がほぼ 500 名程度(但し、この給人が貴高に応じた所定の兵員を軍役として準備している)であると比べて、一郡クラスの国人としては過大とも思われる。

しかし天正 19(1591) 年と推定される「庄内所々配当田数注文」(Ⅲ-76)によると、「庄内」すなわち旧長野莊城で、益田氏からなんらかの給分を与えられている人々の数は 80~90 名に及び、その内訳はいずれも有姓だが數段歩程度の田畠と百姓 1 人~2 人程度のごく零細な給分のが大多数である。

それらは被官といっても「小田原衆所領役帳」に見られる上・中級家臣のようないわば專業度

の高い侍ではなく、自己が保有経営する田畠や従属百姓の全部もしくは一部が給分扱いにされ、その代わりに合戦の場合には上君益田氏に軍役を提供する関係にあるものである。その種の軍役編成形態は甲斐の武田領などでも広く認められる。文字通り兵農未分離のまま、被官身分に編成されているのである。それは各地の戦国大名・国人領主の軍事編成に広く共通するものであった。そう見れば、益田氏の被官数が620名という数字もかならずしも過大と考える必要はないようである。

もちろん益田氏の場合も、これら被官の上層の者は一族郎党を併せると相当の人数を率いるものもあったろう。しかし多くの部分は本人の他1~2名の郎従・下人を従えるだけのものであって、それらはしばしば有力部将に寄子として下属させられるようなものであったろう。従ってその種の被官はおおむね從来の居住村落を離れて益田本郷市=七尾城下に集住するような形にまだ到達していなかったことは、ほとんど疑う余地がない。

しかし軍事力を強め争乱を生き抜いてゆくためには、権力を集中し、領域統治の組織密度を高めなくてはならない。そのためには在村被官や奉行人以下の領域統治官僚層とその補助者たちを本城・城下に集住させる必要がある。領域各地に分散居住していた家臣たちは、一挙に永年の本拠地から本城下に完全に移転するわけではないが、勤番するものがふえ、有力部将の中には本城下に屋敷をつくるものが多くなるのである。そうして次第に人々の結集が進む山の根には概して早くから本城主の馬廻り兵士たちも集住を進めている。重臣増野甲斐守の屋敷跡が現在の晩音寺境内だという所伝もそのような本城下への集住の一端を示すものである。家臣たちの七尾城内ないし城下への集住の具体的様相は現在のところまだほとんど解明されていないが、永禄~天正期の状況を示すと見られる毛利氏の郡山城下絵図では、すでに相当数の一族・重臣屋敷が描かれており、越前一乗谷の朝倉氏の場合同様城下町的様相が顕著である。益田の場合も七尾城内の家臣曲輪、山の根地区の待居仕状況の調査が期待される。

4. 戦国期国人領主の城下町

では益田藤兼が本拠を七尾城に移して以後、年代的にいえばほぼ16世紀の後半、七尾城下としての本郷市はどのような都市的展開をとげたであろうか。

現在、御土居の南面で益山川を渡ると、ほぼ益田川に沿う形で今日の市街地の中心をなすバス道路が通っている。この通りが戦国以来の本郷市であり上市・下市に分かれている。上下の境は御土居から七尾城下住吉神社下に直線的に向く（現在の沖田七尾線）道路が本郷市通りをほぼ直角に横切る部位であろう。

戦国城下町のいくつもの具体例を参照すると、城下町の基本形は定期市場から発展した直線的道路の両側に定住する市場在家が次第に増加し、両側町を形成する形である。それが単一の一本町で終わるか、いく筋かに膨張し、さらにそれと直角の街路も発達するかは、城主支配領域の大・小その他の事情によってさまざまであろう。

益田の場合、今日、御土居から益山川を渡って本郷市の通りを越え、住吉神社下に向かうと、今晩音寺（もとの増野甲斐守屋敷）のカギ曲がりに出る。この境内の東側を南北に「馬場」という地字が長い形であり、その南部分は小字「山の根」である。北寄りを流れる益田川から流水を引き込む形で七尾城下の裾をめぐり、今も低湿地・菖蒲園（丸池）などの形状が示すように、

城の西側山裾は堀で囲まれていた。

すなわち城から御上居に向かって七尾城→西側堀→馬場・山の根→本郷市→益田川→御土居という順序になり、本郷市は城と御土居の中間に位置し、益田川に接するという絶好の立地になっている。七尾城を中心としてみれば、城山の西裾に内堀があり、それに続いて侍屋敷・山の根地区・市町地区があり、益田川が外堀の役割を果たしているともいえる。そう考えれば、本郷市は七尾城の内堀と外堀（益田川）の中間で、いわゆる総構の内側に存在したことになる。

では戦国期本郷市の規模・機能はどのようなものであったか。天正 19 (1591) 年の毛利総国検地の一環として確定された「元祥領検地目録」(III-70)によると、「益田本郷」は田 260 町 9 段 30 部、畠 81 町 5 段大 20 歩、本郷市屋敷銭代 20 貫 469 文、今市屋敷銭代 2 貫 310 文、屋敷數市屋敷共 561 ヶ所となっている。また同時期（年次）「元祥当知行付立」（案カ）(III-77)によると、美濃郡分は 10076 石 6 斗 8 升、屋敷 3488、但守給人浦人町人百姓并明屋敷共である。この総屋敷数（百姓・町人・侍をふくむ）3488 の内 358 は「先年所々上地（毛利に収公された）仕候時、在々に居住之給人共罷退候而、御検地之時之畠地に家仕出候分也」とあるから、周辺の上地=収公された地域から益田領に引き上げてきて益田領内に新たに住むようになったものである。従ってこれを差引いた残りの 3100 余りの家数が本来の益田領に住んでいた人々ということになり、さらにそのうち本郷分が 561 所ということになる。これを石高で見ると、畠地=代方も石高に換算し、全領 11130 石のうち本郷約 1830 石（畠分は 1 貫=1 石で換算している）であるから、全領対本郷の比は家数で 3100 対 561 所、石高で 11130 石対 1830 石である。これを比率にすると本郷の占有比は家数で約 18%、石高で 16.44% となる。石高比と家数比はほぼ平行している。この地区では本郷市・今市（今市は屋敷銭で本郷市の約 1/10）の都市的住人と「城廻衆」給人の存在が特徴であるが、そのような侍・都市民の比重はそれほど大きいとはいえない。

では益田本郷の家数密度とかかわる市町住人と給人の数はどの程度のものであったのか。さきに述べたが、「益田家於石州被官中間書立」(III-81) によって見ると、益田家被官総数 620 のうち城廻衆は 245 と、断然その比重が大きい。それらの多くはおそらく「城廻」りといつても従来通り益田本郷の全体に分散居住し、城主の召集に応じて城にかけつける形をとっていたのであろう。しかし相当部分は、山上・山下に出勤したり、住居を設け長期勤務していたに相違ない。

また益田本郷市の市屋敷銭は天正 19 (1591) 年では 20 貫 469 文であり、慶長 4 (1599) 年の「益田元祥領検地目録」(III-86) では本郷市の市屋敷銭 54 貫 600 文、市屋敷 128 所であった。

この数値は見ようによつては少ないとも多いともいえよう。毛利の郡山城下は江戸時代に作成された複数の城下絵図類⁴⁾に描かれた一門家臣の屋敷数と現在に生きつづける三日市・六日市・十日市・新町などの小地名等を総合してみると、その都市空間の規模は益田をこえるものであったのは明らかであるが、益田と隔離するほどに大規模であったともいえないと思われる。

参考までに他の事例を一、二挙げてみると越後北部のはば、瀬波郡城を支配する国人領主本庄氏の「村上えうがい（要害）」とよばれる城下の町は、慶長瀬波郡にし字型の道路の両側に連続的に並ぶ町屋が描かれ、町の全体は垣根に囲まれ出入口をもつてゐるが、その部分には墨書き 252 間（軒）と記されている。

さらに本庄氏領の南に接する国人色部氏の城と城下も「瀬波郡圖」に描かれているが、山上の加護山城・山下の平林館・それにつづく宿田の一本道の街村型町屋の並ぶ光景が明瞭である。色部氏の場合、城下町機能はそこだけに限られず、むしろ北西方に接する港町岩船が港津都市として繁栄し、これが城下町機能をも担っていたと考えられるから、色部城下の都市機能は宿田地区

からのみ判断するわけにはゆかない。

もうひとつの例としてあげられるのは近年報告されている佐賀県鳥栖市所在の勝尾城の場合である⁵⁾。この城は少弐氏の守護代級被官であった有力な国人筑紫氏の本城であるが、遺構地区北西部の海拔450mほどの山上に本城遺構があり、その南側山裾に筑紫氏館跡がある。その南面を東西方向流下する河内川の両岸台地に諸氏屋敷跡・神社寺院跡が分布するが、三ヶ所にわたり河内川の谷を仕切るように、川と直角方向に空堀が設けられている。下手3番目の空堀は河内川と東北方より南流してきた安良川の合流部に設けられているが、その南側に接する地区が「新町屋敷跡」で、ここでも直線道路の両側に短冊形の地割が施されていて明瞭な城下町遺構を確認することができる。報告者は、この両側町の町屋敷数を80軒程ではないかと推定している。

このようないくつかの事例に共通するところは、従来一国規模の大名城下町ばかりが注目されてきたが、一郡規模程度の国人級地域領主も、戦国時代には少なくとも数十から200~300程度の数に及ぶ「町屋」をもつ城下町を形成していたことが確認される。戦国時代の日本社会の全体状況は、一国規模の大名の城とその城下町だけに政治権力・軍事力・都市機能が収斂せず、大名領国の中においてさえ、大名とゆるやかな主従関係を保つが、事实上独立に近い国人領主が随所に盤踞していたと考えられる。その意味で規模の小ささよりも、そうした多数の国人領城下町の旗生によって規定される権力・都市・流通構造こそ戦国時代と近世とのちがいをもっとも鋭く示す要素として重視されなくてはならない。

問題を益田城下町にもどすと、前述のように益田本郷市の慶長4年段階の市屋敷は128であった。この中には鍛冶・染・工(番匠)・塗・桶・弓細工・塗といった職人10が存在していたことも知られる。城下に侍が屋敷をもち、山上の曲輪にも礎石建物が設けられる状況のもとでは、こうした職人群の城下集化の必要性は急速に高まっていた。

それとともに注目されるのは、天正19(1581)年の本郷市屋敷銭が20貫469文であったのにくらべ慶長4(1599)年では54貫600文に急増していることである。それは益田元祥が七尾城からドリ、御上居を大改修し再度そこを本拠としたのちの時期であるが、屋敷銭がこの間に2.6~2.7倍になっているには、一戸当たりの屋敷銭額の引上げもあったかもしれないが、やはり「町人」の増加を基本要因となっている可能性が大きい。

この点と関連して注目されるのは、天正19年の場合には、益田本郷市のほか、今市屋敷銭が2貫310文、横田市地銭5貫200文、高津浦屋敷銭6貫424文、津毛市屋敷銭2貫303文など、「市屋敷」として百姓とは区別される「町人」身分の者が一定の地点に小集住地を形成している様子がうかがわれる。ところが慶長4年の検地目録では益田本郷以外に「町屋敷」の存在をうかがわせるのは飯出郷だけであって、本郷市以外の町屋敷は本郷市に収束する方向に向かいつつあったのではないかとも考えられるのである。

その点にかかわることであるが、元祥が天正11~12年に御土居を大改修してそこに移転したということは、軍事態勢や経済体制がかつての平地居館時代の関係・状態に戻ったということではない。七尾城と御土居が緊密に一体化して、本郷市の都市機能の強化がいっそう切実に求められることになったのである。具体的な動向としては、益田氏の貨幣需要は増大し、諸物資の交易も拡大して本郷市以外に居住する商人・職人や領外からの巡回商人を本郷市へ牽引する政策がさらに活発に採用されるようになったのではないだろうか。この点はどこまでも推定の範囲内であるが、今後考えてみる必要があるところである。

ただその推定にかかわって、もうひとつ今市の問題も考えておかなくてはならない。今市は天

正 19 年史料(Ⅲ-70)では「本郷市屋敷銭 20 貫 469 文 今市屋敷銭代 2 貫 310 文」と「本郷市」と区別されて記載されていた。ところが慶長 4 年史料(Ⅲ-86)では前述のように「益田本郷市屋敷 128 所 銭 54 貫 600 文」とあり、本稿ではひとまずこれをすべて「本郷市」と考え「今市」については市屋敷・屋敷銭の記載がなくなったと見て、横田市以下と同様に実際にも市屋敷として扱うべきものが消失したというふうにひとまず考えた。しかし、後者の場合は記載の形に沿ってみれば「益田本郷市」の中に合計 128 所の市屋敷があるということで、今市もその中に含まれるという見方をとることも不可能ではない⁶⁾。この解釈をとれば、天正 19 年の市屋敷銭「本郷市 20 貫 469 文 今市屋敷銭 2 貫 310 文」すなわち両者間の 8.86 : 1 の比率をいちおう同じと仮定すれば慶長 4 年の 128 所は、本郷市屋敷 119 所、今市屋敷 13 所に区分けされることになる。

今市は「船着場」の部分が益田市の文化財として指定保存されており最近の今市川拡幅河川工事に際してもとくに計画を変更して破壊から救うことになったが、その理由の一つは、船着場に接する地区的地割が直線道路の両側を短冊形に地割した典型的な市町地割であり、最近行われた部分調査でも多数の出土陶磁器片が出土し、その多くが 16 世紀のものであると判断された点にある。

その点からすると「今市」とは「本郷市」に対する「今」=「新」であることはほぼ疑いなく、おそらく 16 世紀の一一定時点で本郷市を補完する目的で、本郷市から約 1km 余り下流地点の益田川沿い(乙吉)港津問屋を中心に今市が開設されたと考えられるのである。

それが慶長 4 年段階でのように推移していたか、すなわち存続・繁栄していたか、本郷市への統合吸収方向に向かっていたかはもっとも知りたいことがらであるが、現在のところ判断を下す史料は発見されていない。

ただ林正久氏による地形復元的研究によれば⁷⁾、この今市の場所は戦国時代には益田川と高津川の合流地点に至近で、その下流は潟湖状態で海からの船も今市地区まで進入できたらしく。

他方、益田川舟運も本郷市までは通上可能であったが、海船のままでの通上は水深の浅さのため不可能で、河川用のヒラタ舟でなければ通上不可能だったらしい。その点で朝鮮貿易とも深くかかわっていた益田氏としては、今市がきわめて好条件の立地であったということになり、その開設を進めたと思われる。

その点を考慮すれば、今市は直接消費者を相手とする商工業者の集住地としての都市と見るよりは、海船による交易物資の揚陸積出港としての性格を強くもち、今市地割が船着場と密着した形をとったのもそのためであったといえるであろう。

もしこのように考えられるとすれば、益田氏が関ヶ原合戦の結果須佐に移ることになるまで、第四期の御土居を益田領 1 万石余りの領域支配の中心的拠点とした段階では、本郷市と今市とは相互補完的な関係で城下都市機能を果たしたと考えるのが妥当ではなかろうか。

5. 天正慶長期の御土居・七尾城・本郷市

以上見てきたところをふりかえりつつ、今後考えるべき点を整理すれば以下のようになるであろう。

- ① 御土居の歴史は 4 期に区分される。南北朝期、益田兼見の登場以前にも、おそらく平安～鎌倉期を通じて、御土居の歴史第一期というべき時期が存在し、それは兼見の時に連

続する可能性が大きい。その使用主が誰かは断定できないが、惣領に限らないとしても益山氏であった確率が高い。

- ② 第二期は兼見の御上居「構築」から應仁文明の乱を経て戦国前期、益山藤兼の七尾山上への本拠移転までである。この間の御上居は、石西最大の国人であり、室町將軍の直勤御家人である益田氏惣領の居館であった。

それは室町期の將軍・守護がみな平地方形居館を本拠としたのにならって⁸⁾、益田氏も平地館を居館とした。御上居の場合方形とはいはず、やや不整形であるが、これは地形的制約からくるものであって、方形平地館の原則を大きく変えるものではない。

この時期、益山荘・長野荘の荘号はなお存続するが実質的には益田氏の一円領といつてよい状態となっていた。この時期に属する永享7(1435)年段階で益田氏の主従制編成に入っていた被官数は105名で、その規模はすでに同族團的武士団とは性格を異にするところまで進んでいるが、それでも防長から石見に勢力を伸ばしていた大守護大内氏や將軍権力のパックアップなしに益山氏は、安定的自立を期待できない状態にあった。その面からも御土居と七尾城の軍事的連繋は次第に強められていたであろうが、本郷市の本格的な城下町的展開を物語るような材料はこの段階ではなお見出せない。

- ③ 藤兼が生活ぐるみ七尾城の山上に拠点を移した第三期、そこでおよそ40~50年を経て元祥が御十居を大改修して再度拠点とする第四期とは、御上居の使用形態の点では異なるにしても、両者の緊密な一体利用という面では共通性があり、本郷市の城下町的展開はこの三・四期を通じて展開したと考えられる。

藤兼の七尾城への移転後御土居がどのような役割を与えられたかは確定できないが、美濃郡の大部分にわたり1万石を越える地域を独自に支配してゆくためには、当然一定数の官僚と支配拠点が必要である。年貢等の収納は領内の要所々々に設置されている蔵に納入されたであろうが、収納事務・商人との折衝・財務管理・各種の裁判・武器兵糧の調達・備蓄などを七尾城山上で処遇することは不可能である。御土居はそのような支配機能遂行のための不可欠の拠点であったにちがいない。

また元祥が再度御土居に下りた天正12年以降七尾城の軍事的機能が低下したとはいえない。慶長以降に作成された一種のメモとしての性質をもつ「益田全鼎領知覚書」(三-89)には、元祥の下山以後も「御城山ニ被為置候者」として「益山彦左衛門・益山刑部・益田伊豆・宅野筑前・小原豊前・小原日向・大谷大炊・仁保二郎兵衛・窪田伊賀・品川次郎右衛門・糸賀右近」の名が挙げられている。一門重臣11名の部将が七尾城に配備され、軍事的緊急時にはいつでも元祥も城に入る態勢が用意されていたのである。

その点を考慮すれば、主君元祥が七尾城に居た時も、下山して御土居に居た時も、戦国期の条件下では、七尾城・御土居および本郷市・山の根空間の一体性が強く存在し、侍・商戦人の集住が推進され、「御城廻之衆」をはじめとする在郷の侍たちもこもごも參集勤務していたのである。本郷市はそうした状況・条件に規定され、そこに住む人びとと益山氏権力にとって不可欠の都市空間であったのである。

今日の中世史研究の中では、中世の早い時期から都市の形成を強調する見解もある。しかし莊園制下の支配拠点としての政所は、多数の軍事力を結集するような状況を全く欠いており、付近に定期市があるケースは少なくないにしても、定住在家が「町人」身分として市の屋敷錢を負担するような形は基本的に存在していなかった。安芸の小早川氏の拠点

沼田荘の沼田市場は、南北朝時代に既に相当数の市場在家＝町人の集住を実現していたが、これは沼田川河口に位置し、沼田荘以外の内陸部までをもふくむ空間と海上交通の結節点であって、港津都市として発展したからである。中世では一般に港津都市が早くから発展したが、莊園都市ともいるべきものは結局出現しなかった。

益田の場合も、益田川と高津川が合流する河口付近の中須地区はおそらく鎌倉時代から、港津都市的性質を帯びていたようである。しかし次第に益田氏の領域支配体制と軍事力が強化される中で、経済的・交易的拠点も本郷市・今市に集中されてゆき、中須の地位は低下していくと考えられる。中世港津都市と戦国城下都市とは、その性質において異なるものである。その点を区別することが戦国城下町研究にとってはきわめて重要である。それをふまえないかぎり、御土居の四時期がそれぞれに担う固有の役割・性格の厳密な認識は出来ないといるべきであろう。

参考文献

- 1) (I-40) の表記は、「史料集 益田兼見とその時代」の I = 第 1 卷、40= 資料番号を示す。この史料集は井上寛司によって益田家文書のうち特に重要なものを I. 兼見の時代、II. 兼堯の時代、III. 藤兼・元祥の時代に区分し、3 冊で刊行されている（益田市教育委員会刊 1994、1996、1999）。各文書に精密秀抜な解説が付されている。以下本文中同様の表記のものはこれにならう。
- 2) 広田八穂著『西石見の豪族と山城』(1985) に詳しい。
- 3) 小都 隆「中国地方の中世城館一発掘資料による編年試みー」『大塚初重先生頌寿記念考古学論集』(頌寿記念会編、2000、東京堂出版)
- 4) 吉田町歴史民俗資料館『描かれた郡山城戻一絵図にみる戦国の城と城下町』(1983)
秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(1998、吉川弘文館)。特に第 3 編第 2 章「郡山城絵図の基礎的研究」
- 5) 鳥栖市教育委員会『勝尾城下町遺跡』(1999) による。
- 6) 井上寛司氏はこの 128 を本郷市と今市の両者を併せた数字と解している。(同氏・史料集 III の 204 頁)
- 7) 林 正久「益田平野の古地理の変遷」(益田市教育委員会「中世今市船着場跡文化財調査報告書」2000)。なおこの報告書に同時に収められている永原「益田市中世史跡群の中の「今市船着場」」も参照。
- 8) 鎌倉・室町期の武家、すなわち将軍・守護や地頭・国人級の武家がなぜ本拠としての城をもたず平地館を基本としたかは大きな問題である。それはおそらく土地領有の基本形態としての莊園制は、各層領有者相互間の所職をめぐる紛争を裁判によって法的に解決する秩序を公武寺社共有していたこととかかわるであろう。その点は日本中世社会の基本的特徴にかかわる問題である。

三宅御土居の規模と歴史的位置

国立歴史民俗博物館 考古研究部 助教授
千田嘉博

| | |
|------------------------|-----|
| 1. 三宅御土居の重要性 | 101 |
| 2. 遺跡から見た三宅御土居の歴史..... | 102 |
| 3. 三宅御土居の立地 | 102 |
| 4. 囲郭施設の変遷 | 103 |
| 5. 三宅御土居の規模 | 104 |

1. 三宅御土居の重要性

益田は鎌倉来期以来、1600年（慶長5）に益田氏が須佐に移転するまでの本拠であった。その歴史は1600年以前の文書だけでも1,000点を上回るという益田家文書によって詳細にたどることができる。まとまって残された古文書群によって、益田市域のみならず中世の石見国や、大内氏・毛利氏といった大名をも考えていくことが可能で、きわめて重要な史料となっている。

しかし益田の歴史は、ただ古文書のなかにたどれるだけではない。益田市域を中心に存在するさまざまな事物や景観、大地に刻まれた遺跡からも、わたくしたちは歴史を体感することが可能である。たとえば七尾城は全長600mにも及ぶ巨大な戦国期拠点城郭であり、16世紀段階の益田氏を考えるための大きな手がかりを与えている。さらに桑羽天石勝神社や医光寺、万福寺など、市内の要所に所在する社寺はいずれも益田氏と深い関わりがあり、そのたたずまいは戦国期城下町・益田の名残を伝えている。

一般に中世のこうした遺跡や社寺は近世の城下町化によって大きな変容を余儀なくされた。だからたとえ残されても点的ななごりとして断片的に姿を留めるにすぎないことが多い。ところが益田のまちは1600年に益田氏が移転したのち、幸いに近世城下町化の洗礼を受けなかった。このため現在の益田市は、街区など都市の基本骨格のかなりの部分を中世の益田氏のまちづくりから継承している。こうして重ねられてきた歴史によって、21世紀のわたくしたちも、そここの道筋に中世をたどることができるという希有な歴史性を益田市は備えたのである。

つまり益田市にある町並み・社寺・遺跡、それらの総体としての景観に中世城下町の特質が一体のものとしてとけ込んでいて、まちの大きな特質となっているのである。そうした特質は必ずしもわかりやすく見えやすいものではない。たとえば七尾城にしても遺跡化した「跡」になっており、ただ眺めるだけでは木々茂る山並みのひとつにすぎない。

七尾城の大規模な土木工事や建物群など、城跡としての特色を顕在化してこそ、誰の目にもはつきりとわかる城跡として意識され、町の歴史を語るものとして誰からも認識されるのである。益田市にとけ込んだ戦国城下町の姿も、もとよりそうした性格のものである。遺跡の場合、最低

限、遺跡の範囲をどう顕在化するか（もちろん遺跡範囲のみを視野にした整備では不充分であることはいうまでもない）、ということが問われることになる。

しかし益田市の場合は、まちの基本構造に歴史的特質が一体化しているだけに、どうするかは直接、現在のまちづくりに関わっている。それだけに歴史性をどう受け止めるのかは、益田市民にとって大きな問題であったといわなくてはならない。英知を結集した議論を重ねることによって、益田市が「歴史を活かしたまちづくり」に踏み出した意味は、だからこそ、きわめて重要な判断であった。

そして益田川北岸に位置した三宅御上居は中世から近世初頭までの益田氏の拠点であり、また七尾城とともに戦国期益田城下町の基軸を構成した館であった。七尾城や関連諸施設とともに三宅御上居を史跡として守り、さらにその歴史性を顕在化することで、誰もがまちの歴史を体感できる場にしていくことは、歴史を活かしたまちづくりを具体化する核のひとつとして欠くことができないのである。

2. 遺跡から見た三宅御土居の歴史

三宅御上居の調査では、11世紀末にさかのほる青磁・白磁片が出土している〔本原 1998〕。出土状況は館内外の広い範囲に渡っているから骨董品的な信宝財の出土ではなく、ある施設の創建時期を示すものと考えるべきである。益田氏がここに本拠を移す折から、地域の拠点的な施設が存在したのである。いわばそうした歴史性を継承して三宅御土居も構えたと考えられる。この点、歴史を活かしたまちづくりの歴史も中世にさかのほるといえよう。

館から出土した遺物は14世紀以降に急増しており、益田家文書の示すように14世紀後半には益田兼見が規模を整えたことが推測される。この14世紀後半から16世紀第1四半期までが三宅御上居が益田氏の政治活動や日常生活・文化活動の拠点として機能した第1の段階と考えられる。それに次いだ16世紀第2四半期頃から1582年（天正10）にかけては、発掘の成果からも判明したように七尾城にこうした拠点機能が移動した時期であった〔千田 1998〕。

そして1583年（天正11）から1600年（慶長5）にかけた時期は、今日、直接遺跡としてみることができる城郭化した大規模な三宅御上居を整備した段階である。ふたたび三宅御土居が日常の拠点としての機能を取り戻した第2の段階ということができる。第2段階の御上居は、南北面は自然流路によって防御し、東西面は高さ5mの土塁と幅6m、高さ2~4mの箱堀をめぐらして防御したことが調査によって判明した。さらに南・西面では、土塁と堀、あるいは河川との間に帯曲輪があって、単純な館としての構造ではなく、複雑化した城郭構造を備えたことがわかつってきた。

3. 三宅御土居の立地

益田氏の拠点がどこにあったかという観点から考えると、最初に三宅御上居が拠点機能を發揮した段階、七尾城に移転した戦国期拠点城郭の時代、三宅御上居がふたたび拠点機能を発揮した最終段階という、3つの段階に区分することができる。三宅御土居の場所には先にふれたように益田氏が拠点を移す前から中核的な施設があったと考えられ、重要な場所であったと考えられる。

その重要性は河川との関係を抜きにして考えることはできないであろう。益田氏自身も大内氏・陶氏との関わりを通じて室町期以降に朝鮮半島を始め他地域との交流・交易を積極的に推進しており、海洋領主的性格を強くもったことが指摘されている [岸田 1993]。益田川、さらには中世今市を通じて日本海と直結した三宅御土居は、上地支配だけでなく日本海をも視野に入れた益田氏の拠点としてまことにふさわしい。

同じく鎌倉・室町期に本州島北端の地では、北の海の領主として安藤氏が活躍した。安藤氏は大規模な港湾都市十三湊を建設し、十三湊は港と十三湖を介して津軽平野の水運網に直結した砂州の上にあった。館は十三港の中心に構えており、やはり海洋領主としての性格を如実に現している [千田 2000a]。

益田市では三宅御土居など市街地内に存在する遺跡などばかりでなく、益田川を下った中世今市船着場跡など歴史性に即した的確な調査・整備計画を進めており、青森県の十三湊遺跡などとともに中世海運の実像を考える場として、益田市の重要性は今後より鮮明になってくるに違いない。

4. 囲郭施設の変遷

鎌倉末期から始まると考えられる益田氏の三宅御土居の構築であるが、地表面観察でうかがうことのできない成立期の館の様相がどのようなものであったのかは、今後の発掘調査の進展によって具体的に明らかにされていくだろう。しかしありあえずここで指摘しておきたいのは、館の成立と同時に土塁や堀をめぐらすといった一般に思い浮かべる典型的な館の姿ができあがったわけではないということである。

鎌倉期の館の調査例である福岡県の柏原 K 遺跡では、一辺 100m を越える範囲を溝で囲い込んだが、内部のはほとんどを空地が占めた [山崎ほか 1987]。空地の具体的な使用方法は判明していないが畑や馬場とも推測される。内部空間の問題をひとまず置くとしても、この調査事例は館の成立と同時に厳重な囲郭が伴ったわけではないことを示唆する。

14 世紀代になると丘や丘陵先端に位置した館城も出現し、たとえば大分県の瀬戸遺跡・帆足城のように、堀ではなく切岸（人工急斜面）を曲輪の周囲にめぐらすことで防御しようとしたものが出現していく [千田 2000b、染矢和恵ほか 2000]。平地で堀と土塁をめぐらした館が成立していくのは大阪府の日置莊遺跡 [中村ほか 1995]、埼玉県の阿保境館 [平田ほか 1981] のように 14 世紀代になってからであった。

しかしそれ以降の城館が必ずしもすべて高い防御性を發揮する施設を備えたわけではなかった。たとえば室町期の守護所の典型例としてよく知られ、調査と整備が進む山口市の大内氏館では、15 世紀半ばから本格的な館の造営が始まったが、初期段階の守護所は幅 1.5m から 1.8m の溝で区画し、その内側に掘立の塀をめぐらしたことが判明している [古賀 1999]。当然この時期には軍事的な比重の高い山城を臨時的な施設ながら多く構築していた時代であり、防御施設そのものが未発達であったわけではない。

だから守護所が厳重な防御を伴う必要性がなかったからと考えることができ、日常の館と臨時・戦時の山城という使い分けが館と山城構造の戦国期との大きな違いの理由といえる。この点、三宅御土居の発掘で、主郭周辺に帯曲輪が成立する以前に、幅 1.5m 程度の溝をめぐらしており、

それが初期の館の区画施設であったことが推測できたことは、改めて大きな成果と位置づけなくてはならない。

三宅御上居も当初から大きな土塁、幅の広い堀をめぐらしたのではなく、簡便な区画溝と段差・堀で区画した時期が長くつづいたものと分析できる。それは決して益田氏が防備をおろそかにしたからではなく、当時の一般的な館のあり方にならったものと評価される。遺跡に即して簡便な区画から土塁と堀へ、という変化を具体的にたどることができたことも重要な成果である。

多くの城館の場合、大規模な堀を掘削することで、前段階の簡易な区画施設は痕跡を失い、初期段階の様相がつかめないからである。将来の三宅御上居の整備では何らかのかたちでこうした館の変遷についても顕在化できれば、多くの市民が歴史の重なりを、より一層身近に実感することができるだろう。

5. 三宅御土居の規模

三宅御土居は最終的に東西 200m × 南北 100m 程度の巨大な館城となっていた。どの段階からこうした規模になったのかは、今後の調査で注意深く検討していく必要があるが、中世を通じて最大規模の館のひとつであることは間違いないであろう。先に事例としてあげた山口市の大内氏館は最大時で 140m × 160m 程度であった。大内氏館の場合は、周囲にさらに別区画の館群が伴ったと考えられ、そうした区画をどう評価するかという問題は残るが、館本体の大きさという点では、三宅御土居の歴史的位置を推測する手がかりとなる。

室町期の京都における武士の館には厳密な規格の区分があり、もっとも上位の三管領クラスで約 100m 四方、四職・奉公衆上位で約 50m 四方の規模であった。こうした基準をもとに考えると、室町・戦国期に各地の武士が築いた館は、洛中の館をはるかに上回る規模で築いていたことが分かる。

こうした地方における館規模の大きさをどのように解釈するかは、大きな課題である。守護大名の館では最大規模で一辺 200m に建したものが知られており、単純に主殿や会所・常御殿、空地や庭園といった諸施設を配分するには巨大な面積を内包した。しかし残念ながら今のところ大きな守護館の全貌を発掘で明らかにした事例はなく、内部構造には不明な点が多い。

逆に戦国期の館ではたとえば福井県朝倉館が最終段階で一辺 90m 程度で、発掘の結果では成立当初の朝倉館はさらに規模が小さかったことが判明している。朝倉館以外でも東海から九州北部にかけた戦国期大名の館の規模は、室町期の守護館と比べて小さい。

近年の調査では、たとえば愛知県の小牧城では小牧山南東山麓の信長館（一辺 100m 程度）の周囲に堀で区画した多数の屋敷があったことが判明した。わたくしは、これらの屋敷群を馬まわり衆など直属家臣と評価する。また愛媛県の湯築城山麓の河野氏と考えられる大きな館の前に連なった小規模屋敷群も同様の直属家臣の屋敷と評価できる。

こうした戦国期の館とその周辺の様相を資料として考えると、室町期の守護所など大規模館には、直属家臣の屋敷、直属の職人などの住居と工房などを内包しており、それが戦国期に館から外へ出ることによって、館そのものはスリム化したと考えられる。日を転じて、戦国期になっても城郭自体が巨大さを維持し、あるいはさらに大規模化した東北北部と南九州では、たとえば中心部の全数が明らかになった青森県の根城本丸例では、内部に職人の工房を内包したことを確認

しており、これを中世前期以来の伝統を受け継いだものと位置づければ、館が内包した諸要素を分離していった列島の中央部に対して、諸要素を内包していくかたちで戦国期城郭を発展させた列島の南と北という俯瞰が可能になる。このことは家臣をはじめとした社会編成の違いに根ざしており、地域ごとの社会の特性を城郭構造にはっきりと読みとることができる。ある。

日本列島の中世の城館を俯瞰していくと、三宅御土居の規模や内部構造がどの時点で変化し、最終的な姿になったのかということを発掘によって解明することができる、ひじょうに重要な意味をもっているといえる。

最終段階の三宅御上居は、南北の上屋を欠いた。発掘調査によると、上屋をもたなかった三宅御土居北側屋線は、防御に適したとは思えない階段状の整形を施していた。こうした屋線構造は類がなく、きわめて特異なものとしなければならない。三宅御上居の立地と合わせて考えるならば、館は直接河川に向しており、館が荷揚げなどの物資の流通をコントロールする場として機能したと考えるべきである。

最終段階においてもこうした日本海交易を視野に入れた構造であったことが、現在分かる三宅御土居の大規模さを解く鍵なのではないだろうか。三宅御上居を大きく改修した天正11年頃から慶長期にかけて全国的にも流通網の改変と再構築が進んでおり、先稿でも指摘したように、各地の城下町が直接港湾を把握する立地に移転していた〔千田1998〕。

益田氏はそうした全国的な展開を受けて、室町・戦国期の海洋領主的性格を織豊期にふさわしい舞台に発展させようとしたときに、戦国期拠点城郭としての七尾城ではなく、益田川などを通じて日本海に直結した三宅御上居を改めて修築し、拠点を移転する必然性があったのであろう。

このように考えると、三宅御土居の立地と構造に裏打ちされた特色は、第1の段階と最終段階の両時期を通じて一貫しており、益山氏の領主としての歴史的性格と地域の歴史を鮮やかに反映した遺跡であることが分かる。初期段階から最終段階までのプランや囲郭の変遷を具体的に跡づけられる点、三宅御土居→七尾城→三宅御土居という中世のダイナミックな政治拠点の移転を完全なかたちで確認できる点、さらには明らかになってきた三宅御土居の遺構が築城主体と地域の歴史性とまさに合致する点など、三宅御上居の歴史的重要性は一層明らかになったというべきである。

今後も益田家文書・益田氏関連遺跡群・絵図地図資料を総合化した新しい研究方法を推進し、まちづくりとして段階的な景観整備事業を実際に進展させる中で、三宅御上居は歴史的重要性に加えて、現代の益山にくらす人びとにとってかけがえのない空間になっていくであろう。道のりは平坦ではないが、そうした努力が力強くつなげられていくことを期待したい。

引用参照文献

- 岸山裕之 1993 「石見益田氏の海洋領主的性格」『芸備地方史研究』第185号。
- 木原 光 1998 『七尾城跡・三宅御土居跡』益田市教育委員会。
- 古賀信幸 2000 『防州山口における城・館・寺』『都市の求心力』中世都市研究会、新人物往来社。
- 千田嘉博 1993 「七尾城・三宅御土居の構造」『七尾城跡・三宅御土居跡』益田市教育委員会。
- 2000a 「安藤氏の繁栄と滅亡」『ものがたり日本列島に生きた人たち』岩波書店。

- 2000b 「織豊系城郭の構造」 東京大学出版会。
- 染矢和徳ほか 2000 「瀬戸古墳群・瀬戸遺跡・帆足城跡」 大分県教育委員会。
- 中村淳穂ほか 1995 「日置荘遺跡」 大阪文化財センター。
- 平田重之ほか 1981 「皂樹原・檜下遺跡Ⅰ」 皂樹原・檜下遺跡調査会。
- 山崎純男ほか 1987 「柏原遺跡群Ⅲ」 福岡市教育委員会。

益田三宅御土居跡出土遺物の組成—陶磁器を中心にして—

広島県立美術館 学芸課長
村上 勇

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 遺物の組成と特徴..... | 107 |
| 2. 課題へのアプローチ..... | 108 |
| (1) 遺跡の開始と終末の時期について..... | 108 |
| (2) 本拠の益田七尾城への移動について..... | 108 |
| (3) 注意される資料..... | 108 |

この小文では、まず、平成8年度から平成10年度の調査で出土した陶磁器を中心とした遺物の組成一覧を提示する。次に、表から読み取れる特徴的な傾向を述べ、併せて、関連遺跡の近年の成果と対比し、指摘できる1、2の事項に触れて見たい。

1. 遺物の組成と特徴

出土陶磁の組成を考えるために、最後に3頁にわたり分類表を掲げておいた。遺物はそのほとんどがやきものである。瓦や鉄釘・鉄滓などの金属関係遺物の量は全体的な考察に影響するほどの数量でない。

調査範囲から出土した陶磁器の総計は破片数で11,061点である。土師質の皿・碗・鉢などが9,756点で全体の88.2%を占め、以下、瓦質の鍋・甕などが360点で3.3%、青磁の碗・皿が340点で3.1%、白磁の碗・皿が212点で1.9%、青花の碗・皿が43点で0.4%、壺類で中国製品と考えられるものが60点で0.5%、朝鮮半島の製品が22点で0.2%、壺・甕・擂鉢などの備前焼が83点で0.8%、甕類が中心の常滑系が17点で0.2%、鉢を中心とした東播系が33点で0.3%、その他、古瀬戸や焼締陶器や中国南部から東南アジア地域で焼成されたと考えられる陶器や天目などが135点で1.2%であった。

これは、調査面積の割に、遺物の占める量が全体の97.3%と最も多かったⅢ区の傾向と一致するものである。ちなみに、Ⅲ区の割合は、土師質土器が9,597点で89.1%、瓦質土器が321点で3.0%、青磁が306点で2.8%、白磁が198点で1.8%、青花が40点で0.4%、中国系陶器が57点で0.5%、朝鮮半島製が16点で0.1%、備前が72点で0.7%、常滑系が16点で0.1%、東播系が27点で0.3%である。

館の中心部の一部に相当するⅢ区の遺物の比率も、実は、II R3a調査区の土師質土器皿（かわらけ）に大きく影響されている。Ⅲ区全体の27.8%、約三分の一をこの調査区から出土した土師質土器の皿が占めているからである。それでは他の地点、館の南側の帯曲輪と北側の堀部分（Ⅱ区）の実態はどのようなものであったか。表（3）にそれぞれの地点の総数の欄を設けているので紹介する。

南側の帯曲輪からの遺物が全体に占める割合は1.0%と少なく、全体で107点である。土師質土器は58点で54.2%、瓦質土器は17点で15.9%、中国製では青磁が12点で11.2%、白磁は5点で4.7%、青花は2点で1.9%、朝鮮半島製が6点で5.6%、備前が3点で2.8%、その他が4点で3.7%であった。

北側の堀部分に相当するⅡ区からは151点の陶磁片が出上り、全体に占める割合は1.4%であった。土師質土器は84点で55.6%、瓦質土器は17点で11.3%、青磁は17点で11.3%、白磁は9点で6.0%、青花は1点で0.7%、中国製陶器は3点で2.0%、備前が5点で3.3%、常滑系が1点で0.7%、東播系が6点で4.0%、天目2点を含め、その他の陶器が6点で4.0%であった。

以上、帯曲輪と堀という館の中心部を挟む地点で見ると、それぞれ土師質土器の割合は54.2%と55.6%で、両地点で相似した数字が得られたといえよう。

なお、土師質土器の占める割合の高いⅢ区においても、南半の少し規模の大きい建物（SB303）が想定される地点が特に遺物の量も多く、12bと13aラインを境にして遺構の上部構造に性格的な大きな相違があつことが十分に考えられる。すなわち98.2%を土師質土器皿が占めたII R3bの周間に、「かわらけ」とよばれる皿を大量に消費する必要のあった公的空間を持った建物があったことを出土遺物は語っている。Ⅲ区の在り様は、益田七尾城本丸南端部分の土師質土器92.9%の比率に限りなく近い（注1）。今回の調査と出

上遺物の分析から得られたこの結果は、館としての三宅御土居跡遺跡を考える上で大きな手懸かりになるものといえる。

2. 課題へのアプローチ

調査からは、上記の他、益田氏関連遺跡群全体の理解にとって興味深い1、2の点が指摘できる。

(1) 遺跡の開始と終末の時期について

遺跡の成立時期の確かな手懸かりについては、なお判然としないが、この点に触れた井上寛司氏の考察が参考になる（注2）。今回の調査でも、白磁盤IV類V類や白磁皿VI類が全体的に一定の数量出土したことから、この遺跡の起源を12世紀代に求めるに間違いはないようと考えられる。

また、終末期の様相に関連しては、次のような点が明らかになった。調査では青花（染付）の出土数が少なく、またその大部分は碗C群と皿B1群であった。概ね16世紀の半ば位までに盛行するタイプであり、これによる限り、遺跡の下限は16世紀中頃と見て大過ないよう思える。天文10（1582）年、毛利支配による地域の安定化により、城から再び本拠を三宅御土居に移したことが文献から指摘されているが、調査からは、この時期の様相の見える資料は皆無の状態であったことが注意される。

(2) 本拠の益田七尾城への移動について

これとは逆に、天文20（1551）年の陶氏によるクーデター決行と滅亡による危機に対応した、益田藤兼の七尾城への本拠の移動に関しては、今回極めて良好な資料が得られた。既に実施された、益田七尾城跡調査の遺物と比較すると、次のようなことが指摘できる。

城の本丸南端部分の主要な建物部分では、中国陶磁は全体の4.1%で、内訳は、青磁の碗・皿・壺が0.3%、白磁は皿が主体で1.5%、青花（染付）は碗が主体で2.1%を占めた。この遺跡のⅢ区では、全体の約5.0%を中国陶磁が占め、青磁は碗が主体で2.8%、白磁は碗・皿で1.8%、青花は碗・皿で0.4%であった。中国陶磁の在り様がガラッと変わっているのがわかる。Ⅲ区の青花は記述のとおり概ね16世紀の半ば位までに盛行するタイプであり、これ以降の確たる資料に恵まれない。この段階では青磁が優先された中世的な様子が館を支配していたことが窺える。これとは対照的に、城の本丸部分では、16世紀後半に支配的な青花が主流である。益田氏と深い関係にあった安芸の吉川元春館の調査では、陶磁器全体の内、16世紀の第4四半期の遺物を中心に青花が52.9%を占めていた（注3）。七尾城の場合も、青花が陶磁器だけに占める割合を出すと46.0%になる。極めて近い組成を示している。城はこのように16世紀後半を中心とした様相を見せており、これらの点を勘案すると、16世紀の中頃、館から城に全面的に本拠を移したことが推察される。

(3) 注意される資料

最後に、注目される陶磁器を指摘しておきたい。1つは、木組み井戸跡（SE302）と周辺から出土した陶器壺である。タイの製品という指摘と共に、中国南部のものという説があり結論は出ていない。胎土は鉄分は少なく、白い粒混じりで灰色を呈す。表面は白泥のような薬灰釉が流下し、内面には伊羅保釉がかかる。これまで中国地域の遺跡から、ペトナム製の皿やタイ製の陶器壺の出土が報告されている。近年長崎県対馬の遺跡から東南アジア産の陶磁器の出土の報告が相次いでおり、益田氏は中世交易の要衝と考えられる山口県萩市沖の見島を領有していたことから、これらの遺物は特に注意される。他の1つは、地元で生産されたと考えられる焼締陶器である。鉢形で堅継な焼成で、胎土は黒く炭化して素が入ったように見え、口縁は玉縁状、内面は細かい刷毛目が施される。また、瓦質捕鉢には備前焼を模倣したと考えられる資料があり、中世今市船着場跡（益田今市市町地割地区遺跡）に同種資料が確認される。他にも焼締片口鉢や瓦質火鉢などに地元産品として検討する余地があるものがある。なお、閑ヶ原後に益田氏が移動した須佐には須佐唐津焼の窯があり、こうした製品を、国人領主が統括する地域で生産する観点を有したことによる歴史的な意義を見いだしたい。

なお、遺物の詳細については本報告書で論述される予定である。

（注1）村上勇「益田七尾城跡出土遺物の組成—陶磁器を中心にして」『七尾城跡・三宅御土居跡』益田市教育委員会 1998。

（注2）井上寛司「文献から見た中世益田氏と益田氏関係遺跡」同上。

（注3）『吉川元春館跡第1次発掘調査概要』、『吉川元春館跡第2次発掘調査概要』広島県教育委員会 1994、1995。

益田三宅御土居跡出土陶磁器分類表—(1)

| 地点・内容 | 子類 | 十類 | 百類 | 千類 | 万葉上器 | 萬 | 青器 | 白器 | 磁 | 白化 | 黑 | 中西系 | 明鉄 | 柳前 | 常番 | 束縛 | その他陶磁器 | 陶磁器 合計 | その他 |
|-----------------|-------|----|----|----|------|---|----|----|---|----|---|-----|----|----|----|----|--------|------------|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ区 1.0 L 1 a | 7 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 9 | |
| Ⅲ区 1.0 R 1 a | 77 | 1 | | | | 1 | | | 1 | | 2 | | | | | | | 84 | |
| Ⅲ区 1.0 R 1 b | 9 | | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | | | — | |
| Ⅲ区 1.0 R 2 a | 26 | 2 | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | 30 | |
| Ⅲ区 1.0 R 2 b | 347 | 7 | 12 | 5 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | 378 | 土瓶人形 1 磁器 3 A.2 |
| Ⅲ区 1.0 R 3 b | 207 | 4 | 4 | 6 | | 1 | 2 | | 2 | | 2 | | | | | | | 254 | K.1 |
| Ⅲ区 1.0 R 4 b | 153 | 4 | 11 | 1 | 2 | | | | 2 | | 1 | | | | | | | 175 | 磁製品 1 土瓶 |
| Ⅲ区 1.1 L 1 a | 73 | 1 | 6 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | | | | 95 | 磁石 1 磁器 2 鋼刀 1 鐵狀珠金具片 1 |
| Ⅲ区 1.1 L 1 b | 179 | 1 | 9 | 5 | | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | | | | | | | 208 | 鐵津 15 小口 1 羽口 13 白磁水注 1 |
| Ⅲ区 1.1 R 1 a | 216 | 1 | 11 | 4 | 2 | 2 | 3 | 6 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | | | | | 271 | 鐵軒 1 鐵器 12 鐵劍 2 五 2 鐵 1 |
| Ⅲ区 1.1 R 1 b | 94 | 4 | 5 | — | — | 1 | 4 | — | 1 | 1 | — | | | | | | | 118 | 瓦刀 1 鐵器 15 金漆盒 12 |
| Ⅲ区 1.1 R 2 a | 80 | 3 | 6 | | | | 1 | 1 | — | — | 2 | | | | | | | 93 | 打油 1 瓦 3 鐵器片 8 |
| Ⅲ区 1.1 R 2 b | 89 | 1 | 6 | 17 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 3 | 2 | | | | | | | 134 | 金屬製品 1 |
| Ⅲ区 1.1 R 3 a | 73 | 2 | 11 | 8 | 4 | | | 1 | 1 | — | — | | | | | | | 103 | 鐵 1 土瓶 1 金漆製品 7 2 |
| Ⅲ区 1.1 R 3 b | 2,988 | 6 | 23 | 4 | | | | 6 | 4 | | | | | | | | | 3,043 | 清石鍋 4 鐵軒 6 金風鑄 6 磁石 1 鐵 1 鐵器 2 土瓶 1 瓦 13 石英 17 砂 3 |
| Ⅲ区 1.1 R 4 a | 175 | 7 | 6 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | | | | 206 | 清石片 1 鐵斧 1 | |
| Ⅲ区 1.1 R 4 b | 249 | 3 | 9 | 2 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | — | 2 | 1 | 1 | | | | 282 | 土瓶 1 角刀 2 | |
| Ⅲ区 1.2 L 1 a | 22 | 3 | 3 | 4 | | | | 1 | 3 | — | 1 | 1 | | | | | 42 | 鐵津 1 瓦 6 | |
| Ⅲ区 1.2 L 1 b | 38 | 3 | 3 | 2 | | | | 2 | 2 | | | | | | | | 51 | | |

益田三宅御土居跡出土陶磁器分類表一(2)

| 施内・外 部 | 上部構造 部 | 瓦質・土器 部 | 瓦質・土器 部 | 各部位 | 背板 部 | 口沿 部 | (中空部) | 柄部 | 縁部 | 常滑 | 南滑 | その他の施組器 | 陶磁器 合計 | その他 | | |
|-----------------|-----------|------------|------------|-----|---------|---------|-------|----|----|----|----|---------|---|--------|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四区 1.2 R 1 a | 113 | 14 | 42 | 12 | 5 | 2 | 4 | 9 | 1 | 2 | 3 | 5 | — | 225 | T.10 陶軽量5 陶保1 陶保1 | |
| 四区 1.2 R 1 b | 16 | 1 | 4 | 13 | 1 | 1 | 4 | — | — | — | — | — | 44 陶打2 小柄1 磨削1 十槽1 T.1 | — | — | |
| 四区 1.2 R 2 a | 39 | 12 | 26 | 17 | 3 | 7 | 3 | 1 | 3 | — | — | 2 | 東南亞陶器5 合子2 陶器4 他朝2 梅形2 陶器2 他朝2 不明素土器1 | 484 | 陶打6 陶削1 十槽4 陶1 他朝2 梅形2 陶器2 不明素土器1 | |
| 四区 1.2 R 2 b | 15 | 1 | — | 3 | — | 1 | 1 | — | — | — | — | 1 | — | 26 陶打1 | — | — |
| 四区 1.2 R 3 a | 106 | 4 | 16 | 5 | — | 3 | 2 | 3 | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 陶燒1 陶斜1 | 155 | 陶打1 陶削3 | |
| 四区 1.2 R 3 b | 340 | 14 | 13 | 14 | 2 | 1 | 6 | 7 | 1 | 3 | 1 | 4 | 5 | 421 | 陶打43 陶2 他朝等5 | |
| 四区 1.2 R 4 a | 254 | 11 | 16 | 11 | 2 | 7 | 10 | — | — | 3 | — | — | 1 柳口灰1 梅形1 陶器2 他朝1 | 318 | 青石燒1 陶1 陶質2 外打1 — | |
| 四区 1.2 R 4 b | 16 | 2 | 3 | 2 | — | 2 | 5 | — | — | — | — | — | — | — | 132 青石燒1 陶2 竹出1 — | |
| 四区 1.2 R 5 b | 5 | 2 | 2 | 3 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 15 金屬製品片1 | |
| 四区 1.3 L 1 a | 11 | 1 | — | 5 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 L 1 b | 3 | — | — | 1 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 R 1 a | 12 | 2 | 3 | 2 | 1 | — | 1 | 2 | — | — | 1 | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 R 2 a | 18 | 1 | 2 | 9 | — | 1 | 1 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 R 2 b | 1 | 6 | 1 | — | 2 | — | — | 3 | — | — | — | 3 | 不明陶器1 陶器1 他朝變(他元燒)1 | 47 | 瓦3 陶削1 陶打1 不明器器、か生じ灰1 — | |
| 四区 1.3 R 3 a | 6 | 4 | 3 | — | 2 | — | — | 2 | 10 | — | 4 | — | — | — | 43 陶音響の著者状品 陶打3 十槽1 | |
| 四区 1.3 R 3 b | 12 | 3 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 R 4 a | 12 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.3 R 4 b | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 四区 1.4 L 1 a | 2 | — | — | 1 | — | 2 | — | 1 | — | — | — | 1 | — | — | — | |

青白磁水注1 陶織物10 直2
有字落款14 ふいごの取口1 売1 石器(サスカウト)

益田三宅御土居跡出土陶磁器分類表一(3)

その結果、調査グリッドの内、出席数が構端に少ないものは会員へ贈っていないものがある。

益田市における歴史を活かしたまちづくり計画

東京大学名誉教授
新谷洋二

| | |
|---|-----|
| 1. 文化財を活かした都市計画の経緯と現状..... | 112 |
| (1) 歴史的地区の街づくりの考え方の変遷..... | 112 |
| (2) 歴史的な文化遺産の改廃問題と私の係わり合い..... | 113 |
| (3) 歴史的地区における保存と開発の競合問題と私の係わり合い | 113 |
| a) 萩城跡の歴史的地区と都市計画道路の調和 | 114 |
| b) 歴史的景観を考えた城下町竹築のまちづくり | 115 |
| c) 日光杉並木街道の保存管理のための道路計画・都市計画..... | 116 |
| d) 世界文化遺産「姫路城」の周辺地域のみちづくり・まちづくり..... | 118 |
| 2. 都市計画側から見た王室御土居跡における街路事業と文化財保護との調整の意義と今後の課題 | 118 |
| (1) 問題の発端 | 118 |
| (2) 新しい計画の提案..... | 119 |
| (3) 晩音寺付近の新たな課題と対応策 | 121 |
| (4) 今後の課題 | 121 |
| 3. 終りに当って | 122 |

1. 文化財を活かした都市計画の経緯と現状

(1) 歴史的地区の街づくりの考え方の変遷

我が国の都市には城下町、門前町、宿場町などに由来するものが多い。これらの町は明治維新以降の近代化に伴う都市改造や、震災・戦災により、既成市街地の形態はかなり変化してきているが、都市によっては、大小様々あるとはいえ、まだ歴史的な市街地の構造や形態を留めている例は多く見られる。

昭和 50 年頃までに行われた道路の計画では、一般的に見て計画立案時に歴史的文化遺産や景観については殆ど考慮されなかった。そのため、その建設に当って保存か開発かを巡って紛糾したが、結局歴史的文化遺産や景観を破壊して開発されたものが多かった。こういった中で、昭和 40 年代になると、全国各地で都市内に残された歴史的町並みの保存運動が次々と起こり、保存条例の制定が相次いだ。さらに、昭和 50 年には文化財保護法と都市計画法の改正により、「伝統的建造物群保存地区」が法制度化された。

また、昭和 57 年には、歴史的な環境を残す地区において歴史的町並みの保全と交通環境の改善、歴史的な道筋の再整備を一連的に進める都市計画事業制度として、建設省都市局街路課所管の「歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）」が創設された。これにより、歴史的地区に対して、歴史的環境を重視した考えの整備を行うだけでなく、都市計画道路の建設に関連して文化財や歴史的文化遺産との間で競合問題が生じた地区において調査して、計画の見直しを行った上で建設を行うものに適用されるようになった¹⁾。なおこの事業制度は、平成 8 年度より「身近な街づくり支援街路事業」の「歴みち事業」と

なり、幅広い形で実施されている。

(2)歴史的な文化遺産の改廃問題と私の係わり合い

近年になって歴史的な文化遺産と係わる種々の問題に、私自身が直接関与し出したのは、昭和50年代半ば頃、橋の改廃を巡る問題からであった。

最初に私が係わった代表的な課題としては、昭和57年の長崎水害後の防災都市構想策定時における中島川の拡幅と長崎眼鏡橋（国の重要文化財）を初めとする石橋群の現地保存との競合問題の検討²⁾や、昭和57～平成元年にわたる東京の四谷見附橋の架替えに際して在来橋の取扱いを巡る検討^{2) 3) 4)}などが挙げられる。当時にあっては、今日と比べて、大半の建設関係者の考え方は効率・安全を重視する余り、歴史的な文化遺産の保存ということに対しては極めて消極的な見解であった。

長崎の場合、当初の原案は周辺住民の安全を重視して、中島川の拡幅改修を行うため、眼鏡橋を河岸に移設しようというものであった。その際、参考にされたのが、昭和32年の諫早水害の結果、本明川の拡幅改修のため、諫早眼鏡橋（1939年架設）を川沿いの諫早公園に移設させた例であった（諫早眼鏡橋は昭和32年、公共の石橋では初めて国の重要文化財に指定された）。しかし、現地保存していく意義を重視して、別の方策を努力して摸索していくことを主張し、多くの論議と検討の結果、中島川の洪水流量を削減できるよう、その上流で水道貯水池として使われ、使命を終えようとしている本河内高部ダムを治水ダム化して活用し、さらに中島川の眼鏡橋付近に放水路を併設することにより現河川を拡幅しないで、眼鏡橋を現地保存することに決定した。しかし、落橋した他の石橋の多くは石橋で再建されたが、中島川の拡幅と、河川構造令に基づく河積阻害率の確保のため、橋長が長い太鼓橋の形を採った結果、従来と異なり、急な階段が付き、歩行者の通行上不便なものとなっている。

また既に決められた四谷見附橋の架替えについては、旧橋のイメージ保存を考慮した新橋の架設を提案して、四谷のランドマーク⁵⁾としての意義を保つように配慮した。その一方、委員会での論議や新聞⁵⁾、本⁴⁾、シンポジウム⁶⁾などの広報活動等や行政関係者への働き掛けを通じて、四谷見附橋の土木史的意義を説いた。現在ならば国の重要文化財候補であった。折しも、国や自治体の考え方方が歴史的な土木文化遺産や都市景観、アメニティ^{b)}等を重視する方向に変わってきたことにより、在来の橋を取り壊す寸前に、多摩ニュータウンへ移設保存されることが決まり、その主要部分は丁寧に解体され、平成5年に移設復元されて、長沼見附橋と名付けられ、1等橋として再利用されている。

このように上木文化遺産の取り扱いを巡る問題は、各地で次々と発生したが、それに対する論議と解決策の検討の中で、私たちが努力してきた土木学会上木史研究委員会の地道な研究調査活動もあって、ここ10数年の間に次第に土木文化遺産に対する認識が高まってきた。平成5年に群馬県碓氷峠の煉瓦造り鉄道アーチ橋群と秋田県の藤倉水源地水道施設が土木の近代化遺産として初めて国の重要文化財に指定され、平成8年には文化財保護法の建造物の指定基準の中で、土木構造物が国宝及び重要文化財の対象として明示されるに至った⁷⁾。それらの取り扱い方が変化してくるとともに、土木事業の中でも積極的に歴史的な文化遺産の保全のために工夫する努力が見られるようになってきた。

(3)歴史的地区における保存と開発の競合問題と私の係わり合い

昭和50年代末の頃から、歴史的な文化遺産や歴史的な町並みと都市計画道路事業との競合問題が各地で発生した。私が最初に係わったのは、山口県萩市であった。以来、数多くの地区に関与した。昭和から平成初期の時代では、都市計画道路の工事が一方的に実施され始めた段階で、文化遺産との競合問題が顕在化して、その賛否を巡って市民の論議が激化した状態に至ったものが多くあった。このために、工事を凍結して、建設と文化財関係者、さらには住民を交えて調査検討委員会を作り、調査の上、検討して、計画の見直しを行わなければならなくなつたものが比較的多かった。またその解決策もケースバイケースで、多岐に亘るため、いずれも論議や発掘調査に時間を要し、かつ計画を定めて実施するにもか

なりの年月を要するため、その殆どが、難航して、長年月に亘って作業している。しかし、最近では、歴史的な文化遺産を尊重すべきであるという問題意識が徐々に普及してくるとともに、従来は不可能と考えられた解決策が、色々な先例を我々が作り出しきれどお陰で可能になってきたため、問題がこじれる以前に検討されるようになってきた。

以下に、その問題と解決の主な例を簡単に紹介する^{1) 8)}。

a) 萩城跡の歴史的地区と都市計画道路の調和^{9) 10) 11)}

私が最初に係わったのは萩市で、昭和 60 年のことであった。萩市堀内地区の都市計画道路の検討のために、昭和 58 年度に建設省の補助による「歴史的地区環境整備街路事業調査」(以下、「歴みち事業調査」と略す)が行われた。この作業を行ったあるコンサルタントが、その計画案の中で、堀内地区にある幾つかの幅員 6m 未満の地区道路を道路構造令に合うように 6m に拡幅するため、土堀や石垣を少し後退移設することを提案した。この提案に対して、この歴史的な地区を重要伝統的建造物群保存地区(以下、重要伝建地区と略す)に指定していた文化庁が怒り、建設省都市局街路課に対して抗議した。建設省の担当者も確かに問題だと感じたため、昭和 60 年 12 月に文化庁と建設省都市局との間で協議のための懇談会が学識経験者を交えて開催された。その際、私が座長を務め、この問題を再検討するとともに、全国でのあり方についても検討した。その結果、その年度に堀内地区で実施されていた文化庁の「重要伝建地区調査」に対応して、新たに別のコンサルタントを登用して、懇談会の指導の下に、「歴みち事業調査」をやり直されることになった。

こういった状況の中で、都市計画道路今魚店金谷線の整備計画を含む東外堀周辺地区的整備と歴史的環境を尊重した地区内道路網の整備計画を再検討することとなった。基本方針としては、都市計画道路の交通幹線網は従来通り堀内地区を外側から囲むようにし、地区内では土堀や町割りを尊重して、現道は一部を除いて拡幅することなく、そのまま使うということで、自動車交通をある程度規制することで我慢して貰おうと考えた。この考え方方は當時としてはまだ一般的な基準にはなっていなかったが、この頃次第に専門家の間で主張されるようになってきた地区交通計画の考え方そのものであった。

整備の目的として、東外堀付近は江戸末期の萩の姿に戻すことを考え、絵図・文書に基づいて歴史的研究を行った。その結果、江戸末期には、この外堀は幅 8 間で堀沿いに町屋が建っていたが、江戸初期の城下町建設当初においては外堀幅は 20 間で堀沿いは道路になっていたことも明らかになった。そこで、検討の結果、外堀の幅は江戸末期の幅 8 間で復元することにした。しかし、その東側のところを南北に走る幅員 16m の都市計画道路今魚店金谷線が事業決定され、既に北端から用地買収が始まっていたため、外堀の東端の推定線とこの都市計画道路との間の部分の取り扱いが問題となった。このまま都市計画道路事業が進めば、史跡である外堀と新都市計画道路との間に幅 8m 程度の狭い半宅地が残地として残り、そこに新しい小さな家でも建てられると、萩のシンボル的な役割を果たすべき外堀空間の景観を形成することができなくなってしまう。このため、道路から堀までを一体的に整備することが必要であると考え、この都市計画道路を外堀まで拡幅変更して、拡幅部分は歩行者・自転車のために縁道化し、歴史的・景観的にも好ましい形にしようと考えた。

検討の結果、この残地を建設省・文化庁の合併事業により全部買収して、外堀内の堀内地区の重要伝建地区と外堀外の史跡萩城下町地区とをつなぐ歴史的景観を生かす縁道とすることにした。そこで従来の計画幅員 16m に歴みち事業分の縁道 7~8m を加えた幅員に拡幅するように都市計画変更した。またさらに、東外堀の南の部分は戦後埋められ、市営住宅が建っているが、その改築時期に合わせて移築し、昔通りに外堀を掘り返し、土塁や総門などとともに歴史的な景観を復元整備していくことも基本的な構想として考えた。

この都市計画変更に当って、堀の東端線は多少屈曲しているため、都市計画道路の幅員は凹凸にならざるを得なかった。この当時は、この問題を都市計画担当者に認めて貰うのに非常に苦労したが、こういう先例を作ったことにより、現在ではかなり適用し易くなってきた。

その後、文化財としてその実態が不確かな状況にある萩城外堀付近について、文献調査を行うとともに、用地買収のできたところから順次発掘調査を行い、文化財を専門とする学識経験者と共同で、文化財関係や建設関係の行政担当者・コンサルタントの人たちと歴史的事実を少しづつ確認しながら、検討・協議して、歴みちの計画・設計を検討し、発掘調査で確認された外堀石垣や、町屋の宅地割り、石垣、井戸などの遺構を路面に表示するとともに、その一部の遺構を活用して展示することにし、調査開始以来 16 年の経過の中でようやく工事の方向が見えてきた。

b) 歴史的景観を考えた城下町件築のまちづくり^{12) 13) 14) 15)}

件築は歴史的な武家町と町人町の両方が残る貴重な城下町で、従来、文化庁で伝建地区候補と考えられていた。谷筋にある歴史的な町並みに沿って東西に貫通する都市計画道路宗近魚町線（現道幅員 6m 程度）が昭和 33 年に幅員 12m に拡幅すべく計画決定されたが、昭和 57 年に自動車交通の利便と商店街の活性化を目指して、幅員 16m に計画変更され、県事業により新町付近で道路拡幅工事が一部実施され始めた。谷町筋の商店街の人たちは、道路の拡幅により活性化できると考えたが、歴史的な町並みの意義を重視する人たちは、これ以上都市計画道路宗近魚町線の東西方向への拡幅工事を延伸すべきでないと主張し、大きな論争問題となった。

私が件築市に行ったのは、昭和 62 年 12 月で、丁度この都市計画道路事業で新町地区は工事中であった。昭和 63 年度から平成元年度にかけて、建設省街路課補助の「件築市居住環境整備街路事業調査」を行いうため協議会を作り、私が委員長として計画の検討を行った。

市の中心部である件築地区には、北台・南台に武家屋敷、その間の谷筋に町屋といった歴史的建築物が比較的多く残っていて、規模的には小さいが、「歴史と文化の町」を形成している。一方、地元商店街の人たちは、町の活性化を図りたいという願望がある。この二つの計画目標を達成するために、委員会では町をこの起伏かな城下町の歴史的景観を保つオールドシティ地区と近年開発された周辺のニューシティ地区とに区分して考えた。オールドシティ地区では自動車交通をある程度抑制する方策をとっていくことを基本と考えて、現計画を再点検し、歴史的景観を保全していく町づくりをしていくことにした。ニューシティ地区では自動車社会に対応して骨格道路や幹線道路などの都市基盤施設を整備して、活力ある町にしていくことにした。

このため、既決定の都市計画道路を全体的に見直して、周辺のニューシティ地区には骨格道路などによる積極的な道路整備を考えた。これらの道路でオールドシティ地区を取り囲むような環状道路を計画して、この地区への通過交通を極力排除するように努めた。論議的的となっている谷町筋の都市計画道路宗近魚町線については、地元の色々な意見を汲み取って、(a) 現計画、(b) 部分拡幅案、(c) 既存道路案の 3 比較案を提示して、それらの意義・得失を説明した上で、地元の方々の論議に委ねることにした。

オールドシティ地区における歴史的な町づくりの重要性を市民に認識させ、関心を高め、誇りを持てるようになることが大切だと考えた。そのため、北台・南台の武家屋敷地区において、新たに歴史的な道づくりとして、歴みち事業を行うに相応しい歴史的な道筋のネットワークを提案した。それらの道筋の整備の方法として、インターロッキング¹⁶⁾や石畳の舗装から一歩踏み出して、往時の土砂道を思わせる工法を工夫した。北台では歴史的な武家屋敷の大原邸、磯矢邸を買収して復原整備し、南台では移築の武家屋敷を含めて件築市城下町資料館を新設して、歴史・文化拠点とし、歴史的な地区的既存の道路 13 路線をそのまま都市計画決定して、平成 5 年から順次土質系舗装を行った。加えてこの地区が

テレビのロケ地となったことから、観光客も増加してきた。このような市の努力によって、徐々に歴史的な町並みに対する市民意識も変化してきて、次第に歴史的な町並み景観を大事にしようという考え方方が理解され、歴みちの沿道で協力する人が出るようになってきた。

上記のような意識改革に努めたが、宗近魚町線の沿道の人たちは、街路事業による移転補償等で老朽化した現在の生活様式に合わない建築物の建替え意向が根強く、16m 拡幅を要望した。このまま拡幅すると、優れた景観と勾配を持つ酢屋の坂が損なわれ、その脇にある代表的な歴史的建築物も失われてしまう。そこで、これらの歴史的建造物を市の文化財に指定し、これらの建造物に道路が掛からないよう線形変更し、その部分の計画幅員を 12m に変更して凸凹道路にし、平成 8 年に杵築市はこの地区に歴史的町並みの保全型の旧町屋地区地区計画を定め、併せてまちづくり条例により町並みを保全することにした。

ところが、平成 11 年に宗近魚町線の新町にあった大型スーパー店が新市街地に移転したため、商店街の核を失った。市は既存施設の再利用で財政負担を軽くし、かつ拡幅整備する宗近魚町線の活性化にも寄与できるように、その建物を市庁舎にすることに決定し、地区計画に従って、周辺の町屋風の町並みに調和した外観に改造し、平成 12 年に市庁舎を移転した。宗近魚町線の拡幅事業はようやく開始され、現在工事中である。こういった長年にわたる色々な努力がどういう結果を齎すことになるか、今後に期待したい。

c) 日光杉並木街道の保存管理のための道路計画・都市計画^{16) 17)}

日光杉並木街道は日光街道、例弊使街道および会津西街道の三街道から成り、総延長 37 km に及ぶ。その両側の杉並木は日光東照宮の参道並木として、寛永 2 年(1625)から 20 数年かけて植栽されたもので、現在わが国で唯一、国の特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている。しかし、日光杉並木街道は全て国道に指定されて交通幹線になっており、街道沿線の無秩序な宅地開発や年々増大する自動車交通の排気ガスや振動による悪影響とともに、樹木それ自体の老齢化等の諸事情によって、昭和 36 年には約 16,500 本あった並木杉は年々衰弱して、毎年 100 本近くも枯れてしまうため、栃木県はその対策を講じるために、昭和 52 年 3 月に「日光杉並木街道保存管理計画」を策定した。

この保存管理計画では、並木敷の両外側 20m の範囲内の地域を日光杉並木街道保全地域として開発行為を抑制し、特に、A 地域については、所有権との調整に配慮しながら、史跡に追加指定して指定地域の拡大を図るほか、その公有化を進めることにしていた。このほか、並木杉の保育として樹勢の回復や後継樹の補植、交通対策としてバイパスの検討や側道および進入路の整備等を推進することにしていた。

これに基づいて県教育委員会は努力したもの、他の部局の積極的な協力も弱いため、なかなか実績が上がりらず、杉並木の減少の割合は変わらなかった。そこで、平成 2~3 年度に日光杉並木街道保存管理計画策定委員会が設置され、初めて私も委員として参加した。平成 3 年度より、県の土木部長と土木部の道路・都市計画担当者と日光・今市両市の担当者が参加した。

この杉並木を保全していくためには、交通対策としてバイパスの検討や側道および進入路の整備を適宜図るとともに、杉並木街道の自動車交通を禁止し、道路の路面や側溝の確保と法面確保のために従来進めてきた道路面の掘り下げによる根の切断と、崩落する法面保護のために行ってきた石積整備を取り止め、杉並木街道を元通り旧状に復することが大切であると考えた。そのため杉並木街道の自動車交通を禁止するには、国・県による長・中距離交通のための幹線バイパスとともに、両市による沿道の近距離交通のための側道整備を行うことが必要になった。

その後、平成 9~12 年度に「日光杉並木街道保護方策検討委員会」が開催され、私も委員として参画した。杉並木保護のためには、路面を嵩上し、並木敷の勾配を緩めて、さらに通過交通を止め、石垣を取り除き、舗装を剥がして歩行者道にすることが望ましい。モデル実験による検討の結果、樹勢回復を

図るために根系の分布領域を確保するための法面の崩落防止、露出根への客上が最も有効であるとわかったため、街道復原の対象箇所の整備方法は、自動車の通行がない箇所は、土壤と砂利敷とし、自動車の通行がある程度ある箇所については、新しい樹勢回復の手法としてボカラ工法を採用することにした。ボカラ工法は図-1に示すような六面体の内部を凹筒形でくりぬいた無筋コンクリートブロックを地中に敷設し、その中に逓効性の堆肥等を混入した土壤を充填して法面の細根に養分を補給するとともに、ボカラの上に穴空床版コンクリートを打設して通行車両の車重を受け止めて、ボカラ内部の土壤を柔らかく保ち、根の生育しやすい空間を確保するための工法である。ただし、幹線バイパスやミニバイバスの完成により、杉並木道の交通を制限しなければ実行できないので、今後それ以外の所では並木敷法面の土留め工法は、樹根の生育に必要な空気の流通を遮断する練石積工は避け、原則として木構工法や土壟積工法によることにした。

「日光杉並木街道保存計画」はこういう長期にわたる検討により、徐々に実行する中で、問題を見付けては再度具体的に検討し、実行するという具合に、少しずつではあるが着実に進んでいる。例えば、平成3年度の新しい保存管理計画の策定以降、並木敷の両側20m幅の土地を買い上げる公有化事業では、公有化率が計画策定期の6.8%（平成3年度末）だったが、平成11年度末には15.3%まで高まってきたし、平成8年秋から「日光杉並木オーナー制度」が創設され、保護対策が徐々ではあるが着実に進んでいる。また幹線道路として、日光街道（国道119号）の新しい国道119号としての日光宇都宮道路が開通し、今市市大沢地区・森本地区・日光市野口～瀬川地区では国道119号のミニバイパスや側道が整備されており、また例幣使街道（国道352号）のバイパスとして今市市から鹿沼市までの例幣使バイパスの整備も行っている。この間、並木杉の残存数は平成11年度末で約12,850本と減少の一途を辿っているが、その減少の割合は、平成3年の保存管理計画の見直し以降、毎年50本と減少のペースを半減している。今後も、長い目で検討し、改善策を求め、順次実行していくことが大切である。

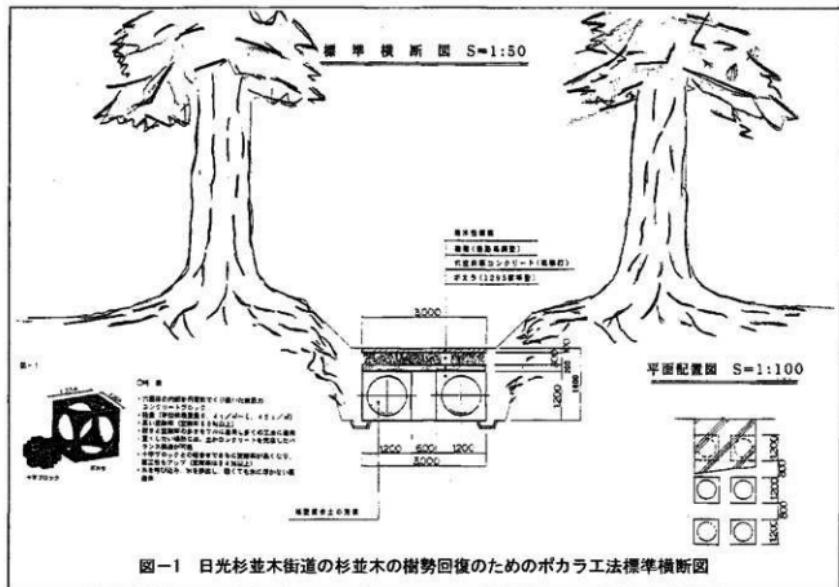


図-1 日光杉並木街道の杉並木の樹勢回復のためのボカラ工法標準横断図

d) 世界文化遺産「姫路城」の周辺地域のみちづくり・まちづくり^{18) 19) 20)}

平成5年に姫路城が世界文化遺産に登録されたことから、その周辺地区は緩衝地域（バッファゾーン）として、世界文化遺産を支える周辺環境に相応しい形に整備していくことが求められている。このため、姫路城の周辺の堀や道路を整えることによって、歴史的環境に相応しい町並みへの方向付けをしていくことを考えた。

それに先立って、特別史跡内において国道2号と都市計画道路城東線の交差点改良事業を前提とした特別史跡現状変更について、平成7年7月に文化庁の許可を受け、總社門樹形跡部分の土壘の発掘調査を実施した結果、土壘内から總社門の最西部の石垣の一部と石組暗渠等が平成8年1月に発見された。石垣は歩道の拡幅予定地の下にあったため、市は文化庁とも協議し、歩道幅を予定の3.5mから2.5mに変更するとともに、その石垣2石をすぐ脇の石垣部に移し、発掘調査によって確認された總社門の石垣と暗渠の形状を象った造構表示を施すことにした。歩道部分については直ぐ実施したが、車道部分については、「横断歩道の状態が損なわれる」「追突事故につながる恐れがある」という理由で公安委員会が難色を示していたが、協議の結果、ようやく平成10年10月に段差ができないように路面に80cm×50cmの御影石を50cm間隔で埋め込むことができた。このように車道に自然石で造構表示したのは全国でも初めてのことである。

平成6年度の「姫路城周辺地区歴史的地区環境整備街路事業調査報告書」を受けて、平成7年度に歴みち事業による第Ⅰ期整備として、東部中濠線、寺町線、北部中濠線の3路線が現道幅員で都市計画道路として新規計画決定され、順次整備が進められている。

2. 都市計画側から見た三宅御土居跡における街路事業と文化財保護との調整の意義と今後の課題^{21) 22)}

(1) 問題の発端

益田市は鳥取県の最西端にあって山口県と接し、北の日本海や南の中国山脈等に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、県西部の中核都市としての役割を担うとともに、平成5年7月には石見空港の開設により、産業文化都市としての性格を備えた拠点都市としての成長が期待されている。また本市益田地区は中世の領主益田氏の拠点であって、今でもその時代の歴史的な文化遺産が数多く点在している。中世文化を伝える文化財としては、国指定重要文化財の万福寺本堂・染羽天石勝神社本殿、国指定史跡及び名勝の医光寺・万福寺の庭園、県指定史跡の七尾城跡・三宅御土居跡、県指定建造物の医光寺總門（伝七尾城大手門）などがあり、また中世から受け継がれた地割りも良く残されている。

ところが、昭和58年の山陰豪雨災害によって益田川が決壊して氾濫した結果、益田地区は大きな被害を受けたことから、同年12月に策定された鳥取県・益田市・三隅町防災都市構想が策定された。益田市に関しては街路網整備と河川改修計画を内容とするもので、これに基づいて災害に強いまちづくりが進められてきた。このうち、新たに計画された都市計画道路沖田七尾線は国道191号線と七尾町を結ぶ幅員4m程度の道路を防災道路として幅員12mに拡幅するものであった。この路線は北半分を県事業で南半分を市事業で施工することになった。ところが、この路線が県指定史跡の三宅御土居跡を横断し、しかも文化財担当者と事前協議もなく決定されていたため、その後、防災対策が大事か、文化財が大事かで、大きな論議を巻き起こした。既に論議以前の段階から、橋を中心とした道路建設は進み、三宅御土居跡の保存運動の続く中で、その決着を見ないまま、その両側の道路も建設され、県事業分は三宅御土居跡の部分を残すのみとなってしまった。

私が島根県・益田市の依頼を受けて、上記のように紛糾して、困っている現地を訪れたのは平成5年2月のことであった。事前に問題の概況を伺ったが、一方、横浜の図書館で三宅御土居跡の問題を書いた井上寛司教授の論文が載っている本²³⁾を見付け、問題を理解するのに大変参考になった。しかし、現地に来て、県事業分の道路が三宅御土居跡の180m程の区間を残して既にほぼ出来上がっており、三宅御土居跡には泉光寺があり、その土壘上が墓地になっている姿を見て、問題の難しさを一層痛感した。現地で関係者の方々から実情を伺った上で、私は近年、都市基盤施設の開発と文化遺産の保存を巡って争っている問題に対して、建設省と文化庁の相互理解による協議により、積極的な形でより良い解決に向かって努力し始めている日本各地の実例について、私がこれまで関与してきた問題と対策の具体的な内容とその考え方について説明し、そのため双方が納得できるようなプロセスについて提案した。

(2)新しい計画の提案

その結果、平成5年度から学識経験者および国・県・市の関係機関による「益田市・歴史を活かしたまちづくり研究会」が設置され、益田市のまちづくりのあり方と対応方針についての検討が行われた。研究会には文化財の学識経験者として水原慶二・橋大学名誉教授が私とともに参加され、以後の検討で色々と教えて戴くことができた。この研究会の提言を受けて、平成6年度には市の各分野代表者による「益田市・歴史を活かしたまちづくり検討委員会」が設置され、基本的なまちづくり方針を「歴史を活かしたまちづくり計画」として取りまとめた。

検討に当っては、單に三宅御土居跡の局所問題の解決のみに焦点を当てるのではなく、益田市域全体に散在する歴史的遺産を保全しつつ、現在のまちづくりとどう調和し、地域の文化的環境の創造や地城の活性化の契機にするか等の総合的・全体的な視点をもった将来像を論議し、これに基づいた歴史的地区におけるまちづくりのあり方と、これを支える道路整備の課題と対応

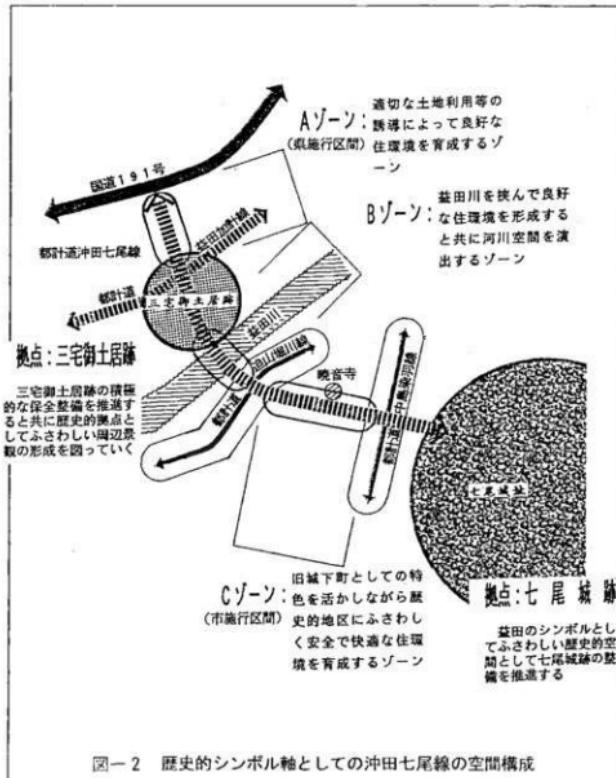


図-2 歴史的シンボル軸としての沖田七尾線の空間構成

方針について検討した。このような全体方針の下に、今回問題となっている「都市計画道路沖田七尾線」の整備に当っても、従来から論議されているような史跡保存か生活道路かという二者対決的な発想ではなく、両者を賢明に両立させる道を追求していくことを考えた。

計画を検討するに当っては、益田地区の歴史的・文化的な背景や地区的構造をまちづくり計画に反映・活用させていくことを考えた。この地区的基本的な地区構造を検討すると、「七尾城跡」「三宅御土居跡」「医光寺」の三つの歴史的・文化的な拠点が互いに結び合った「トライアングル構造」を形成しており、これらの軸線を意識した街路整備や拠点整備を考えていくことにした。沖田七尾線は三宅御土居跡と七尾城跡を古くから繋ぐ歴史的シンボル軸であり、図-2に示すような空間構成の考え方に基づいて、両者の史跡復原整備と一緒にして、史跡と調和した街路空間を創出するとともに、地区内の生活道路として車交通の円滑なアクセス機能も確保していくことにした。また三宅御土居跡の北側を通る都市計画道路益田加計線についても、今後三宅御土居跡の調査によって史跡の保全と一体的な整備のあり方を考えていくことにした。また医光寺や万福寺、大石勝神社などの参道空間や歴史的な道筋を整備して、トライアングル構造の歴史的地区における歩行者環境を整えていくことにした。

三宅御土居跡の取扱いについては長期にわたって段階的に考えていくことにし、第1期では道路敷外の買収用地を広場として確保し、史跡に係るる計画範囲の用地を全面発掘し、調査で明らかになった遺構の表示や展示などの整備を行って、史跡としての三宅御土居の認識を深め、史跡の復原整備を進める意識を高める。道路は発掘された遺構面より50cm以上のクリアランスをとり、E.P.S.工法⁴⁾を使用する等により、車の影響による遺構の変形や破損がなく、将来再発掘も可能な構造にして、今後も連続して保存整備を進めることのできる計画とする。第2期では、三宅御土居跡と七尾城跡がワンセットで国指定史跡となり、保存管理計画を策定し、公有地化と整備を進める。第3期では、調査が進めば、沖田七尾線の三宅御土居部分の見直しを図り、道路の変更を前提として、三宅御土居の復原を考える。

なお三宅御土居部分の道路構造については、①地表部使用時も遺跡を十分に保護すること、②発掘時の遺構面の覆いが重機を使用せず人力でできること、③施工が迅速で遺構面の乾燥収縮を発生させないで済むこと、④必要なときには短期間で遺跡が再発掘可能であること、⑤上部を道路として使用した場合にも上記条件を満足し、かつ道路の機能を有すること、を目的としてこれに適う構造を検討した。この結果、図-3のような制限速度 20km/h を考慮した構造の遺構保護壁上としている。

沖田七尾線の計画に当っては、走行速度抑制と通過交通排除のため、三宅御上居部分の道路線形を周辺から目印にもなっている2本のモノキを囲むように湾曲化することを当初提案したが、その後根元



図-3 沖田七尾線の三宝御土居跡部分における遺構保護盛土工法断面図

幹部の腐朽がひどく、周辺住民の反対も強く、とうとう切り倒さざるを得なくなつたのは残念であった。木はなくなつたが、その部分は中央分離帯によって湾曲化させ、かつハンプ[△]や狭窄[○]やボラード[◎]を適宜配置して、走行速度を抑制するようにした。

(3) 晓音寺付近の新たな課題と対応策

また、沖田七尾線の現場を見学していた時に、現道の鍵曲り部分にある曉音寺の山門と鐘楼の姿に引き付けられた。寺は石垣を積み、道路面より少し高い所にあり、軸線正面に望まれる姿は、印象的な歴史的景観であった。県事業区間の三宅御土居跡の保全のために、検討の結果、この沖田七尾線を三宅御土居跡と七尾城跡を古くから繋ぐ歴史的シンボル軸と位置付け、史跡と調和した街路空間を創出するとともに、地区内の生活道路として車交通の円滑なアクセス機能も確保していくことにした。その考え方からすると、市事業区間にもそのような隠れた歴史的文化遺産があるのに、誰も気付かないで、壊そうとしているのではないか。このまま道路事業が進むと、この部分は大きく削られ、山門と鐘楼は後退させて、寺境内に密集して押し込まれ、貴重な歴史的景観は壊されてしまう。そこで、早速この部分の道路線形について再検討するとともに、この付近の発掘調査もして貰った。文献調査や発掘調査の結果、曉音寺の歴史的価値が次第に分かってきた。そこで、この鍵曲り構造をそのまま残そうとしたが、時既に遅く、曉音寺の向い側の家の移転が完了していたため、その家を再移転させることは到底できず、またもや難問に行き当つてしまつた。

そこで、その条件の下で、できるだけ曉音寺鍵曲りの歴史的景観を保全し、かつ歴史を活かしたみちづくりに相応しいシンボル的な道路として整備を図るために、5代替案を作って比較検討した。その結果、図-4に示すように、曉音寺境内地に歩行者空間を確保して、山門・鐘楼を1~2m後退させるも、道路敷内に出っ張らせ、曉音寺の所で、車道を南側に湾曲シフトさせ、南側の歩道を狭める配置にした。歴史的な鍵曲り構造を理解させるため、舗装の材料を変えて、現地に表現しているが、この方法は姫路市が実施した方法を一步進めたもので、全国でも特筆されるものである。以上のような計画に基づき現在工事中である。

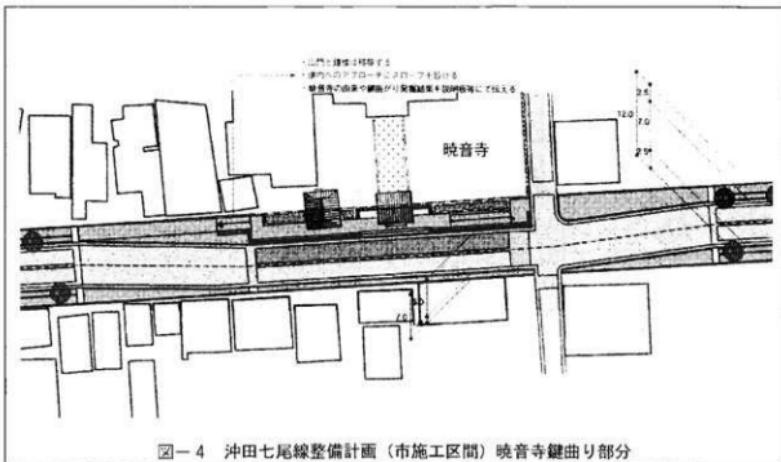


図-4 沖田七尾線整備計画（市施工区間）曉音寺鍵曲り部分

(4) 今後の課題

今回の益田市における都市計画道路沖田七尾線の建設と県史跡三宅御土居跡の競合問題は、益田川水

害を契機に、地元住民にとってこれまで日常的に使用してきた生活道路を、より一層安全で便利な道路にしようという素朴な考えから計画したことに始まった。ところが、この道路が中世益田氏の貴重な遺構である三宅御土居跡を通過するように路線選定していたことは、大問題であった。

道路が大半でき、問題がこじれてから解決に当たったため、両者の共存を短期的に図るため、E.P.S.工法や自動車交通抑制の手法を使用することにより、自動車の走行速度を下げ、遺跡を保護するように努めた。また三宅御土居跡では道路脇の買収用地を道路ボックストパーク^⑩とし、発掘調査で明らかになってきた歴史的な事實を地上面に表現することにより、遺跡公園的な整備をして、多くの人々の理解と認識を得るために手助けに役立つように工夫した。今後長期的には、三宅御土居跡を国史跡として七尾城跡とともに復元整備していくために、この道路に代わる路線を総合的に検討して計画の上、建設していくことが重要である。

益田市のまちづくりに当っては、安全で快適であることも必要だが、歴史と文化を重要視していかなければ、何にもならない。歴史的地区における文化財や歴史的建造物などのように地区的形成を物語る貴重な遺産や地区を特徴づける景観、また生活の場として良好な自然環境を誇りに思って大切にし、将来とも失うことなく、むしろ積極的にまちづくりに活用していくことを提案したが、今後、市全体に亘って調査検討を進め、一歩一步実現していくことが重要である。

3. 終りに当って

歴史的地区における保存と開発の競合問題は、当初においては明確な指定文化財を開発側が侵害するものから、まだ指定はされていないが歴史的文化遺産として貴重と考えられるものを、指定されていなければ、何にもならない。歴史的地区における文化財や歴史的建造物などのように地区的形成を物語る貴重な遺産や地区を特徴づける景観、また生活の場として良好な自然環境を誇りに思って大切にし、将来とも失うことなく、むしろ積極的にまちづくりに活用していくことを提案したが、今後、市全体に亘って調査検討を進め、一歩一步実現していくことが重要である。

その間に、土木分野においても、土木史研究が進み、土木構造物が文化財として指定されるようになってきて、建設側でも、歴史的な文化遺産を尊重するようになってきて、事前に文化財側と相談しながら、積極的に協力するようになってきた。

ここで述べた実例の多くは、ある程度問題がこじれてから、後追い的に次善策を求めて、解決に当ってきたものである。そのため、計画事業も要請された範囲の中でしか処理できなかった。今後、各地の建設担当者が、まちづくりに当てその地域の歴史・文化・環境を十分理解し、尊重して、最初からまちづくりの基本的な要素として考えた総合的な計画を立案して、進めていくことを願うものである。21世紀において後に続く方々の知恵と情熱と工夫に期待したい。

用語解説

- a) ランドマーク(Landmark)：目印となる地物。煙突などの高い塔状の構造物や教会の尖塔のような輪郭線の形狀が特異な建造物、大きな独立樹などが該当する。移動に際しての目標や参考点となる。
- b) アメニティ(Amenity)：快適性、快適な環境、住み心地の好さといった意味であるが、イギリスの都市計画家 Sir William Holford の定義によれば、「アメニティとは単に一つの特質をいうのではなく、複数の価値の総体的なカタログである。それは芸術家が目にし、建築家がデザインする美、歴史が生み出した快い親しみのある風景を含み、ある状況の下では効用、すなわち、然るべき物（例えば、住居、暖かさ、光、きれいな空気、家の中のサービスなど）が、然るべき場所にあること、すなわち全体として快適な状態をいう」。アメニティとは貨幣価値に換算できるもの、いわゆる数量化でき

- るものだけを重視するのではなく、貨幣価値では測れず、それ故また住民生活にとって根源的価値のあるものを重視することを意味する。
- c) インターロッキング舗装(Interlocking paving)：ブロック舗装の一種。厚さ 60mm 以上の高強度コンクリートブロックを用いて、ブロック同士の噛み合わせによって交通荷重を広範に分散させ、また水平方向のブロックの移動を拘束する方式の舗装をいう。
 - d) E. P. S. 工法(Expanded Polystyrol Construction Method)：きわめて軽い発泡スチロールの大型ブロックを軟弱地盤上の盛土や橋台の裏込めとして用いることで、地盤の沈下や橋台への土圧を軽減する工法。この特徴を利用して埋蔵文化財の保護のために応用できる。
 - e) ハンプ(Hump)：車道を横断する形状で設置され、一般的に滑らかに凸状にした舗装。走行中の車両に垂直方向の加速度が生じるため、運転者に速度を抑制させる効果がある。主に歩車共存道路に設置される。
 - f) 狹窄(Pinch point)：歩車共存手法の一つ。車両通行帯の幅員を部分的に狭めて自動車の速度抑制を図る。2 車線道路を部分的に 1 車線化する大胆なタイプもヨーロッパには多い。手法としては植栽を施すことが多いが、見通し確保と自転車の扱いに注意が必要である。
 - g) ボラード(Bollard)：地区における交通抑制策の一つであり、自動車の歩道への乗上げを防止するため歩道と車道の境界に設置する杭。安全柵としての機能を兼ねさせることもある。
 - h) ポケットパーク(Vest-pocket park)：都心部の小公園あるいは小広場。通常、街路に沿った路側広場の一形態をいう。交差点角地や沿道の空地を利用し、人々の交流の場および休憩の場として設けられる。噴水やモニュメント、ベンチなどが置かれることが多い。

参考文献――

- 1) 歴みち研究会(座長:新谷洋二)『歴史のまちのまちづくり—歴史的地区におけるまちづくりの理論と実践』(社)日本交通計画協会、1996 年 11 月。
- 2) 新谷洋二「土木における文化遺産に対する考え方と近代化遺産の取り扱い」文化財の保護(東京都教育委員会)、26 号、1994 年 3 月。
- 3) 新谷洋二「土木文化財の保存と活用の現状—四谷見附橋を中心として」技術と文明、6 卷 2 号、1991 年 2 月。
- 4) 四谷見附橋研究会(新谷洋二他 4 名)『四谷見附橋物語』技報堂出版、1988 年 3 月。
- 5) 四谷見附橋研究会(新谷洋二他 4 名)「土木史から見た四谷見附橋」日刊建設工業新聞、1984 年 9 月 10 日～1985 年 6 月 10 日。
- 6) 新谷洋二「都市景観美・考シンポジウム基調講演「東京・四谷見附橋の架け替えに思う、残したい“歴史の美しさ”」読売新聞、1988 年 8 月 15 日。
- 7) 新谷洋二「近代土木文化遺産の評価と指定に関する課題」文化財の保護(東京都教育委員会)、33 号、2001 年 3 月。
- 8) 新谷洋二「保存と開発の調和をめざして—城下町の道路計画—」高田邦道監修『交通計画集成 9、観光地域の交通専用マネジメント—文化遺産・自然資源の活用とまちづくり—』地域科学研究会、1997 年 12 月。
- 9) 「萩歴史的地区環境整備街路事業昭和 60 年度計画報告書」萩市、1986 年 3 月。
- 10) 「萩城跡外堀調査報告書」萩市教育委員会、1988 年 9 月。
- 11) 「萩市堀内地区外堀通り整備詳細計画(都市計画街路今魚店金谷線)報告書」萩市、1998 年。
- 12) 「杵築地区居住環境整備街路事業調査報告書」大分県杵築市、1990 年 3 月。
- 13) 「歴史的地区環境整備街路事業計画調査報告書」大分県杵築市、1993 年 3 月。
- 14) 「杵築市杵築地区歴史道路整備計画調査報告書」大分県杵築市、1995 年 3 月。
- 15) 「杵築地区街並み・まちづくり総合支援事業基本設計書報告書」大分県杵築市、1998 年 3 月。
- 16) 「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保存管理計画」栃木県教育委員会、1992 年 3 月。
- 17) 日光杉並木街道保護方策委員会「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保護方策検討委員会報告書—21 世紀の杉並木と街道の具体的な保護方策を求めて—」2000 年 7 月。
- 18) 「姫路城周辺・歴史的地区環境整備街路事業調査報告書」姫路市、1995 年 3 月。

-
- 19) 「姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業（歴史的地区環境整備街路事業）姫路城周辺地区・歴みち事業検討会報告書」姫路市、1997年4月。
 - 20) 「姫路城周辺地区街路整備実施計画研究会報告書」姫路市、1998年3月。
 - 21) 「益田市歴史を活かしたまちづくり計画策定調査報告書」益田市、1994年3月。
 - 22) 「益田市歴史を活かしたまちづくり計画、歴史的地区環境整備街路事業調査報告書」益田市、1995年3月。
 - 23) 井上寛司「『宅御土居跡の保存をめぐる現状と課題』、歴史学研究会編『遺跡が消える－研究と保存運動の現場から』青木書店、1991年9月。

写 真 図 版



三宅御土居跡遠景（西側から）

写真図版 2



三宅御土居跡全景



調査地遠景（北西から）

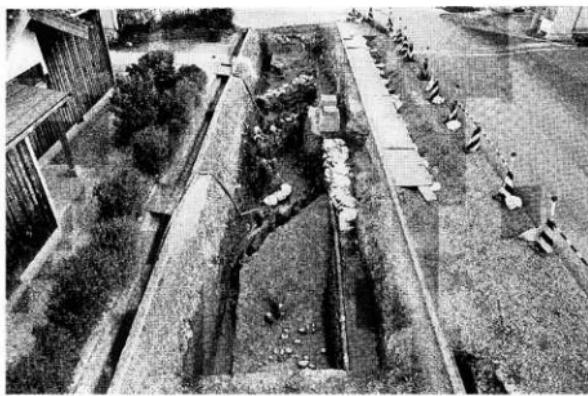
写真図版 4



調査前状況



調査前状況



第 I-2 区完掘状況
(北から)

第II-1区完掘状況
(南西から)



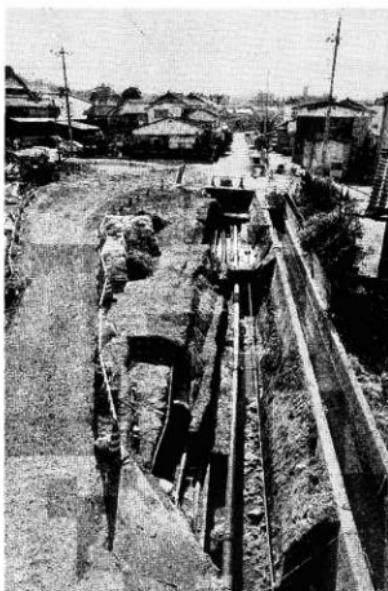
第II-1区土層堆積状況



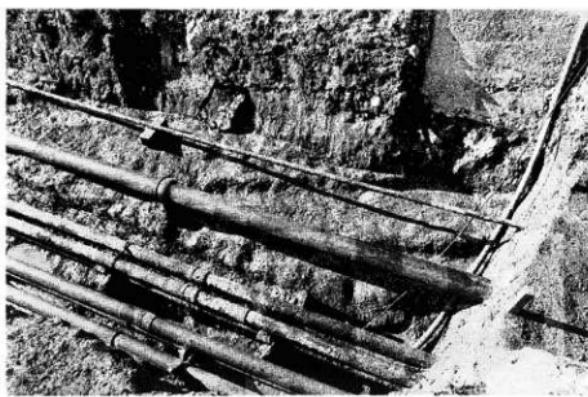
第II-2区完掘状況
(西から)



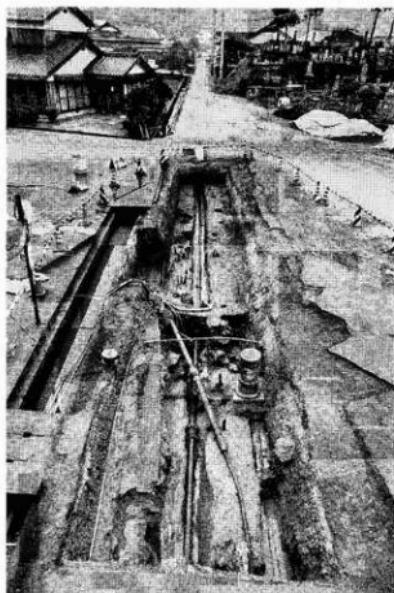
写真図版 6



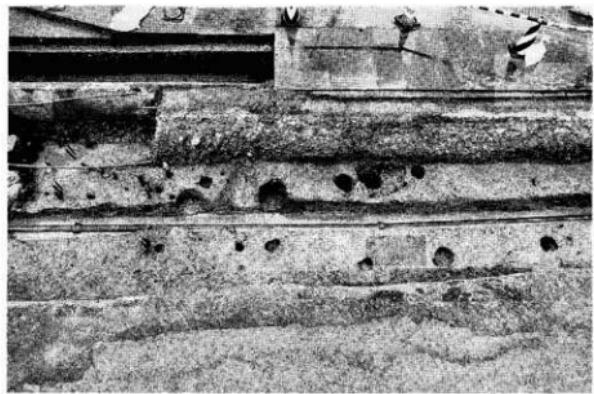
第II-3区完掘状況（東から）



第II-3区堀肩検出状況



第II-4区完掘状況
(西から)



第II-4区遺構検出状況

写真図版 8



第II-5区完掘状況

(北から)



第II-5区遺構検出状況



第II-5区主郭部北端の

落ち込み



第四調査区全景

写真図版10



第Ⅲ調査区北端
(主郭部北端)



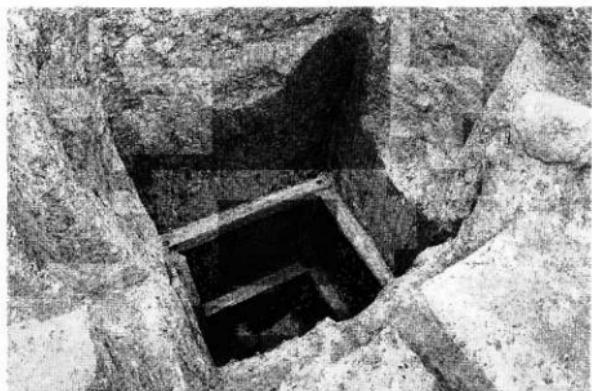
SK305完掘状況



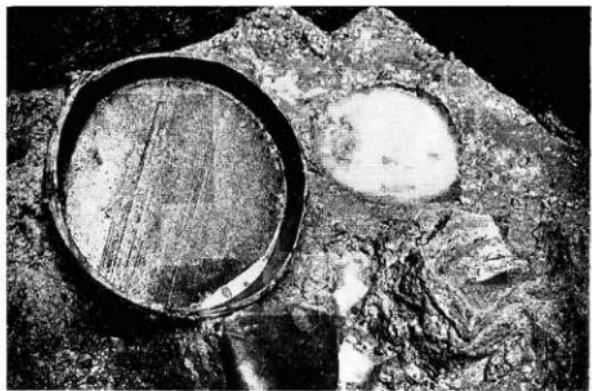
礫面検出状況



羽口出土状況



SE302掘削状況



SE302内遺物出土状況

写真図版12



第Ⅲ調査区道路部分完掘状況（南から）

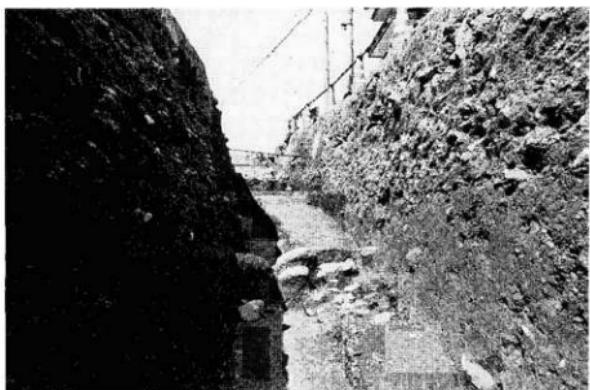


SE301掘削状況

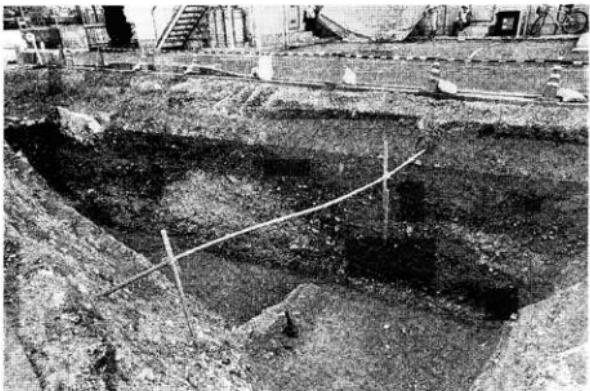


第IV-1区完掘状況

(北から)



第IV-1区土層堆積状況



第IV-2区完掘状況

(北東から)

写真図版14



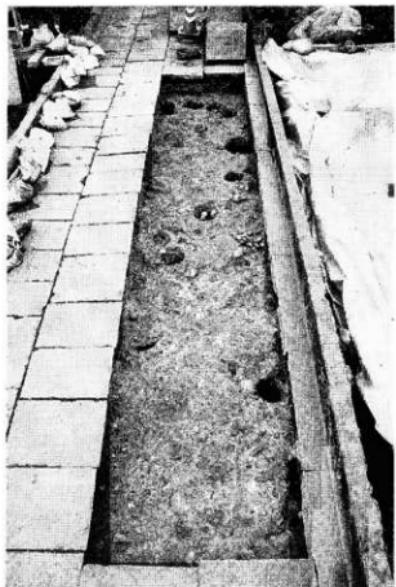
第Ⅳ—4区
帶曲輪造構面検出状況



帶曲輪造構面下の堀跡（SX404）完掘状況

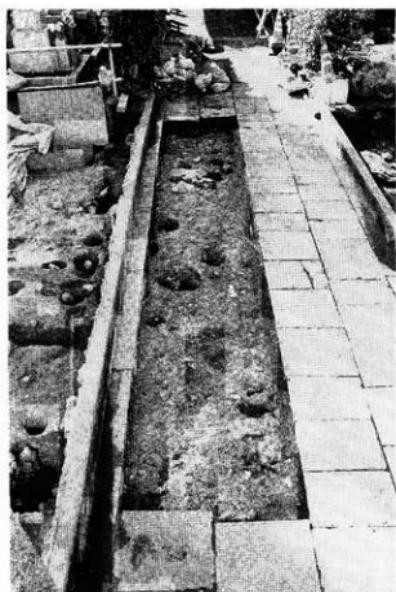


第IV-5区完掘状況
(南から)



第IV-6区北側調査区完掘状況（東から）

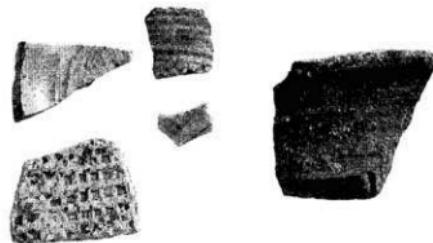
写真図版16



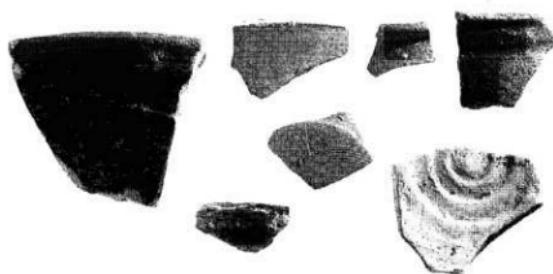
第IV-6区南側調査区完掘状況（東から）



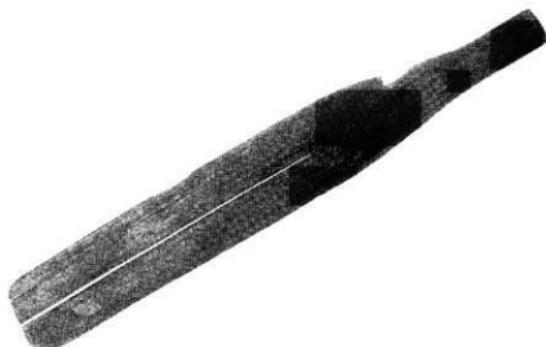
第IV-7区完掘状況
(南から)



第Ⅰ調査区出土遺物



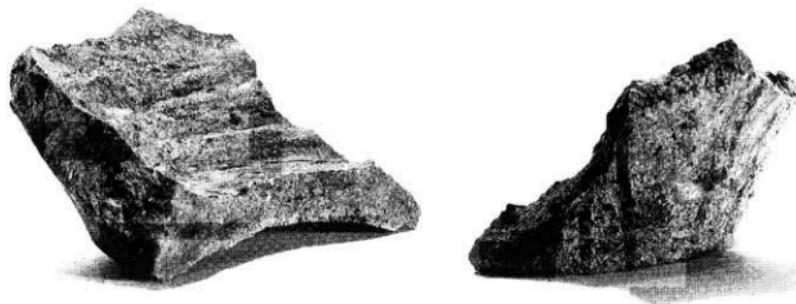
第Ⅱ調査区出土遺物



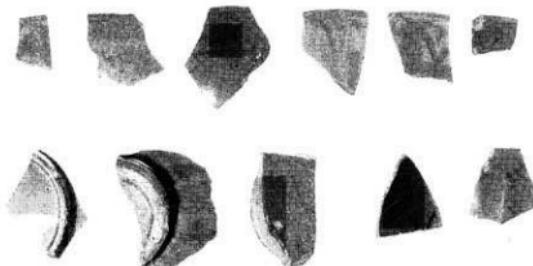
第Ⅱ調査区堀跡内出土木製品



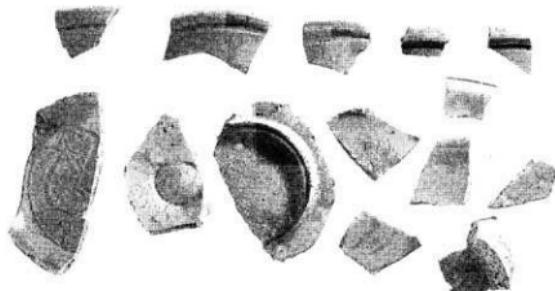
第Ⅲ調査区出土遺物（土師質土器）



第Ⅲ調査区SE302内出土陶磁器

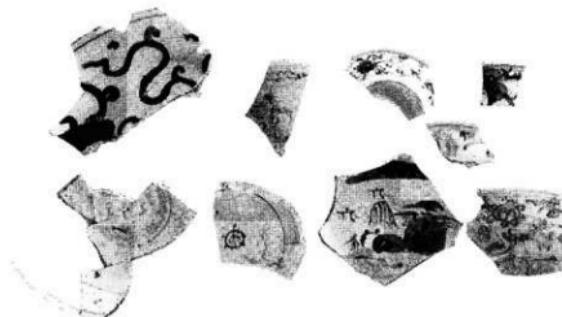


第Ⅲ調査区出土遺物（青磁）

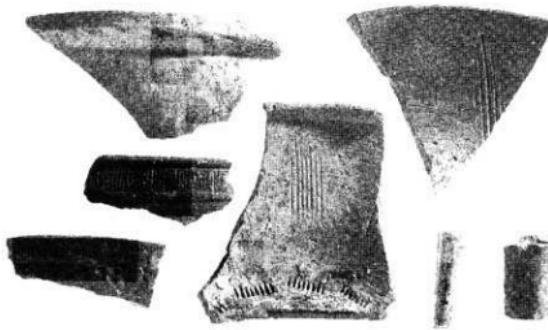


第Ⅲ調査区出土遺物（白磁）

写真図版20



第Ⅲ調査区出土遺物
(染付)



第Ⅳ調査区出土遺物
(瓦質土器)



第Ⅳ調査区出土遺物

報告書抄録

| | | | | | | | |
|--------|---|------------------|--|--|--------------------------------------|----------------------|------|
| ふりがな | みやけおどいあと | | | | | | |
| 書名 | 三宅御土居跡 | | | | | | |
| 副書名 | 沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 | | | | | | |
| 卷次 | | | | | | | |
| シリーズ名 | | | | | | | |
| シリーズ番号 | | | | | | | |
| 編著者名 | 長澤和幸 | | | | | | |
| 編集機関 | 益田市教育委員会文化振興課 | | | | | | |
| 所在地 | 〒698-0034 島根県益田市赤城町18-6 TEL0856-31-0623 | | | | | | |
| 発行年月日 | 2002(平成14)年1月15日 | | | | | | |
| 所収遺跡名 | 所在地 | コード | 北緯 | 東経 | 調査期間 | 調査面積 | 調査原因 |
| | 市町村 | 遺跡番号 | | | | | |
| 三宅御土居跡 | 島根県 益田市 三宅町 | 32204 | 34°40'28" | 131°51'33" | 199612～ 200003 | 4,000 m ² | 道路整備 |
| | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | 主な遺物 | 特記事項 | | |
| | 城館跡 | 平安時代末～ 安土桃山時代 | 堀跡 櫓立柱建物跡 石組み井戸跡 木組み井戸跡 土塁 溝跡 | 因産陶磁器 貿易陶磁器 土師質土器 瓦質土器 鐵滓 木製品 | 幅10～20mの堀跡を確認。 堀を埋めて帶曲輪を造成したこと確認。 | | |

沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書

三宅御土居跡

2002年1月発行

編集・発行 益田市教育委員会
鳥根県益田市常盤町1番1号
印 刷 富士印刷株式会社
鳥根県益田市あけぼの東町8-13